

# 新しい名張市総合計画 前期基本計画(素案)

## 序章 前期基本計画について

基本計画は、基本構想の具体化を図るため、中期的な視点から体系的に主な施策をとりまとめるもので、この前期基本計画は基本構想の前期6年間〔2004(平成16)年度～2009(平成21)年度〕の施策についてその展開方針とりまとめています。

### 1. 計画の構成

- 基本方針 …… 施策の推進にあたっての基本的な方針を包括的に定めています。
- 目 標 …… 施策の重点的な目標を掲げています。目標は、文章による記述と併せて、可能な限り数値を掲げ、具体的に表現しています。
- 施策の展開 …… 施策の展開を「施策体系」として体系化するとともに、この体系に基づき施策の展開方針や主な事業を明らかにしています。

### 2. 施策の体系

基本構想で定めた次の五つの政策目標ごとに施策を体系的にとりまとめています。

#### < 政策目標 >

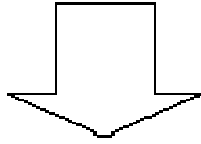
互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし

人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた暮らし

新しい時代を拓く、自立と協働による地域経営



< 将来都市像の実現 >

豊かな自然と文化に包まれ、誰もがいきいきと輝いて、幸せに暮らすまち

< 施策の体系・目次 >

政策 5項目	基本施策 20項目	基本施策 50項目	
第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし	第1節 人を大切にする社会の創造	1 人権の尊重	
		2 男女共同参画社会の実現	
	第2節 参加と共助の仕組みづくり	1 地域づくりの推進	
		2 市民活動の推進	
		3 コミュニティの元気づくり	
	第3節 健康福祉のネットワーク	1 健康福祉まちづくり	
	第4節 健康長寿のまちづくり	1 健康づくり	
		2 地域医療	
	第5節 自立を支える地域福祉	1 高齢者福祉	
		2 障害者福祉	
		3 子育て支援	
		4 社会保障	
		5 雇用の安定	
	第2章 美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし	第1節 良好な地域環境づくり	1 環境の保全・創造
			2 自然環境の保全・活用
第2節 循環型社会の創造		1 省資源・省エネルギーの推進	
		2 ごみの減量化とリサイクルの	

		推進
		3 廃棄物の適正処理
	第3節 新しい名張農業の振興と農山村の整備	1 農村環境整備
		2 森林環境整備
第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし	第1節 計画的な都市環境づくり	1 計画的な土地利用
		2 都市環境
		3 市街地整備
		4 水と緑のまちづくり
	第2節 安全で安心な地域づくり	1 防災
		2 消防・救急
		3 防犯対策
	第3節 快適な生活環境づくり	1 下水道等
		2 上水道
		3 住宅・住環境
		4 斎場・墓地
	第4節 総合的な交通対策	1 交通対策
		2 道路整備
	第5節 都市産業の振興	1 都市産業
		2 観光
第4章	第1節	1 学校教育

豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた暮らし	生きる力を育む教育	2 青少年の健全育成
	第2節 豊かな心を育む生涯学習	1 生涯学習
		2 生涯スポーツ
	第3節 市民文化の創造	1 市民文化
		2 文化資源の保存・活用
		3 文化交流の推進
第5章 新しい時代を拓く、自立と協働による地域経営	第1節 協働のまちづくり	1 市民参画の推進
		2 開かれた市政の推進
	第2節 市民志向のサービス提供	1 質の高いサービス
		2 地域情報化の推進
		第3節 持続可能な市政
	2 効果・効率的な市政	
	3 持続可能な財政運営	
	第4節 広域連携の推進	1 広域連携の推進

## 新しい名張市総合計画 前期基本計画(素案)

### 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

#### 第1節 人を大切にする社会の創造

##### 1. 人権の尊重

###### 【基本方針】

- 人として相互に尊敬し、一人ひとりが尊厳をもって生きることのできる心豊かな「人権尊重都市名張市」の実現をめざします。
- 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権感覚豊かな、差別をしない、許さない市民社会を実現するため、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場で人権・同和教育を推進していきます。
- 同和地区の生活環境の改善など、これまでの事業成果を踏まえながら、必要かつ効果的な施策を総合的に推進します。
- すべての職員が公務員として必要な人権感覚を身につけ、職務が遂行できるよう人権教育を進めるとともに、人権施策を総合的、効果的に進めていくため、庁内の推進体制を整備します。
- 平和は人権の基盤であることから、世界の恒久平和を実現するため、いのちの大切さや平和の尊さを学ぶとともに、国際理解や地球市民としての自覚を深めるなど平和教育を進めます。

###### 【目 標】

「名張市人権施策基本方針」および「名張市人権施策基本計画」を策定し、積極的に推進します。

取 組 み 目 標	内容等	前半(2006年度まで)	後半(2009年度まで)
基本方針、基本計画の推進	計画推進・見直し	基本計画の見直し	基本方針の見直し

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
人権のまちづくり取り組み地区	0	3	14

部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざし、人権・同和教育や啓発活動を推進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
各地区における人権学習会の開催	22 回	25 回	35 回
公民館における人権学習会の開催	49 回	60 回	90 回
企業における人権学習会の開催	3 回	6 回	10 回

これまで取り組んできた同和対策事業の検証と、残された課題の解消を推進します。

取 組 み 目 標	内容等	前半(2006 年度ま で)	後半(2009 年度ま で)
同和地区事業量調査に基づく事業	2009 年度に概ね 完了	—————▶ 概ね完了	

(仮称)名張市人権センターを設置し、より効果的な推進体制を確立します。

取 組 み 目 標	内容等	前半(2006 年度ま で)	後半(2009 年度ま で)
(仮称)名張市人権センターの設 置、運営	2006 年度までに 設置	—————▶ 設置	—————▶ 運営・充実

非核平和都市宣言に基づく平和教育、啓発活動の推進を図ります。

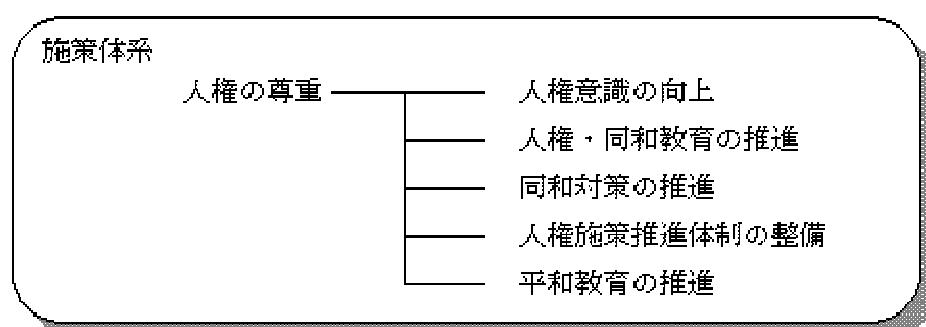
数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
---------	-----	-----------	-----------

市内中学生の平和学習派遣人数	延 100 人	延 130 人	延 160 人
----------------	---------	---------	---------

行政内部及び地域での啓発活動を推進する指導者を育成します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
行政職員の人権大学等への受講者	10	16	22
地域での指導者の養成	0	28	56

## 【施策の展開】



### (1)人権意識の向上

「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」、「人権教育のための国連 10 年名張市行動計画」、「名張市人権施策基本方針」、「名張市人権施策基本計画」の理念に基づき、関係機関や団体、家庭、学校、地域、企業などと連携して、人権意識の向上を図るための幅広い人権教育、啓発活動を進めます。

人権についての正しい理解と認識を深めるために、人権教育のプログラムの整備充実、人権教育の場の確保、人権教育に関する身近な指導者の育成などを進め、学校教育や生涯学習を通して人権学習を積極的に推進します。

地域づくり委員会等のコミュニティを基礎として、日常的、具体的な人権問題への取組み、地域間交流などを進める人権まちづくりの組織の設置や人権育成への支援を行ないます。

すべての行政職員、教職員に対する人権教育を推進し、人権感覚豊かな職員を育成します。



一人ひとりが同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権が尊重される社会を実現するため、講演会や各種のイベント、また、情報技術の活用や広報などを通して積極的な啓発活動を行います。

## (2)人権・同和教育の推進

同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題について正しい理解と認識を深め、人権感覚豊かな人づくりを進めるため、学校における人権・同和教育の充実を図ります。また、教職員の研修の充実を図り、人権・同和教育の内容の向上や指導方法の充実を図ります。

社会教育における人権・同和教育の推進を図り、さまざまな機会を通じて同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題の正しい理解と認識を促進するとともに、指導者の養成を図ります。

名張市人権・同和教育推進協議会の充実を図り、さまざまな団体や人々の連携、交流を図りながら、社会教育、職場研修、地域活動など広範な分野で人権・同和教育の推進を図ります。

## (3)同和対策の推進

「同和地区事業量調査」(平成4年度実施)の結果に基づき推進してきた住環境整備事業をはじめとする様々な事業の効果を検証するとともに、「生活実態調査」(平成15年度実施)の結果等を踏まえ、なお残る部落差別による生活環境の格差の解消に必要な事業については、関係諸団体や対象住民と十分な協議をはかりつつ、年次的・計画的に施策を推進します。

## (4)人権施策推進体制の整備

名張市の人権施策の柱である、人権教育・人権啓発の推進、人権に関する調査研究の推進、相談機能の充実、名張市人権・同和教育推進協議会などの民間団体の取り組みへの支援と連携を総合的、効果的に進めていくため、その拠点となる「(仮称)名張市人権センター」を設置し、庁内外の推進体制を整備します。

## (5) 平和教育の推進

一人ひとりの命や人権尊重を基盤にした恒久平和を築くため、学校や社会教育などを通して、平和教育を積極的に進めます。

国際理解や異文化理解のための教育、また、国際交流や友好親善等を進めることにより、市民の国際社会に対する理解を促進します。

# 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

## 第1節 人を大切にする社会の創造

### 2. 男女共同参画社会の実現

#### 【基本方針】

- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、行政と市民が協働しつつ、推進体制の整備及び啓発事業の実施に努めます。
- 性別にかかわらず一人ひとりの能力や個性がいきいきと発揮され、男女がともに輝く豊かな地域社会を創造するため、お互いの人格や多様な生き方を尊重し合い、男女が社会の対等な構成員として、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面で共に参画し、責任を担う社会づくりを推進します。
- 男女がともに家庭や地域社会の一員として責任を果たしながら、職業生活や余暇活動などに参画していけるよう、多様なニーズに対応した子育て支援策や福祉サービス等の充実に努めます。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った健康増進を図るための施策推進を図ります。また、女性の特性に応じて健やかに安心して暮らせるよう、健康・福祉の増進を図ります。

#### 【目標】

男女共同参画条例の制定及び基本計画を策定し、その推進を図ります。

取組み目標	内容等	前半(2006年度まで)	後半(2009年度まで)
条例制定、基本計画の策定、推進	2006年度までに制定	—————▶ 策定	-----▶ 推進

あらゆる分野への男女共同参画を推進します。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
------	----	----------	----------

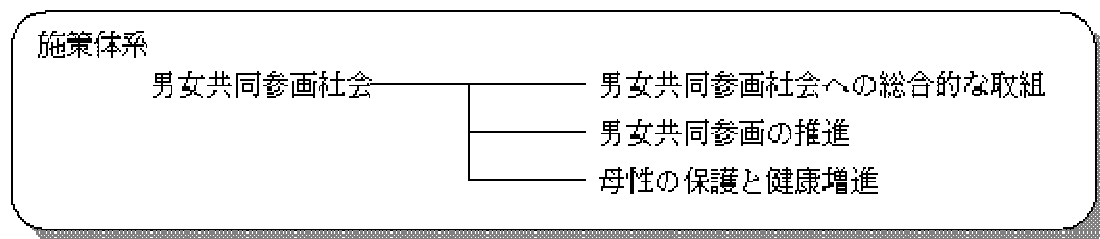
審議会等への女性登用率	22.4%	25.0%	30.0%
男女参画を主体的に推進する団体数	21 団体	25 団体	30 団体

母性の保護と健康増進を図ります。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
妊婦健康診査受診率	92.5%	93.5%	95%
ファミリー・サポート・センター事業(会員数)	100 名	200 名	300 名
放課後児童クラブ	13 箇所	14 箇所	15 箇所

取 組 み 目 標	内容等	前半(2006 年度まで)	後半(2009 年度まで)
ショートステイ	2004 年度から 実施	実施	→
子育て支援総合コーディネート事業	2004 年度から 実施	実施	→

## 【施策の展開】



### (1)男女共同参画社会への総合的な取組

女性行動計画(ベルフラワープラン)に基づき、情報の収集や市民への情報提供を行うとともに、機関紙発行、フォーラムの実施等さまざまな啓発事業を実施します。

固定的な性別役割分業意識の解消や、社会制度・慣習の見直しを進めるため、学校教育や社会教育の場で男女共同参画推進の教育の充実を図ります。

地域特性に応じた男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する都市宣言、条例の制定や新たな基本計画の策定に取り組むなど、総合的、計画的な施策の推進を図ります。

## (2)男女共同参画の推進

### 1.あらゆる分野への男女共同参画

政策や意思決定過程への男女共同参画を推進するため、審議会や団体役員等への女性の登用の拡大を促進します。

職場や地域活動、文化活動、また、広域的な地域間交流や会議などへの女性の積極的な参画によるまちづくりを促進するため、能力開発や人材育成、研修の場等の環境を整備するとともに、主体的に活動する団体等の育成とネットワーク化を支援します。

### 2.労働環境の整備

女性の労働機会の拡大を図るために情報の提供、学習機会の拡大や、職業訓練などを実施します。

労働の場での男女共同参画を実現するため、啓発活動を行うとともに、男女雇用機会均等法や育児休業法などの適切な運用を促進し、労働環境の充実を図ります。

安心して働くために、パートタイム労働者や商工業、農業等に従事する女性の労働条件等の改善を支援します。また、育児や介護と労働との両立が図れるよう、子育てや介護支援等の福祉サービスの充実を図るなど、女性の自立を支援する環境づくりを進めます。

男性の家庭生活や育児、介護、社会活動等への参加を促進します。

## (3)母性の保護と健康増進

子育て支援体制の充実や子育てセミナー事業を実施します。

ドメスティックバイオレンスを始めとする多様な相談について、男女それぞれの立場に立った相談体制や支援体制の整備を図っていきます。

母性の保護と母子保健の充実を図るため、母子健康手帳発行教室、マタニティ教室、パパママ教室の充実、乳幼児健康診査、健康・育児相談、訪問指導(妊婦・新生児・乳児・幼児・障害児等)の実施、性に関する教育、啓発活動を進めます。

心と体の健康の保持と増進を図るため、健康づくり事業やスポーツ教室、世代間交流など女性が健康で安心して生活できる環境づくりをすすめます。

一次予防として早期から関わりをもち、出産・育児の不安を把握し、産後の不安解消、虐待予防を進めます。

地域、教育機関等の連携により、学童期・思春期を通じて「母性の大切さ」「性の問題」「禁煙」「薬物乱用」等の知識啓発を推進します。

## 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

### 第2節 参加と共助の仕組みづくり

#### 1. 地域づくりの推進

##### 【基本方針】

豊かで活力ある地域社会を実現し、市民が安全で快適に暮らし続けていくためには、地域をつくり育てるといふ市民自らの活動が重要であるため、地域の自立を促進するとともに、地域の課題は最も身近な地域で解決することを基本として、住民自ら行う地域づくりの活動が活発に展開されるよう支援制度の充実や情報提供、人材育成などを進めます。

地域の特性を活かした個性あるまちづくりを行うため、住民自らが行う地域のまちづくりのビジョンの策定を行政が支援しながら進めるとともに、可能な限り行政計画等に反映できるような仕組みづくりを行います。

それぞれの地域がお互いに競い合い、補完しあうことで相互に発展ができるよう、交流やネットワーク化を促進します。

##### 【目 標】

区、自治会など身近なコミュニティ活動の活性化を図ります。

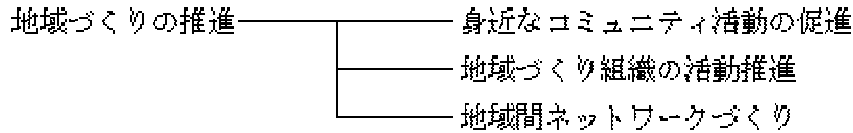
14の地域づくり委員会を中心に、地域の個性を活かした地域づくり活動の促進と協働のまちづくりを進めます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
地域ビジョンの策定地区数	0	5 地区	14 地区

地域間ネットワークを形成し、豊かで広がりのある生活空間づくりを進めます。

##### 【施策の展開】

## 施策体系



### (1) 身近なコミュニティ活動の促進

住民意識の多様化に対応するとともに、住民相互の交流を担う生活基盤としての機能を発揮することができるよう、区、自治会などの身近なコミュニティ活動を支援します。  
身近なコミュニティ活動の拠点となる集会施設等の整備を引き続き支援します。

### (2) 地域づくり組織の活動推進

#### 1. 近隣自治の仕組みづくり

地域住民による主体的な選択と決定を尊重していく考え方のもと、住民自治や行政への参加・協働活動の拡充に向けたコミュニティのルールづくりに、地域住民とともに取組み、自治能力の高いコミュニティの形成を図ります。

#### 2. 地域の自立支援

自主的、主体的な地域づくりに向けて、民主的、開放的に組織・運営される地域づくり委員会や区長会等へのゆめづくり地域交付金制度などの財政支援や地域振興推進チームの編成と地域活動への参画、人材育成など、地域のまちづくりの発展に寄与する支援等の充実を図ります。

#### 3. 地域のビジョンづくり

住民参加により地域の現状や課題を掘り起こし、自らの地域特性に応じた計画となる「地域ビジョン」づくりへの取組を支援します。



地域住民やNPOなどの市民活動組織との連携により、地域ビジョンの広がりのある展開と具体化が図れるよう、可能な限り総合計画の地区別計画や施策への反映に取り組みます。地域ビジョン等に基づき、地域の自律的發展に寄与する取組みを協働して進めるため、地域住民の合意形成のもと、各地区にある公共施設や未利用公共用地の活用を図ります。

#### 4.協働による地域づくり

協働のまちづくりを進めるため、住民の自治意識の醸成や情報の共有化を図り、住民と行政との相互理解を図ります。

行政との協働による地域づくりを多くの住民参加のもとで継続的に発展させるため、市の公共サービスを地域の住民組織が担うことができるよう協働のルール化等を図り、パートナーシップによる協働事業に取り組みます。

地区公民館の管理運営委託をはじめとして、道路、公園等の管理、維持活動など、行政との役割分担のもとに協働事業を拡充していきます。

地域の持つ様々な地域資源や人材を活用した地域生活支援事業(コミュニティビジネス)の起業等、地域住民やNPO等の主体的かつ相互協力による活動を支援します。

#### (3)地域間ネットワークづくり

それぞれの地域が持つ特性や機能を名張市全体の共通の財産として活用することができるようまた、地域の共通課題の解決に向けて、地域間の相互交流を図る「地域づく協議会」の活動や各地域の資源等の相互利用、相互補完の仕組みづくりを通して地域間ネットワークを強化し、交流と連携による魅力ある豊かな生活空間を創造します。

## 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

### 第2節 参加と共助の仕組みづくり

#### 2. 市民活動の推進

##### 【基本方針】

- ボランティア、NPO(民間非営利組織)などの市民活動が、それぞれの特性を発揮し、相互に補完しながら自由で創造的な活動を展開できる地域環境づくりをめざして、交流機会や交流の場の創出、市との協働の推進などを促進します。

##### 【目 標】

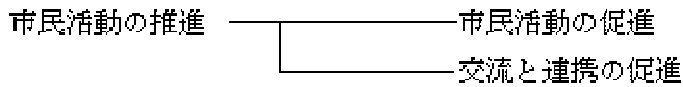
市民活動に係る情報の提供、人材育成を進めるとともに、市民の公益活動促進のための条例等を制定します。

取 組 み 目 標	内容等	前半(2006年度まで)	後半(2009年度まで)
市民活動促進のための指針、条例の制定	2005年度までに制定	→制定	-----→ 運用

数 値 目 標	現 状	2006年度目標	2009年度目標
アンケート調査におけるNPO、市民活動の体験割合	22.4%	25.0%	30.0%

##### 【施策の展開】

## 施策体系



### (1) 市民活動の促進

市民活動の自立や継続的な発展を促進するとともに、協働による地域経営を進めるため、市民活動促進のための基本指針や条例の整備などの環境づくりに取り組みます。

市民の自主的・自発的な取り組みによるボランティアやNPOなどの公益社会活動を促進し、広く活動への市民参加機会を創出するとともに、人材発掘のための啓発、情報提供などを進めます。

市民活動支援センターを設置し、市民活動を継続・発展させていくために必要な情報の収集・提供や相談、人材育成、交流機会の提供などの支援機能を整備します。また、市民活動支援センターの機能や運営の一層の充実を図るとともに、既存の公共施設や民間施設の有効活用など、多様な活動環境の整備を図ります。

市民活動団体等が、行政と共に公共的分野を担い、より良いサービスを提供する主体として地域社会で広く認知され、社会的役割を高めていくことができるよう、行政との協働事業やその柔軟な発想と行動力を生かした事業展開への支援などを進めます。

### (2) 交流と連携の推進

市民活動団体相互の連携や行政、企業、市民などとの交流の機会を充実するなど、幅広いまちづくりのネットワークを形成します。

市民活動団体等の活動を継続的・総合的に支援するため、ボランティアセンター（名張市社会福祉協議会）との適切な連携を図り支援体制を充実します。

市民の主体的なまちづくり活動を広げていくため、市民への交流情報の提供や地域の住民組織との交流機会の創出、さらには交流する場の整備などにより、より多くの市民が相互のつながりを強める環境づくりを進めます。

# 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

## 第2節 参加と共助の仕組みづくり

### 3. コミュニティの元気づくり

#### 【基本方針】

- 地域コミュニティを基点として地域の持つ自然、環境、産物、文化、技術、情報、労働力、ノウハウなどの資源を活かし、地域住民や NPO 等が主体となって自発的に地域の課題を解決する地域生活支援事業(コミュニティビジネス)等の促進や地域通貨等の活用などにより、市民一人ひとりが主体的に、また相互に協力、協働してコミュニティの活性化と地域内経済の循環を図る取り組みを進めます。

#### 【目標】

地域資源を活用するための調査等を進めるとともに、資源の地域内活用を推進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
NPO 等による地域資源活用のための企画提案件数	-	2 件/期間累計	4 件/期間累計

地域市民事業(コミュニティビジネス)を支援するための仕組みや事業化への環境づくりを進めます。

地域通貨の活用を検討します。

#### 【施策の展開】

施策体系

地域社会経済循環システム

地域資源の発掘・活用

コミュニティビジネスの育成

地域通貨等の活用

## **(1) 地域資源の発掘・活用**

名張市の有する地域資源を、市民自らが生活の中で有益なものとして活用し、地域内で循環させていくことで地域経済を内側から活性化させることができるよう、市民活動団体等による地域資源の調査、発掘や新たな地域資源の創出などの実践活動についての働きかけや支援等を行ないます。

地域で生産されるモノやサービスの需要を地域内に見い出し、消費・活用していく活動を進めることにより、地域資源の効率的な循環を実現するため、農産物の地産地消の取組みをさらに広く展開するとともに、様々な地域資源の供給と需要の地域内循環を進める具体的な施策について検討を進めます。また、活動に対する情報提供や支援などを行います。

## **(2) 地域生活支援事業(コミュニティビジネス)の育成**

環境、福祉、教育、農業、商業などの異分野や大学、地域、市民活動団体、法人など多様な主体の交流、連携を促進し、地域経済を担う起業家的人材の発掘・育成を図ります。

コミュニティビジネス等に関する情報の提供、企業・自営業者等とNPO等の相互理解の促進、起業家の交流・連携の場づくりなど、継続的に安定したサービスを提供し、地域社会への貢献ができるよう、地域起業を支援するための仕組みづくりや事業化への環境づくりを進めます。

## **(3) 地域通貨の活用**

ボランティアの輪を広げ、住民同士がふれあい、相互に支え合う精神を広めるとともに、地域コミュニティの活性化につなげることが期待される地域通貨(自主通貨)や時間預託制度等について、住民、企業、事業者、NPO等の共通認識を醸成しながら、他地域での実践事例も参考にしつつ、その導入、活用に向けて具体的な検討を進めます。

## 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

### 第3節 健康福祉のネットワーク

#### 1. 健康福祉のまちづくり

##### 【基本方針】

自立と支え合いで心かよう地域社会を築くため、住民参加による地域福祉活動の充実を図るとともに、地域福祉の拠点整備や福祉ボランティア活動を促進するなど、人と人、人と地域の心豊かな共助のネットワークを充実します。

保健、医療、福祉の連携を強化し、市民のライフステージに応じた健康づくりや福祉ニーズに効果的に対応するとともに、総合的な情報提供や相談体制を整備します。

高齢者や障害者などが自立し、さまざまな活動に参加できるよう、教育やまちづくりの分野と連携しながら、ノーマライゼーションの理念のもとに、人にやさしい、安心のまちづくりを進めます。

##### 【目 標】

名張市地域福祉計画の策定とその推進を図ります

取 組 み 目 標	内 容 等	前半(2006年度まで)	前半(2009年度まで)
名張市地域福祉計画の策定と推進	2004年度までに策定	→策定	-----→推 進

福祉ボランティア等の活動を促進し共助のネットワークを充実します。

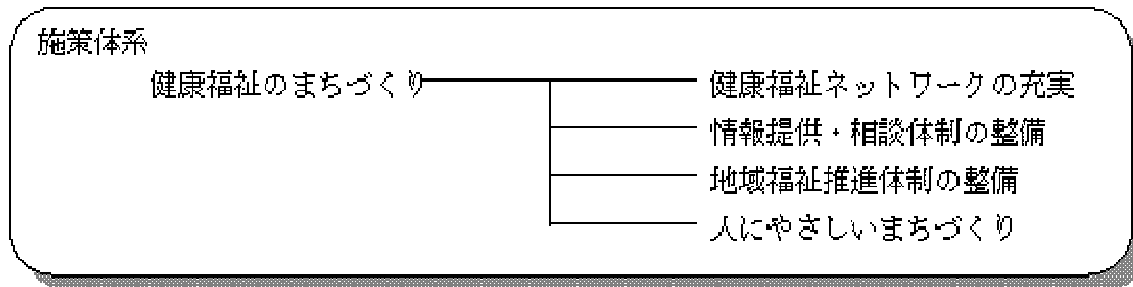
数 値 目 標	現 状	2006年度目標	2009年度目標
福祉ボランティア登録数	2,382人	2,900人	3,400人
ボランティアコーディネーター数	1人	2人	5人
ボランティアアドバイザー数	27人	50人	80人

健康福祉の総合的な情報提供、相談体制を整備します。

地域福祉活動の充実と拠点づくりを進めます。

公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

## 【施策の展開】



### (1) 健康福祉ネットワークの充実

#### 1. 総合的な健康福祉施策の推進

健康福祉に関する情報の一元化を図るとともに、高齢者、児童、障害者、保健・医療の分野別の計画との整合を図り、福祉のまちづくりを住民参加により総合的に推進するため「名張市地域福祉計画」を策定し、計画的かつ効果的に施策を展開します。

#### 2. 健康福祉ネットワークシステムの整備

まちづくりや生涯学習などと連携し、保健、医療、福祉のサービスが総合的に提供できるように地域の保健福祉ネットワークづくりを行います。

地域住民、民間団体、ボランティア組織等と行政との役割分担を明らかにし、相互の連携を強化します。

社会福祉協議会やボランティア組織、福祉施設、皇學館大学社会福祉学部等と連携し、情報交流や共同研究等を通して、知識、技術の向上や人材育成を図ります。

#### 3. 市民福祉を支える人材の確保、育成

多様なニーズに対応して質の高いサービスを供給するため、保健・医療・福祉を担う人材を確保、育成します。

社会福祉協議会と連携し地域福祉を推進するとともに、市民の自主的な参加を促進するため、広報、啓発活動を進めます。

## **(2) 情報提供・相談体制の整備**

### **1. 情報提供の充実**

日常生活と関係の深い情報を「名張市民ガイドブック」としてまとめ、住民への配布やホームページ等に掲載するなど、わかりやすく活用しやすい総合的な情報提供システムを整備します。

### **2. 福祉相談の充実**

総合的な相談窓口を設置し、各種の相談と援助活動を一体化、総合的に行える体制を整えます。

各種の相談内容等に関する情報の適正な管理と高度化を図り、各専門相談機関との円滑な情報交換や継続性のある福祉相談、援助活動などを進めます

## **(3) 地域福祉推進体制の整備**

### **1. 地域の協力体制の整備**

名張市地域福祉計画を策定し、地域住民や事業者、関係団体等の連携を強化しながら、協働して地域福祉活動に取り組みます。

### **2. 地域福祉推進体制の充実**

地域福祉活動の充実を図るため、名張市社会福祉協議会の機能を充実するとともに、各地区の住民をはじめとして、地域づくり組織、保健、医療、福祉関係団体や施設の連携を強化



し、総合的な地域福祉ネットワークの充実を行います。

市民活動支援センターの機能を活用し幅広い分野の組織との連携を図ります。

各地区の保健福祉活動の拠点となる、「地域の保健室」の整備を、公民館や学校などの既存施設の活用等により進めます。

### 3. ボランティア活動の促進

ボランティア組織、NPOなどの活動支援や民生委員、児童委員の活動を充実します。

ボランティアセンター機能の活用や、市民が進んでボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組み、地域の人々が支え合う福祉のまちづくりを推進します。

生涯学習や文化活動と福祉施設の連携、学校教育における健康、福祉教育の推進や体験学習、総合学習におけるボランティア活動の導入、また、高齢者、障害者、子ども等との相互交流の機会を創出し、健康・福祉の啓発に取り組みます。

地域、企業等での広報、情報提供等による意識啓発の促進や企業ボランティア活動の支援などを進めます。

#### (4) 人にやさしいまちづくり

高齢者や障害者をはじめとして、すべての人が、ノーマライゼーションの理念のもとに、生涯学習などと連携しながら制度や慣習、人々の偏見などのバリアをなくすため、啓発、学習活動を積極的に進めます。

公共施設、交通施設や商業施設なども誰もが利用できるようバリアフリー化やユニバーサルデザインを促進し、安心して快適な生活環境づくりを進めます。

# 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

## 第4節 健康長寿のまちづくり

### 1. 健康づくり

#### 【基本方針】

- 生涯を通じて健やかな暮らしを創造するため、自らの健康に関心を持ち、日常的にスポーツなど健康づくりを行えるよう、健康づくり運動を積極的に展開します。
- 疾病予防のための啓発、情報提供を充実するとともに、各種検診や予防事業を推進します。
- 元気な長寿社会をめざして、高齢者の健康づくりや介護予防を積極的に進めます。
- こころの健康づくりに関する知識の普及啓発や健康相談の充実を図るとともに、精神障害者の生活支援事業を進めます。

#### 【目 標】

『健康なばり 21』計画を策定し、保健・福祉・医療が連携し健康づくりや疾病予防を進めます。

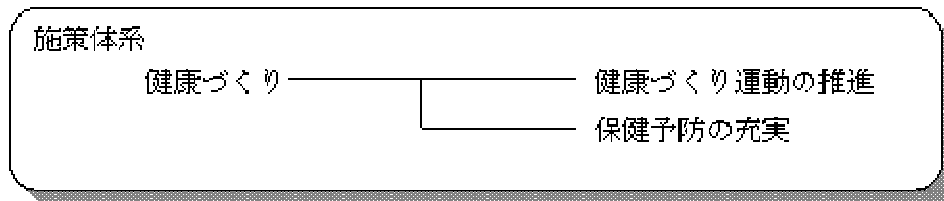
取 組 み 目 標	内 容 等	前半(2006年度まで)	前半(2009年度まで)
健康なばり 21 計画の策定と推進	2004年度までに 制定	→ 策定	-----→ 推進

地域、職場、学校などで身近に健康づくりや健康相談、保健予防に取り組めるような機会や場づくりを進めます。

数 値 目 標	現 状	2006年度目標	2009年度目標
基本健康診査受診率	23.5%	23.7%	30.0%
健康づくり教室実施回数	118回	160回	210回
健康づくり相談実施回数	219回	300回	380回

健康・保健情報ネットワークを整備します。

## 【施策の展開】



### (1) 健康づくり運動の推進

策定委員会や健康座談会などの市民参加を得ながら「健康なばり 21」計画を策定し、推進します。

保健委員、食生活推進員との連携による身近な健康づくり、保健予防活動の地域展開を進めます。

自らの健康に関心を持ち、健康づくりに努められるよう、広報やホームページなどあらゆる機会を通じ、健康づくりと疾病予防のための啓発を行います。

高齢者の健康づくりや介護予防としての健康支援を積極的に進めます。

生涯スポーツや生涯学習との連携を図りながら、高齢者の健康スポーツの推進をはじめ、楽しく気軽に健康づくりに取り組む市民ぐるみの「健康づくり運動」を展開します。

### (2) 保健予防の充実

糖尿病やがん、心臓病等の生活習慣病を予防し、日常的に健康づくりを行えるよう、健康教育、健康相談を充実するとともに、企業、医療機関、保健委員等と連携しながら、自ら健康づくりが推進出来るような体制づくりを進めます。

感染症については、各種の予防接種事業を推進するとともに、検診事業の充実により早期発見と早期治療に努めます。また、食中毒や感染症などの発生を防止するための情報提供や啓発活動を進めます。

歯科疾患予防と口腔機能の保持増進に努め、生涯健康な歯を保つよう「8020 運動」を進めるとともに、子どもの頃からの歯の健康づくりを進めます。

地域福祉活動と連携しながら、寝たきり予防、転倒予防・痴呆予防等の教室、高齢者の健康相談等の介護予防事業を進めます。

妊婦、乳幼児の健診、健康相談の充実など母子の健康づくりを専門的、技術的に支援するとともに、医療、福祉、教育の分野と連携し、さまざま子育て支援機能の向上を図るなど、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

こころの健康づくりを進めるため、保健所や専門機関と連携のもと、疾病の知識の普及啓発や健康相談の充実を図ります。また、精神障害者の生活支援事業を進めます。

# 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

## 第4節 健康長寿のまちづくり

### 2. 地域医療

#### 【基本方針】

- 市立病院を核として、地域医療機関との機能分担と連携を図りながら、地域医療体制を充実します。
- 市立病院、応急診療所と関係機関との連携を強化し、適切な救急医療体制を整備します。

#### 【目標】

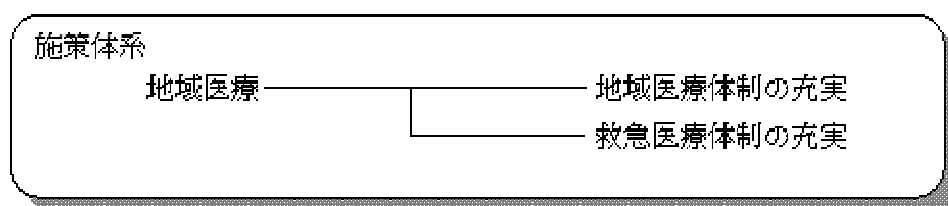
地域医療機関と市立病院の機能分担を明確にし、市民ニーズに対応した医療連携を強化します。

市立病院を核として、救急医療体制を充実します。

献血事業を推進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
献血者数(400ml献血)	1,185 人	1,210 人	1,230 人

#### 【施策の展開】



#### (1) 地域医療体制の充実

地域医療の中核である市立病院の診療体制の充実や、医療機器の整備を進めるとともに、患者への適切な診療情報の提供や医療相談機能の充実を進めます。

市立病院へ産婦人科を新設するなど、市民ニーズに対応した機能充実を図るとともに、業務等の効率化を進めるなど経営の健全化に取り組みます。

市民ニーズの高度化・複雑化が進むなか、一次医療と二次医療の機能分担を明確化し、市民へかかりつけの医師・歯科医師(プライマリーケアの概念)の定着を図るなど、より身近なところで医療サービスが受けられる体制を充実します。

健やかで安心な暮らしを創造するため保健、福祉との連携を強化し、健康相談や健康診査、介護支援など多様な市民ニーズへの対応を進めます。

## (2) 救急医療体制の充実

市立病院の二次救急医療体制の充実を図るとともに、地域医療機関との連携を強化し、応急診療所のあり方について研究、検討を進めるなど、市民に信頼される診療体制を確立します。また、県の救急医療情報システムを活用することで広域的な医療機関とも連携し、緊急時における救急医療体制を強化します。

安全で、より安定した血液供給に対応するため、献血推進協議会を推進母体として啓発活動を進め、地域、職場及びボランティア団体等の協力団体とともに献血事業を推進します。

# 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

## 第5節 自立を支える地域福祉

### 1. 高齢者福祉

#### 【基本方針】

高齢者が年齢にとらわれることなく、地域社会や職場の担い手として、自らの選択と能力に応じ  
てはつらつと活躍できるような活力に満ちた長寿社会を創造します。

高齢者が健康で、生きがいをもって暮らせるよう健康づくりを推進するとともに、豊かな経験や  
知識を社会に生かすことのできる仕組みや社会参加と自立のための支援体制の充実を図りま  
す。

病気や介護が必要となった高齢者やその家族が、家庭や住み慣れた地域で生涯を安心して生  
活できるよう、保健福祉サービスの基盤整備を進めるとともに、介護予防、生活支援(地域支え  
合い)のための取組みを進めます。

#### 【目 標】

地域活動、生涯学習などさまざまな分野で高齢者の社会参加を促進します。また、老人クラブの育  
成、強化を図ると共に、雇用の拡大、職業能力の開発を支援します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
老人クラブ活動会員数	5,936 人	6,500 人	7,000 人
高齢者学級登録者数	2,920 人	3,500 人	4,000 人
シルバー人材センター就業延べ日 数	67,636 日	90,000 日	110,000 日

住宅や公共施設などの生活関連施設などについて誰もが利用できる環境づくりを進めます。

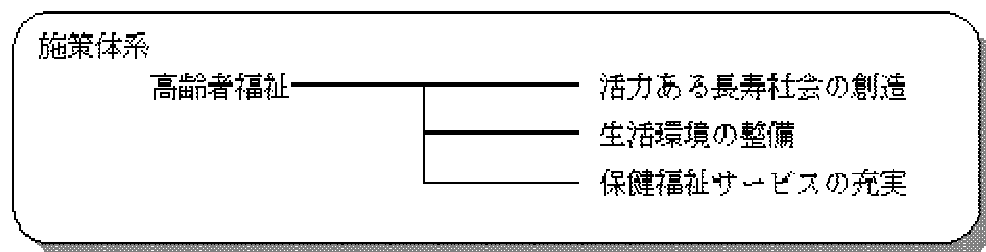
介護予防事業及び在宅生活を支えるための生活支援(地域支え合い)事業を充実します。

介護保険施設及び在宅サービスの基盤整備を推進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
要介護認定率	17.43%	18.1%	19.0%
訪問介護実施回数(回/年)	69,364 回	86,982 回	103,945 回
通所サービス実施回数(回/年)	55,801 回	69,971 回	93,617 回
短期入所サービス実施回数(日/年)	23,492 日	29,460 日	35,205 日
痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)	27 床	36 床	45 床
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	233 床	260 床	293 床
介護老人保健施設(老人保健施設)	177 床	187 床	197 床
介護療養型医療施設(療養病床)	75 床	79 床	85 床

2006 年度数値は介護保険事業計画値

## 【施策の展開】



### (1) 活力ある長寿社会の創造

#### 1. 社会参加の促進



高齢者の地域社会の中での役割を重視し、世代交流行事、伝統文化の継承、老人クラブ活動、地域のボランティア活動、園芸福祉等の各種趣味活動を通じて、生きがいを持ちながら社会に貢献するという「自立した個人」の形成を重視し、その意識の高揚に努めます。

高齢者が働く場の確保や働く条件づくりを推進すると共に、臨時・短期的な就業機会の確保、生きがいをもって生活できる機会の確保としてシルバー人材センターの事業の支援に努めます。

高齢者の社会参加を促進するため、老人福祉センター機能の充実を図ります。

## 2. 生涯学習などの推進

生涯を通じ学習活動を続けることで、豊かで生きいきとした人生を送れるよう、学習メニュー、学習機会の充実に努めます。また、地域づくりの活動等と連携し、高齢者の様々な行事等への参加を推進します。

高齢者が健康や体力、好みに応じて自らの選択によって気軽にスポーツやレクリエーション活動ができるよう普及と啓発に努めると共に、高齢者や障害者が利用しやすい施設の整備を進めます。

## 3. 健康づくり

健康で生きいきとした生活を送れるよう、生活習慣の改善など高齢者の健康づくりを積極的に支援するとともに、保健予防の充実を図り、早期発見・早期治療に努めます。また、寝たきりや閉じこもりの状態にならないように健康相談、寝たきり予防などの事業を進めます。

### (2) 生活環境の整備(バリアフリーの促進)

住宅改造や設備機器、日常生活用具等に関する相談窓口として在宅介護支援センターの機能を充実します。

高齢者の居住の安定を図るため、県の生活福祉資金(住宅資金)などの融資制度の周知、介護保険制度の住宅改修、住宅改造費用の補助制度である高齢者住宅補助事業の拡充に努め

ます。

高齢者が安全で快適に行動できるよう、公共施設、交通施設をはじめとする施設や店舗など事業所のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。

### **(3) 保健福祉サービスの充実**

#### **1. 生活関連情報の提供**

高齢者が保健・医療・福祉をはじめ、消費生活や交通安全など各種サービスを自由に選択できるように各相談関係機関の連携を深め、適切な情報を提供、相談体制の充実を図ります。

#### **2. 介護サービスの充実**

介護が必要な高齢者が本人や家族の希望や状況に応じて、適切な介護サービスが受けられるよう居宅介護サービス及び施設介護サービスを充実します。また、利用者のニーズに対応し、紙おむつ購入費の給付等独自事業を実施するなど介護保険制度の適切な運用と充実を図ります。

#### **3. 介護予防・生活支援(地域支え合い)事業の充実**

要介護状態に陥ることなく、健康で生きいきとした生活を送れるように、転倒骨折予防教室、機能訓練、食生活改善事業、痴呆予防教室等の介護予防事業を推進します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス以外に配食サービス事業、外出支援サービス事業、軽度生活援助事業、緊急通報システム事業など高齢者福祉事業を推進します。また、配食サービスをはじめ、ボランティアによる活動に対する支援体制づくりに努めます。

#### **4. 地域の支援体制の促進**

高齢者が地域の見守りの中で生活でき、市民が連携して支えていくことができるよう、基幹

型在宅介護支援センターや地域型在宅介護支援センターを中心に、民生委員児童委員や地域組織、ボランティア、サービス事業者などの連携を図り、見守りを含めた地域の支援体制づくりに努めます。

# 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

## 第5節 自立を支える地域福祉

### 2. 障害者福祉

#### 【基本方針】

- 「障害のある人もない人も同じ社会の構成員として、互いの人権を尊重しあい、地域で共に暮らす共生社会」の実現に向け、ノーマライゼーションや自己決定の基本理念のもと、社会参加と多様な交流を促進します。
- 障害者の特性を踏まえた施策の展開や障害者本位の支援体制の整備などライフステージに応じたきめ細かな自立支援などを進めるとともに、教育、雇用などの分野と連携を図りながら、就労促進、相談体制の整備や生活支援などを推進します。

#### 【目 標】

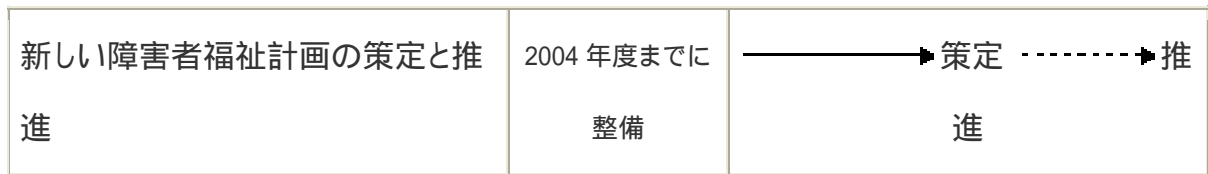
地域社会における自立支援体制を整備します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
知的障害者グループホーム(人)	20(7 箇所)	24(8 箇所)	38(10 箇所)
精神障害者グループホーム(人)	0	0	4(1 箇所)

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
精神障害者通所授産施設	0	1 箇所	1 箇所
精神障害者地域生活支援センター	0	1 箇所	1 箇所

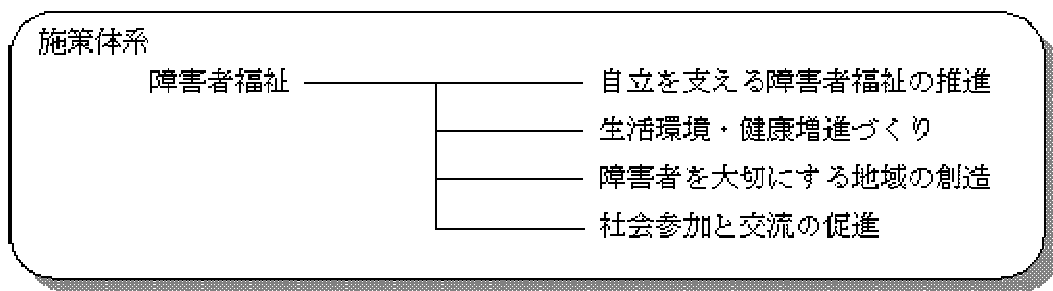
地域福祉計画と連動する新しい障害者福祉計画を策定し諸施策を推進します。

取 組 み 目 標	内 容 等	前半(2006 年度ま で)	後半(2009 年度ま で)
-----------	-------	-------------------	-------------------



バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

## 【施策の展開】



### (1) 自立を支える障害者福祉の推進

障害者が生きがいを持ち、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、計画的な福祉施設の整備や在宅福祉サービスの充実を図るとともに、支援費制度を活用し障害者の希望や状況に応じた適切な自立支援や生活支援を推進します。

障害者が能力や特性に応じた就労機会が得られるよう、企業等関係機関への障害者雇用の促進、職業訓練の実施、福祉的就労についての支援等を行います。

自己の意思表示が困難な場合の成年後見人制度など、障害者の権利擁護の取り組みを進めます。

障害者のニーズや状況に応じた適切な保健福祉サービスが選択できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図るとともに、医療サービスの充実や関係機関等との連携により身近な地域でリハビリテーションが受けられる体制を整備します。

精神障害者の生活支援事業の充実を図るとともに、人権に配慮した適切な医療体制の整備や保健所等の連携による精神保健相談や社会復帰支援等の充実に取り組みます。

支援費制度の定着化を図るため、適切な情報提供、利用契約に対する支援、トラブル対応など相談・支援体制の充実に取り組んでいきます。

## (2)生活環境・健康増進づくり

暮らしやすい生活環境を形成するため、公共施設をはじめ民間施設や住宅環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインの取り組みを推進します。

障害者が地域で安心して生活できるよう、自立生活の場としての障害者支援施設やグループホーム等の設置を促進します。

障害者はじめ誰もが安全、快適に地域での活動や移動を行うことができるよう交通手段や歩行空間の改善整備を進めるとともに、関係機関との連携により防犯、防災体制の充実を図ります。

障害者の社会参加の促進と健康増進を図るため、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。

## (3)障害者を大切に作る地域の創造

障害や障害者に対する市民の正しい理解と認識を深めるため、学校、地域、職場などにおいて障害者福祉をはじめとする福祉教育の推進に取り組みます。

ボランティア・NPOなどの市民活動や地域づくり組織等による地域福祉の活動が活発に展開されるよう、地域でともに支えあう共助と交流のネットワークづくりを促進します。

## (4)社会参加と交流・啓発の促進

各種行事への障害者の参加と交流機会を増やすため、広報活動等による意識啓発や情報提供を行い、市民が障害者との交流や支援に主体的に参加できる環境づくりを進めます。

自立した社会参加に必要な療育機能の強化や就学前教育や教育環境の整備を進めます。

教育相談や情報提供の充実を図るとともに、家族支援体制の整備や子育て支援機能充実を図ります。

# 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

## 第5節 自立を支える地域福祉

### 3. 子育て支援

#### 【基本方針】

- 少子化、核家族化、女性の社会参加や生活様式の多様化等により、子育て環境が大きく変化していることから、子どもを安心して産み、地域全体で育てられる環境づくりを推進します。
- 子どもを産み、育てる喜びを感じられるような地域社会の形成をめざし、家庭、地域、学校、市民団体、民間施設や行政等が連携し、相談機能の充実やさまざまなニーズに適切に対応できるよう保育環境の整備、充実を図ります。
- 教育、福祉、保健などの連携を図り、総合的な子育て環境の整備、向上に取り組みます。

#### 【目標】

「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を策定し、計画的に子育て支援を推進します。

取組み目標	内容等	前半(2006年度まで)	後半(2009年度まで)
新しい行動計画の策定・推進	2004年度までに策定	→策定	-----→推進

保育所、幼稚園、学校、民間施設などの連携を強化し、子育て支援ネットワークを形成します。

年間を通じて待機児童をなくします。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
待機児童(年間ベース)	50名	20名	0
延長保育	5箇所	5箇所	7箇所
“(内20時まで延長)	—	2箇所	2箇所

休日保育	1 箇所	1 箇所	2 箇所
放課後児童クラブ	13 箇所	14 箇所	15 箇所

取 組 み 目 標	内 容 等	前半(2006 年度ま で)	後半(2009 年度ま で)
病後児保育	2005 年度から実 施	実施	→
ショートステイ	2004 年度から実 施	実施	→

地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供や利用援助を行う子育て支援のコーディネート機能の充実を図ります。

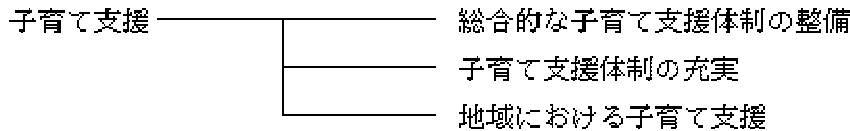
数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
ファミリー・サポート・センター事業(会員数)	100 名	200 名	300 名
子育てサークル数	15 団体	20 団体	30 団体
子育て広場参加者数	25,800 組	30,000 組	35,000 組

取 組 み 目 標	内 容 等	前半(2006 年度ま で)	後半(2009 年度ま で)
子育て支援総合コーディネート事業	2004 年度から実 施	実施	→

## 【施策の展開】



## 施策体系



### (1) 総合的な子育て支援体制の整備

#### 1. 次世代育成行動計画の推進

「エンゼルプラン」を見直し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「地域行動計画」を平成15・16年度で策定し、子育てしやすい環境の整備を推進します

#### 2. 子育て支援体制の充実

子育てに関する学習、相談機会を充実させるとともに、ケースワーカー、児童相談所、女性相談所等との連携により生活相談等への対応を進め、総合的な子育て支援体制を整えます。

福祉団体等との連携を強化し、ひとり親家庭における養育相談や自立可能な環境づくりに向けた支援を充実します。

企業による子育て支援の促進や男女共同参画の推進等、企業や社会における意識啓発の面から仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めます。

子どもを安心して産み育てることができるよう、母子の健康支援や母親の精神的支援を推進するとともに、障害児施策や小児医療、思春期保健等の充実を図ります。また、乳幼児医療費助成制度の対象年齢の拡大を図ります。

### (2) 保育サービスの充実

総合的な取り組みを展開し、年間を通じた待機児童ゼロを実現するために、総合的な取り組みを展開します。

今後とも増加かつ多様化が予想される保育ニーズへ対応するため、民間の資金やノウハウ等を活用した施設整備や運営手法などを積極的に推進します。

利用者のニーズに応じて、保育時間の延長や休日保育等、保育サービスの充実に努めます、各保育所が地域における子育て支援の拠点となるような事業展開を図ります。

幼稚園における預かり保育の充実に努めるとともに、スペースの有効活用や異年齢児交流による社会性の育成といった観点から、幼保一元化・一体化に向けた検討を進めます。

効率的な運営を図るため、保育所の統合等の検討を進めます。

### **(3)地域における子育て支援**

子育てサークルやボランティア団体の育成等を通じ、地域における子育て機能の活性化とネットワークづくりを推進します。

子どもの人権を保護するとともに、地域社会全体で子どもの健全育成に取り組む運動を進めます。

異年齢児交流や世代間のふれあいを通して、子どもたちが豊かな感性を育むことができるよう、地域と保育所、幼稚園、小中学校等との連携をより一層図ります。

児童虐待の早期発見、早期援助のため、地域におけるネットワークシステムづくりを促進します。

# 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

## 第5節 自立を支える地域福祉

### 4. 社会保障

#### 【基本方針】

低所得者については、自立を支援するため生活相談や就業促進、適正な指導、援助を行います。

国民健康保険、介護保険などの社会保障制度については、制度の意義、必要性について市民への一層の周知を図るとともに、長期的に安定した運営に努めます。

国民年金については、制度の改善・充実等を国へ要請します。

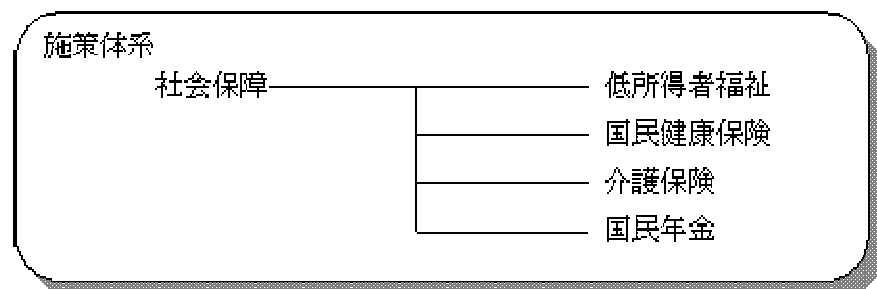
#### 【目 標】

生活保護世帯の自立支援を進め、生活保護率(人口に対する生活保護人員の割合)の低下をめざします。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
生活保護率	4.1%	4.0%	3.9%

国民健康保険、介護保険について市民の理解を深め、適正なサービスの提供に努めます。 社会保険事務所などの関係機関と連携して国民年金の啓発・相談の強化を図ります。

#### 【施策の展開】



## (1)低所得者福祉

### 1.生活の自立支援

低所得者や高齢者世帯の安定と自立、自助を支援するため、民生委員や関係機関の協力を得ながら日常的な相談などの地域福祉活動を促進します。

低所得者の安定した生活基盤を確保するため、関係機関や事業者等の協力を要請しながら就労指導を進めます。

生活福祉資金や就労資金など、各種貸付制度の充実・活用を図り、低所得世帯の自立を支援する体制を整備します。

### 2.適正な生活保護

被保護者の生活実態を十分に把握し、生活保護の適正な運用を図るとともに、各種の福祉施策や社会保障制度との連携を図り、総合的な支援を行います。

## (2)国民健康保険

国民健康保険制度への理解が深まるよう、広報啓発活動を行うとともに、保険税の適正な賦課と収納率の向上に努めます。

広報活動等により適正な受診を促進するとともに、関係機関との連携により医療費の適正化対策を進めます。

制度や諸手続き等の改善について国・県や関係機関に要請するとともに、効率化を図るため事務の広域化について検討します。

疾病予防、健康づくりなど積極的に保健事業を推進します。

## (3)介護保険

### 1.制度の啓発と安定運営

介護保険制度についてきめ細かな広報、啓発活動を行い適正なサービス利用を促すとともに

に、サービス提供に必要な保険料納付についての理解を深め、制度の安定運営を図ります。

効率的運営を図るため、認定事務等の広域化を検討します。

## **2.相談窓口の充実**

介護保険に関する相談について、市の窓口、民生委員児童委員、在宅介護支援センター等において、迅速、適切に対応できるよう体制を充実します。

## **3.制度の運営支援**

介護保険推進協議会を設置し、介護保険事業計画の進行管理、見直し、利用者の意見や苦情などの調整、サービス提供事業者の評価などの介護保険制度の運営を支援します。

## **4.介護給付の適正化**

限りある財源を有効に活用するため、介護サービス内容、介護費用の適正化に向けてケアマネージャーをはじめサービス事業者への研修等を実施し、サービスの質の向上を図ります。

### **(4)国民年金**

年金保険料未納者を減らし、社会保障としての役割を存続させるため、制度の簡素化や、負担や給付の不公平の改善を図るよう国へ要請します。

# 第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし

## 第5節 自立を支える地域福祉

### 5. 雇用の安定

#### 【基本方針】

- 生きがいを持って職業生活を送れるよう、様々な形での就労機会の確保に努めるとともに、就業能力の取得機会の拡充に努めます。
- 性別や障害などにとらわれず安心して働くことができ、その能力を積極的に活用できる環境の整備を進めるとともに、中高年者及び若年者の就業機会の確保に努めます。

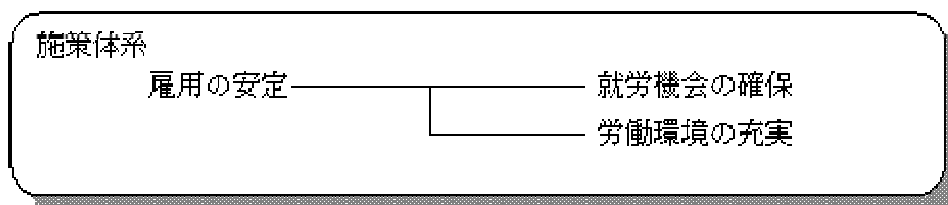
#### 【目標】

年齢や性別、障害などにとらわれず働くことができるよう労働環境の充実と、就業機会の拡大を図ります。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
就労者数(農林水産業を除く)	39,000 人	39,500 人	40,000 人

現状は 2000 年国勢調査推計値

#### 【施策の展開】



#### (1) 就労機会の確保

##### 1. 就労機会の創出

市内企業の活性化や市外企業の誘致による市内産業の振興を図り、職住近接型の雇用創

出に努めるとともに、ベンチャービジネスの育成等の起業に対しても積極的に支援をおこない、様々な形での就労機会の確保に努めます。

就業に際しての企業ニーズを的確に把握し、効果的な職業能力取得のための講習会等を実施するほか、専門学校への学費等教育資金の貸付、民間研修施設の充実を促進するなど、求職者の技能向上を支援し就業機会の拡充に努めます。

## **2.雇用・労働対策の推進**

公共職業安定所等と連携し、さまざまな求人情報を積極的に提供するとともに、求人側及び求職側のニーズを的確に把握し、雇用のミスマッチの解消に努めます。

商工会議所などの関係機関と連携し、新規学卒者やUJIターンの市内就労を促進し、企業側の合同説明会、面接会などの実施を積極的に支援します。

高齢者の就労機会確保のため、高年齢者職業相談室等と連携し求人情報を提供するとともに、シルバー人材センターの活動を支援し、生きがいをもって働き続けられる環境を整備します。

高齢者、障害者、女性等の雇用について、企業への情報提供、啓発に積極的に努め、雇用機会の拡大に努めます。

## **(2)労働環境の充実**

### **1.労働環境の整備**

女性や障害者などの雇用について、性別や障害などにとらわれず安心して働けるように、関連する法律等に関する企業等の理解を促進し、就業機会の増進及び労働条件の改善を啓発するなど労働環境の充実に努めます。

育児や介護に従事することで労働機会を失うことのないよう、企業等における育児・介護休業制度の普及を促進します。

勤労者が健康で安全に働けるよう、職場における労働安全・衛生意識の向上や健康診断の実施、労働時間の短縮等を促進します。

就業意識や目的の多様化に対応するため、短時間就労やフレックスタイム制など新たな勤務形態の普及を促進します。

## **2.勤労者福祉**

勤労者の生活の安定を図るため、中小企業従事者の退職金共済への加入促進や退職金共済掛金への補助、勤労者向け低金利融資制度の充実に努めます。

勤労者が地域活動などを通して健康増進や自己啓発等を行ない、充実した生活を送れるようさまざまな情報提供を行ないます。



## 第2章 美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし

### 第1節 良好な地域環境づくり

#### 1. 環境の保全・創造

##### 【基本方針】

- 「なばり快適環境プラン」を充実し、環境問題への取組み体制を確立するとともに、市民の環境保全意識の醸成や、市民・事業者・行政が協働し、環境保全に積極的に取り組むことのできる仕組みづくりを進めます。
- 地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題に対し、京都議定書の発効動向を注視しながら、豊かな自然環境を守り育て、次代へ誇りを持って引き継ぐため、環境への負荷の少ない都市活動や生活様式へと転換を図り、豊かな自然と共生する持続可能なまちづくりを進めます。
- ごみのポイ捨て防止などマナーやモラルの向上、また、清掃活動等の美化運動を支援するなど身近な環境美化意識の醸成とともに不法投棄防止対策を進めます。

##### 【目標】

「なばり快適環境プラン」の充実を図り、総合的な環境政策を明示するとともにその実践に努めます。

良好な地域環境を保全します。

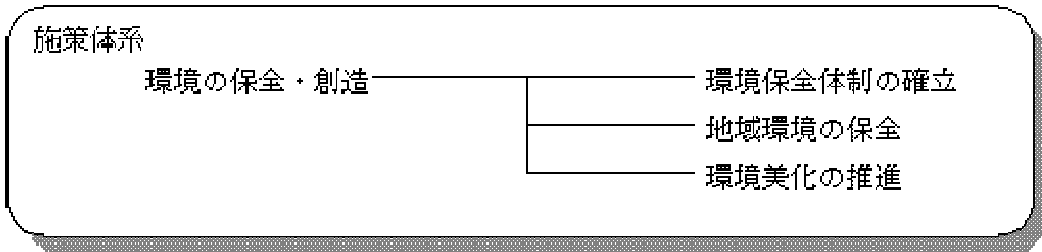
市民・事業者・行政が協働し、環境美化行動や不法投棄の防止を推進します。

取組み目標	内容等	前半(2006年度まで)	後半(2009年度まで)
なばり快適環境プランの策定(改定)と推進	2004年度に策定	→策定	-----→推進

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
------	----	----------	----------

BOD 値 名張川家野橋(年平均)	1.4mg/l	1.4mg/l	1.2mg/l
-------------------	---------	---------	---------

## 【施策の展開】



### (1) 環境保全体制の確立

#### 1. 総合的な環境政策の推進

「なばり快適環境プラン」に基づき、自然環境、都市環境、住環境、農山村環境、教育などの分野を横断的に結び、市民、市民団体、事業者等と行政が協働して環境にやさしいまちづくり実現に向け、総合的に環境政策を推進します。

さまざまな環境情報を収集、整理し、インターネットなどにより環境に関する情報提供を進めます。

#### 2. 環境教育(学習)の推進

市民が自主的に環境の保全、向上に取り組めるよう広報・啓発活動や情報提供の充実、また、シンポジウムや生涯学習講座などにおける環境学習を推進します。

学校における廃棄物の減量、リサイクル、省エネルギーの推進や学校ビオトープの整備、総合的な学習時間を活用した環境教育の実施などに取り組みます。

豊かな自然との身近なふれあいの場や機会を創造し、レクリエーション、イベントなどを通じて自然に対する理解を深め、その大切さを学ぶことができるような体験型学習を推進します。

#### 3. 環境に配慮した行動の支援

ごみの分別、資源化の徹底や環境家計簿の活用、エコポイントの認定など、環境に配慮した日常の身近な取組みを促進します。

市民団体、ボランティア組織などに対して、情報提供や機材の提供などの支援を行うとともに、環境保全に関して他の都市や関係機関との幅広い連携、交流を促進するためのネットワークを形成します。

## **(2)地域環境の保全**

### **1.水環境の保全**

公共下水道、農業集落排水事業などの整備により生活雑排水の高度処理を進めるとともに、工場、事業所の排水対策や環境保全型農業の促進、河川や水路の浚渫や清掃活動などを総合的に進め、河川の水質の保全、向上を図ります。あわせて、水質の監視測定体制の整備を進め、水質汚染を防止します。

### **2.大気環境の保全**

工場、事業所の窒素酸化物や二酸化炭素の排出については、公害防止協定に基づく基準達成や、各種法令による定期的な報告を遵守するよう適切な監視・指導を行うとともに、排出量の抑制に取り組みます。

交通渋滞の解消や公共交通機関の利便性向上、低公害車・低燃費車の普及促進や自転車の利用促進などの対策を進め、自動車の排出ガスの削減を図ります。

### **3.騒音等の防止**

様々な騒音・振動・悪臭について、適切な監視活動を行うとともに、騒音規制法や三重県公害防止条例に基づき適切な規制、指導を行います。また、近隣騒音の発生についても、日常生活でのモラルやマナー向上等の啓発を進め、良好なコミュニティづくりを促進します。

### **4.土壌汚染等の防止**

土壌や地下水の汚染を防止するため、有害物質の適正な管理や農薬の適正な使用を促進します。また、有機農業や生ごみの堆肥化による家庭菜園など動植物の生育に適した土づくりを促進します。

### **(3)環境美化の推進**

#### **1.環境美化の推進**

市民や住民組織、各種団体、ボランティア組織等による緑化活動や清掃活動等の環境美化運動を支援します。

「名張市まちをきれいにする条例」の周知・啓発を進め、犬の糞の処理や吸殻等のポイ捨て防止のマナーの徹底、モラルの向上に努めるとともに、環境美化意識の醸成を図ります。

#### **2.不法投棄対策**

「名張市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例」の適切な運用により、地域住民と連携しながら廃棄物の不法投棄の防止を図ります。

地域での環境委員による監視・パトロール体制を強化するとともに、警察・県及び関係機関との連携を密にし、ごみの散乱防止や不法投棄防止対策を進めます。

## 第2章 美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし

### 第1節 良好な地域環境づくり

#### 2. 自然環境の保全・活用

##### 【基本方針】

- 水と緑の豊かな自然は、集落や農林業などさまざまな営みの基盤であり、地域のかげがいのない財産として、自然環境を大切に守り育て、人と自然が共生するまちづくりを進めます。
- 山林や農地、河川や水路などの適正な管理や自然とのふれあいの場づくりなど、自然と人との豊かな関係を創造するための取組みを、多様な地域や人々の連携、交流を図りながら進めます。

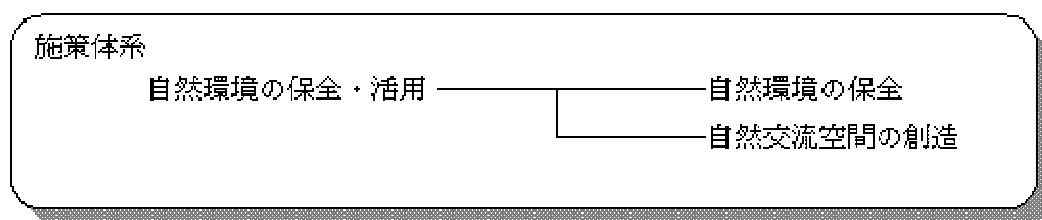
##### 【目標】

「美しい森林や田園環境を保全、育成します。

野生生物との共生を図ります。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
針葉樹と広葉樹との混交林化面積	0	20ha	30ha

##### 【施策の展開】



#### (1) 自然環境の保全・活用

##### 1. 計画的な土地利用

豊かな自然環境を保全・育成するため、土地のもつ自然的な属性を土台として、「計画なければ開発なし」を基本原則に、自然と人との共生を基本とした計画的な秩序ある土地利用を

進めます。このため、名張市土地利用マスタープランを指針として、田園や森林環境の保全に努めます。

公益的な事業や地域振興のために開発や土地利用の転換が必要な場合には、住民合意のもとにきめ細かな土地利用計画を策定し、周辺環境と調和する計画的な土地利用を進めます。

## 2.田園環境の保全

農業生産の最も基礎的な資源である農地を優良な状態で確保していくことに努めます。また、耕作放棄による田園や集落環境の荒廃を防ぎ、土地の有効利用を図るため、遊休農地の農業上の利用を促進します。

畜産糞尿、生ゴミ、剪定樹木、刈り草の堆肥化による資源循環型農業を積極的に進め、豊かな土地づくりを基本に、無農薬、減農薬による環境にやさしい農地利用を促進します。

## 3.森林環境の保全

森林の状況や様々な側面からそれぞれの地域の森林がもつ機能を明確にし、その機能の向上を目指した区分設定をし森林整備を進めます。

針葉樹と広葉樹林の混交林への転換をはかるなどして、森林の持つ公益的機能の増進を図ります。

森林施業の啓発活動や作業を支援する市民団体、ボランティア組織等の育成、支援を行います。

## (2)自然交流空間の創造

### 1.農との交流空間

遊休農地などの積極的な活用を図り、農村地域の人々との交流機能を備えた市民農園の整備拡大を進めます。また、地域づくりの活動等と連携して、景観作物の栽培、道路沿道の特色ある緑化推進による花街道づくり、花や紅葉の美しいふるさとの森づくり、農業水路や

ため池、小川などを生かした親水空間など、ふれあい交流空間の整備を進めます。

美旗古墳群を中心とした田園歴史文化ミュージアム構想、農とのふれあい拠点として農村公園(アグリーパーク)、学校農園などの整備などを進めます

## 2.森との交流空間

森林公園や散策道の整備、広葉樹林の整備による環境にやさしい美しい森づくりを進めるとともに、山の手入れ体験教室、炭焼き教室の開催など山林を活用したイベントの開催を通して、市民と森との豊かなふれあいの場づくりを進めます。

## 3.水との交流空間

名張川の親水遊歩道の整備を進めるとともに、清流を湛える多くの支流の水辺環境とあわせて、市民生活に潤いと安らぎを与える貴重な資源として、地域づくりの活動等と連携しながら整備、活用を進めます。

青蓮寺湖、ひなち湖周辺を水と緑の交流ゾーンと位置づけ、総合的なレクリエーション機能の充実を図ります。

## 第2章 美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし

### 第2節 循環型社会の創造

#### 1. 省資源・省エネルギーの推進

##### 【基本方針】

市民の環境問題についての理解を深め、市民一人ひとりが省資源・省エネルギーや有効活用に取り組むことにより、地球環境にやさしい持続可能な社会を創造します。

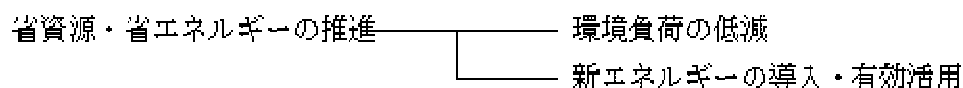
##### 【目標】

省資源・省エネルギーを積極的に推進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
市の事務事業に係る二酸化炭素排出量	1,715t	1,708t	1,700t

##### 【施策の展開】

###### 施策体系



##### (1) 環境負荷の低減

市民や事業所等に対する自発的な省資源、省エネルギーによる生活様式や事業活動への転換を啓発し、日常生活における冷暖房の適正化、節電・節水の習慣、省エネルギー機器の導入、公共交通機関の利用を促進します。

市役所の事業活動におけるエネルギーの効率的利用や省エネルギー対策を促進します。

工場や事業所などにおける環境マネジメントシステムに関する規格 ISO14001 の認定取得を支援し、環境に配慮した事業活動や技術開発を促進します。



市役所の ISO14001 の認定取得課程や実施過程で得たノウハウや情報を提供するとともに、環境会計の導入検討など地域の先導的な事業所として環境に配慮した活動を促進します。

## **(2)新エネルギーの導入、有効活用**

太陽光発電、太陽熱利用システム、燃料電池などクリーンな新エネルギーについての知識や必要性を広め、一般家庭や事業者への導入促進に努めます。

ごみ焼却施設などの廃熱の有効利用や、冷暖房の利用、コージェネレーションシステムの導入などによるエネルギーの効率的な利用を推進します。

## 第2章 美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし

### 第2節 循環型社会の創造

#### 2. ゴミの減量化とリサイクルの推進

##### 【基本方針】

- ごみゼロ・リサイクル社会を実現するため、市民、事業者、行政が一体となって、ゴミの減量化や資源化を積極的に進め、環境と共生する資源循環型社会を構築します。

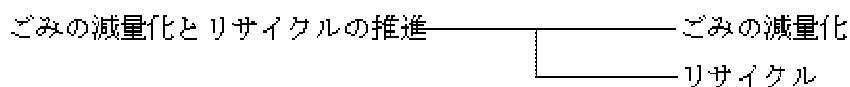
##### 【目標】

燃やすごみ、燃やさないごみの減量と資源化率の向上に取り組めます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
ごみの資源化(リサイクル)率	16.1%	20.9%	39.1%
一人一日当たり燃やすごみ	421g/人	402g/人	364g/人
一人一日当たり燃やさないごみ	80g/人	52g/人	44g/人

##### 【施策の展開】

###### 施策体系



##### (1) ごみの減量化

ごみゼロ・リサイクル社会を目指すアクションプログラムについて、計画の進捗状況の検証を行いつつ、状況変化に対応した見直しを行います。

ごみ・資源の分別排出の必要性とその徹底について、市民の意識高揚を図るなど、より一層の啓発活動に取り組めます。

ごみになるものは、「買わない」、「出さない」を基本に、使い捨て製品の使用抑制、再生品の使

用促進によるごみの減量化に取り組みます。

事業者に対して、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、リサイクルの促進に積極的に取り組むよう要請するとともに、事業系ごみについても、分別排出を徹底するよう、指導を強化します。

ごみ処理コストへの認識や減量意識への動機づけ、排出者責任や費用負担の公平性等の観点から、ごみの発生・排出抑制に寄与するルールとしてのごみの有料化について市民との情報を共有しつつ、その導入を検討します。

## (2)リサイクル

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の循環型社会関連法の適正な運用に努めるとともに、ごみの減量化、資源化に向けた啓発活動を強化します。

ごみ・資源の分別排出を市民に徹底するとともに、プラスチック類の資源化を図るなど、さらなる分別品目拡大に取り組みます。

排出されたごみの中から有価物の回収やスラグの有効利用を図るなど、中間処理における再資源化について検討します。

生ごみの自家処理による堆肥化、減量化や古紙類の集団回収事業などのリサイクルを促進します。

## 第2章 美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし

### 第2節 循環型社会の創造

#### 3. 廃棄物の適正処理

##### 【基本方針】

ごみの減量化施策やし尿の適正処理等、廃棄物の処理体制を整備します。

資源循環型社会の構築を目指し、環境に配慮した安全かつ適正な廃棄物の処理を推進します。

##### 【目標】

ごみ量に応じた適切で効率的な収集運搬・処理体制を整備します。

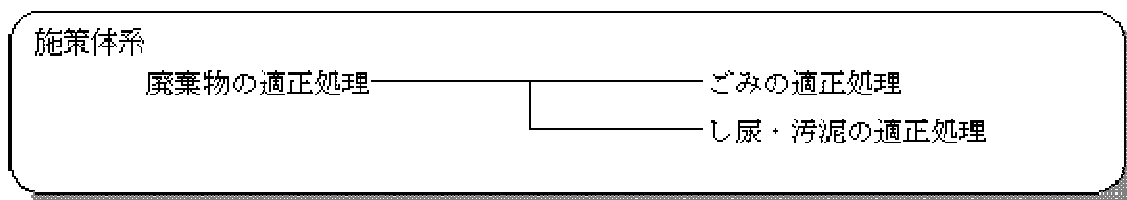
ダイオキシン類等の環境汚染物質の発生抑制など安全なごみ処理を推進します。

適正処理の推進により、最終処分量の減量化を図ります。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
最終処分場の年間埋立量	11,926t	10,946t	3,165t

現状数値は 2002 年度名張市分実績

##### 【施策の展開】



##### (1) ごみの適正処理

###### 1. 収集運搬体制の整備

効果的、効率的な収集体制を整備するとともに、ごみステーション等の衛生的な管理運営を

行えるよう必要な改善を進めるなど、適切な排出、収集、処理システムを構築します。

プラスチック類等の資源化品目の拡大に伴い、民間委託等も含めて収集体制の見直しを行いません。

廃棄物処理手数料の見直し等、適正化について検討します。

## 2.処理体制の整備

リサイクルプラザを併設する新しい清掃工場を建設し、ダイオキシン類等環境汚染物質を抑制するなど安全なごみ処理体制を構築します。

排出ガス等の測定監視を継続的に行い、適切な運転管理に努めます。

ごみの減量化の動向を反映しながら、効率的な処理体制の整備を進めるとともに、処理業務の民間委託等について検討します。

## 3.最終処分場の有効利用

プラスチック類の資源化により、最終処分場の埋め立て量の減少を図るなど、施設の有効利用と適正管理に努めます。

## 4.産業廃棄物等の適正処理

産業廃棄物の事業者(排出者)による適正な処理・処分責任を原則として、工場・事業場における処理計画や適正処理の指導・監視・パトロール体制の強化について県や関係機関に働きかけ、不法な処理を防止します。

## 5.廃棄物等の有効利用

ごみ処理施設における排熱の有効利用を進めます。

スラグや浄化槽汚泥の資源化など、新たな利用方法について研究を進めます。

建設発生土について、利用情報の提供や他都市や関係機関とも連携して広域的な利用を図

るなど、再利用を推進します。

## (2)し尿・汚泥処理

環境に配慮しながら、し尿処理施設の適正な管理運営に努めます。

大型合併処理浄化槽等から排出される汚泥の処理体制を整備します。

## 第2章 美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし

### 第3節 新しい名張農業の振興と農山村の整備

#### 1. 農村環境整備

##### 【基本方針】

- 「市民を豊かにする都市農業」の創造を目指し、農業の振興と生活環境の向上の視点から農業マスタープランを基本に農業施策を展開します。
- 農業生産による収益を確保するとともに、農業の多彩な担い手づくり、食と「農」のネットワークづくり、「農」を通じた快適な環境づくりを進めます。
- 市民が生きがいを持ち健康で暮らし続けることができるよう、園芸福祉の活動を促進します。
- 農林業基盤の整備とともに、計画的に道路、公園、水路等の整備や集落の景観形成に取り組むなど、田園や森林環境と調和する快適で美しいむらづくりを進めます。
- 地域の自然や歴史・文化を活用した農業公園の整備、市民農園や自然とのふれあいの場の整備、食と「農」のネットワークづくりや伝統文化の継承など、市街地住民と農山村の豊かな交流を促進します。

##### 【目標】

農業の多彩な担い手づくりに取り組み、魅力ある農業と美しい田園環境を創造します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
農家の担い手数(認定農業者)	42 戸	53 戸	65 戸
〃 (新規就農者)	—	2 人	4 人
〃 (就農準備者)	—	2 人	4 人
家族経営協定締結数	1 家族	2 家族	3 家族

食と「農」のネットワークづくりによる地産地消システムを促進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
農産物「地産地消」取り組み者数	4 グループ	6 グループ	8 グループ

園芸福祉活動の普及、啓発を図るとともに、実践活動を担う人材を養成します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
園芸福祉サポーター及び指導員の登録者数	118 名	200 名	300 名

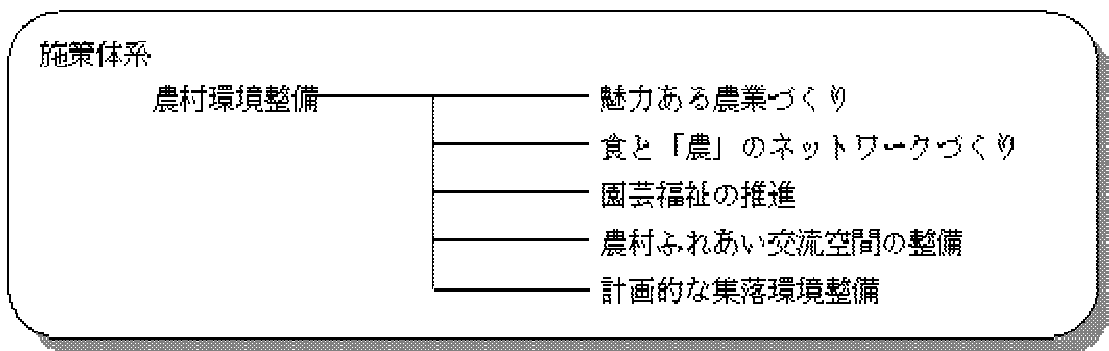
市民農園や水田の里親制度などを活用し、市民が「農」にふれる機会の充実を図ります。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
市民農園の拡大	2 ヶ所	5 ヶ所	9 ヶ所
農村公園(アグリーパーク)の整備	—	—	1 ヶ所

農林振興と農村整備を融合させた「むらづくり」の方針を定め、総合的かつ計画的に農村整備を進めます。

都市と農山村の共生・対流の取り組みを推進します。

## 【施策の展開】



### (1) 魅力ある農業づくり



## 1.多彩な担い手づくり

「認定農業者をはじめとして、女性農業者、高齢農業者、休日農業者、新規就農者など、多彩な農業者を“なばり農業”の担い手の実態に応じて情報提供や技術普及などの支援を行います。

農業支援センターの機能充実を図るとともに、多彩な担い手への支援活動、農作業受委託の促進などによる農地の利用調整と集積、農業PR活動等を積極的に進め、魅力ある農業づくりを進めます。

## 2.農業生産基盤の保全、整備

「むらづくり」の方針に基づき、集落の生活環境の整備と連携しながら水田の汎用化、中核農家への農地集積や省力化などほ場条件の整備、改善を進めます。

農業振興地域の整備計画の適正な管理等により、農用地を将来にわたり良好な状態で確保し、農業の健全な発展を推進します。

農産物流通の合理化や地域の活性化を図るため、農道、ため池など農業施設の整備と機能向上を進めます。

施設園芸など高生産性農業の促進、野生鳥獣被害対策などを推進し、優良な生産基盤づくりを進めます。

土地改良施設の適正な維持管理を促進するため、土地改良区の活動や運営基盤の強化を支援します。

## (2)食と「農」のネットワークづくり

### 1.「農」をとおした交流の促進

名張アグリパーク構想の推進、市民農園の整備、農業体験イベントの開催、観光農業の促進、学校農園の設置など、市民が身近に「農」に触れ、交流する機会や場所づくりを進めます。

美しいむらづくりと連携する農業公園など「農」を通じた魅力ある交流の場の整備、IT(情報

通信技術)の活用による農業情報の提供や農産物の販売など、消費者と農業者の連携と相互理解を促進する交流ネットワークづくりを進めます。

## 2.地産地消の促進

農産物直売や食品加工などに取り組むグループの育成と連携の強化、食と「農」のネットワークづくりのPR活動、小学校での体験農業や食教育、地元農産物を取り入れた学校給食、環境にやさしい資源循環型農業などを進め、地産地消システムづくりに取り組みます。

伊賀米コシヒカリの生産の促進と消費拡大を進めるとともに、ぶどう奨励品種の拡大を図るなど消費者に支持される新鮮・安全・安心な特産品づくりに取り組みます。

郷土料理や地域の特色ある野菜などの食材等を改めて見直し、「食」を楽しみながら「食」について考える「スローフード」への取り組みを進めます。

### (3)園芸福祉の推進

名張市園芸福祉普及推進協議会を中心に園芸福祉の普及を進めるとともに、実践活動を担う人材の育成に努めます

園芸福祉活動によってもたらされる幅広い効果・効用を活用し、健康で活力ある生活の向上、心身の健康の維持・回復、生きがいづくり、地域活動を通じた交流やコミュニティーの形成などができるよう、幅広い研究や情報交換の場の提供を進めます。

花いっぱい運動を展開し、希薄になりがちなコミュニティーの再生を目指すと共に、モデル庭園、モデル地域、オープンガーデン等の設置など全市的な運動に広げていく取り組みを進めます。

### (4)農村ふれあい交流空間の整備

市民農園・農産物直売所・園芸福祉の推進施設・花公園などを備えた農村公園(アグリーパーク)整備を進めます。

遊休農地などの積極的な活用を図り、市街地の住民が農業を体験でき、農村地域の人々との

交流機能を備えた市民農園の整備拡大を進めます。

地域づくりの取り組みや観光分野と連携しながら、美旗古墳群を中心とした田園歴史文化ミュージアム構想の具体化を進めます。

(仮称)国津農林センターと「はぐくみ工房あらざ」を拠点として、森林資源等を活用した体験学習等の機会の充実を図り、市街地住民との交流を促進します。

## (5) 計画的な集落環境整備

### 1. 計画的なむらづくり

田園風景や水利など農村集落のもっている多面的機能を市民に提供し、農家にとってもうるおいのある農村環境を進めるため、土地利用マスタープランや農業マスタープランを指針として、農業振興と農村整備を融合させた「むらづくり」の方針を住民参加のもとに作成し、計画的なむらづくりを進めます。

住民が主体となりテーマのある個性豊かなむらづくりを進める取り組みを積極的に支援します。

### 2. 生活環境の整備

地域の自然的特性を生かした居住環境整備を計画的に進めます。

農業基盤の整備とともに、地域の実情に応じて計画的に生活関連施設などの配置を促進します。

市街地へのアクセス道路や地域間を結ぶ道路、自然を生かした公園等の整備を進めます。豊かな集落環境を保全するため、耕作放棄地対策や中山間地域の農地の保全対策を進めます。

### 3. 美しいむらづくり

農山村の居住性を高めるとともに、美田や里山などの資源を生かして、自然や集落の美しい景観の保全を進めます。

休耕田を活用した景観作物の栽培、道路沿道の特色ある緑化推進による花街道づくり、花や紅葉の美しいふるさとの森づくり、農業水路やため池、小川などを生かした親水空間の整備など、地域資源を活用した誇りの持てるふるさとづくりに取り組みます。また、集落地域周辺の森林の適正な管理や花木の植栽などを促進します。

## 第2章 美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし

### 第3節 新しい名張農業の振興と農山村の整備

#### 2. 森林環境整備

##### 【基本方針】

森林のもつ多面的機能を持続的に発揮されるよう、森林所有者や地域住民等との合意を図りつつ、重視すべき機能に応じて森林を区分し、区分ごとに好ましい森林整備を図ります。

林業は木材の生産のみならず、多面的機能を発揮させるための森林の整備を担うとともに、山村地域の活力の維持などに重要な役割を果たしているため、効率的かつ安定的な林業経営を育成するための施策を展開します。

##### 【目標】

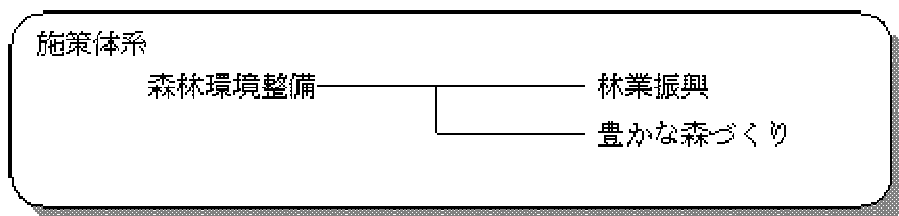
造林・間伐事業、林道事業による木材の循環利用を促進します。

広葉樹への樹種転換を推進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
針葉樹と広葉樹との混交林化面積	0	20ha	30ha

森林ボランティア等、市民参加による豊かな森づくりを進めます。

##### 【施策の展開】



##### (1) 林業振興

伊賀森林組合の基盤強化や認定林業事業体や林家、林業団体の育成支援を行うとともに、林

業後継者、担い手の育成確保を図ります。

林道、作業道の整備など森林施業、山林活用の基盤整備を進めます。また、森林施業の合理化を図るため、林業機械の導入による作業の省力化、効率化を促進します。

造林、下刈り、枝打ち、間伐等森林施業の促進を図るとともに、人工林の適正保育を進め、付加価値の高い木材生産や多彩な公益的機能を発揮できる健康な森林づくりを進めます。

川上から川下まで一体となった木材の加工流通体制への支援を図るとともに、地元産木材住宅建設融資の利子補給、木造公共施設の建設、公共事業への木材活用など、木材利用の促進を図ります。

既存の特用林産物の生産振興を図るとともに、むらづくりや観光と連携して、地域特性を活用した木工品、炭、シイタケ等の生産、販売活動の支援や間伐材の利用促進など新しい林産物づくりを促進します。

## (2) 豊かな森づくり

森林の持つ国土保全、水源かん養、自然環境の保全などの多面的な公益機能を持続させるため、まとまりのある森林区域ごとに重視すべき機能を区分設定し、ふさわしい森林整備を進めます。

森林公園や散策道の整備、広葉樹林の整備などにより、環境にやさしい美しい森づくりを進めるとともに、山の手入れ体験教室、炭焼き教室の開催など山林を活用したイベントの開催を通して、市民と森との豊かなふれあいの場づくりを進めます。

森林施業の啓発活動や作業を支援する市民団体、ボランティア組織等の育成、支援を行います。

## 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

### 第1節 計画的な都市環境づくり

#### 1. 計画的な土地利用

##### 【基本方針】

- 土地は人々の営みを支える共有財産であり、まちづくりの基盤となる土地利用については、公共の福祉を優先させることを基本に、土地利用構想で定める基本方針に基づき、自然環境との共生、歴史や文化、社会的な特性を活かし適性かつ計画的に進めます。
- 名張市の土地利用の総合的な指針である国土利用計画及び土地利用マスタープランに基づき、地域のまちづくりと連携し、住民を中心に多様な主体の協働により、地域特性に応じたきめ細かな質の高い土地利用施策を展開します。

##### 【目標】

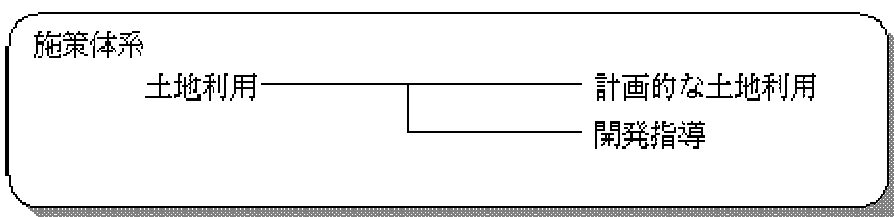
地域のまちづくり活動と連携した計画的な土地利用を推進します。

まちづくり条例など土地利用計画制度の充実を図ります。

機能的で良好な市街地環境づくりのため、用途地域の拡大や地区計画等の指定を進めます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
用途地域面積	867ha	1,000ha	1,500ha
地区計画指定数	3 地区	8 地区	17 地区

##### 【施策の展開】



##### (1) 計画的な土地利用

## 1.土地利用計画の推進

秩序ある土地利用を目指し「名張市総合計画基本構想」、「国土利用計画」、「名張市土地利用マスタープラン」に基づき適正かつ計画的な土地利用を進めます。

各地域の特性を活かした住民主体のまちづくりを実現できるよう、土地利用マスタープランの地区別構想の策定を推進します。

## 2.土地利用区分に応じた土地利用の誘導

全市的なバランスと地域の実情に応じた調和のとれた適正な土地利用を図るため、土地利用構想に基づく土地利用区分により、市街地の整備や自然環境の保全などを進め、自然と調和する質の高い市土を形成します。

### <土地利用区分>

土地利用ゾーン	土地利用区分	土地利用区分の考え方
市街地ゾーン	既成市街地区域	既に市街化している地域又は都市的土地利用のための開発行為などが完了している地域
	市街地整備促進地区	市街化が進行している又は進行することが予想される地域であって、計画的に市街化することが適当な地域
	市街地保留区域	将来、都市的土地利用を行うことが適当な地域であるが、土地利用計画が明確になり計画的な市街地整備の見通しがたつまでは、無秩序な市街化を防止し、現状の土地利用を維持することが適当な地域
緑の共生ゾーン	集落整備区域	集落の住環境の向上と農村地域の活性化



		などを図るために、利便施設や公共施設などを計画的に整備、誘導するとともに、人と自然の交流の場として自然活用型の土地利用を図ることが適当な地域
	田園環境区域	農業を核とし、観光・レクリエーションや商業などの複合化による総合的な産業振興を図り、良好な田園環境の保全、整備を図ることが適当な地域
	森林環境区域	良好な自然環境保全、整備し、林業の振興を図るとともに、自然資源を活用し観光やレクリエーション機能の向上を図ることが適当な地域
自然保全ゾーン	環境保全区域	良好な自然環境の維持や防災上の観点から自然環境を保全することが適当な地域
	特定整備区域	集落整備区域、田園環境区域及び森林環境区域において、公共的な事業の推進や地区別の土地利用計画により地域の活性化のために工業地や商業地など都市的な土地利用を誘導することが適当であると位置付けられた地域

### 3.秩序ある土地利用を図るための誘導手法

土地利用区分を踏まえ、地域特性に応じて、市街地のまちづくりの誘導に関する最も基本的な手法である用途地域の拡大を図るとともに、特定用途制限地域の指定などに取り組みます。

地域のまちづくりを補完するため住民の主体的な取り組みを基本に、地区計画などの制度

を積極的に活用します。

農村部では土地利用区分の考え方を基本に、農地及び森林制度と整合した土地利用を進めます。

#### 4.土地利用計画制度の充実

地域特性を活かしたふさわしい計画的な土地利用やまちづくりを行なうため、土地利用マスタープランの地区別構想や地区詳細計画などの計画づくりを市民参加により進めるとともに、その具体的な開発行為に係る事前協議手続きなどに関して、適切な運用を行なうことができるよう、まちづくり条例など土地利用計画制度の充実を図ります。

#### 5.地図情報の整備

GIS 等地図情報の有効活用により、土地利用に必要な情報整理を進めます。

公図混乱地域の地籍の明確化など、必要に応じた地籍調査を行います。

#### (2)開発指導

地域の実績に応じた良好な土地利用を図るため、開発行為に係る事前協議を行い、良好な開発が行なわれるよう指導します。

開発行為の事前協議の手続きや開発許可の基準などについて検討し、県の協力を得ながら、適切な開発指導が行なえるよう制度の充実を図ります。

### 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

#### 第1節 計画的な都市環境づくり

## 2. 都市環境

### 【基本方針】

- 地域ごとの歴史や文化、生活、自然環境など地域特性を活かした質の高い都市環境の形成を目指し、都市マスタープランを基本に、環境や福祉、文化などの分野と密接に連携を図りながら、生活者起点の市街地整備、都市施設整備を計画的に進めます。
- 「名張らしさ」を大切にしながら、地域の特性に応じた個性豊かな景観の保全、創造など美しい市土を形成するため、地域住民との協働により、景観形成を進めるための計画や制度の整備、周辺のたたずまいと調和する都市施設の整備などを進めます。

### 【目 標】

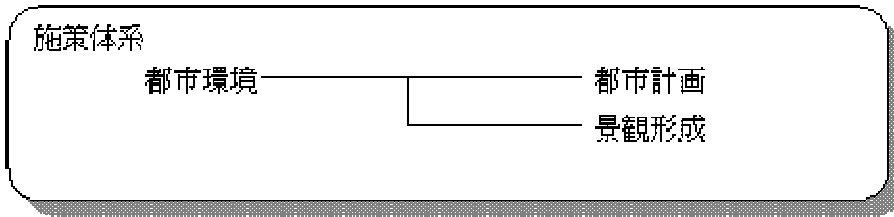
住民参加のもと、都市マスタープランの地区別構想の策定を進めます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
都市マスタープラン地区別構想策定地区数	-	3 地区	7 地区

美しい都市景観を形成するため都市景観ガイドプラン(景観形成基本計画)の策定や景観形成条例の制定を進めます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
景観形成基本計画・景観形成条例	2006 年度までに策定	————→ 策定	-----→ 運用
まち並みまちづくりバンク	2006 年度までに策定	————→ 策定	-----→ 運用

## 【施策の展開】



### (1) 都市計画

#### 1. 総合的、計画的なまちづくり

今後の安定、成熟型社会において、地域の実情にあわせて都市空間の適正な配分および生活者の視点にたった快適な都市環境を形成するため、都市マスタープランに基づき、長期的な観点から市街地の土地利用、都市基盤や都市施設のあり方を検討し総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。

#### 2. 多核連携型の都市構造の形成

高齢化が進展するなか、歩いて暮らせるまちづくりや安全快適に移動可能な地域社会など本市の地域構造に配慮した、土地利用、市街地の整備、都市施設の配置を進め、中心市街地を核として住宅市街地や周辺集落等の相互機能補完と質の向上にあわせ、多様な拠点をそれぞれに有機的にネットワークする多核連携型の都市構造の形成を図り、地域間の連携、交流機能の整備を進めます。

#### 3. 快適な都市環境の整備

福祉等の分野と連携しながら、誰もが暮らしやすく、活動しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた都市施設や交通体系などの整備を進めます。

水と緑と歴史、文化のネットワークづくりに取り組むとともに、都市景観ガイドプラン(環境形成基本計画)を作成し周辺環境に配慮した市街地整備や公共事業を進め、美しい自然と調和する持続可能な都市環境の形成を図ります。

地域の歴史、文化資源を積極的に活用し、まち並みの修景などを進めることで文化薫るまちづくりを推進し、都市観光や地域の伝統文化、地域商業などの振興と連携しながら「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを進め、個性豊かな魅力ある都市空間を形成します。

#### 4.地域特性に応じた生活者主体のまちづくり

名張地区の既成市街地や新しく開発された住宅地、豊かな水と緑に抱かれた農村集落など、それぞれの地域特性を活かした個性あるまちづくりを実現するため、地域づくりの活動と連携しながら、都市(土地利用)マスタープランの地区別構想の策定を進めるとともに、地区計画などを積極的に活用し、住民合意のもとに地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりを進めます。

### (2)景観形成

#### 1.計画的な景観形成

都市景観ガイドプラン(景観形成基本計画)及び、ふるさとの杜づくり計画(緑の基本計画)の策定にあわせ、保存すべきまち並みのストック活用指針(まち並みまちづくりバンク)を策定し、優れた景観資源を市民の共有財産として計画的なまち並みの保存・整備に努めます。

#### 2.市街地景観の形成

駅前周辺や商業などの中心市街地は、都市の“顔”として景観整備が最も必要とされる地区であることから、地区計画の導入や景観形成基本計画の策定により、シンボル性の高い高水準の景観整備を図ります。

本市の都市景観において、量的に重要な景観構成要素となっている低層戸建て住宅地の景観については、地区計画等の導入により統一感のある色彩や緑化の推進により、質の高い緑あふれる地域景観の形成を図ります。

#### 3.歴史的景観の保全・活用

伝統的なまち並みが残された地区は、都市機能の更新との整合性を図りつつ、地区計画などの活用により、初瀬街道のまち並みや名張藤堂家邸、江戸川乱歩生誕の地、築瀬水路などの歴史的景観資源と調和し歴史的な統一感の感じられる魅力ある地域景観の形成を誘導します。

#### **4.自然・田園景観の保全**

南部地域をはじめとする山並みや名張川、宇陀川などの河川景観や、市街地周辺を包み込む里山を背景とした田園景観は、今後とも積極的に保全しまとまりのある景観資源として、各地区のまちづくりに活用し質の高い景観形成を進めます。

## 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

### 第1節 計画的な都市環境づくり

#### 3. 市街地整備

##### 【基本方針】

- 三重県の西の玄関口として多様な人々の交流拠点でもある名張駅周辺整備をすすめ、交通機能や都市サービス機能の充実を図るとともに、名張の顔にふさわしいシンボル性の高い都市空間を創造するとともに、広域的な都市機能の集積と向上を図り、伊賀市をはじめとする周辺地域の拠点となる魅力ある中心市街地を形成します。
- 中心市街地周辺や地域拠点となる住宅地などにおいては、個性的なまちづくりを進め質の高い都市環境を形成します。

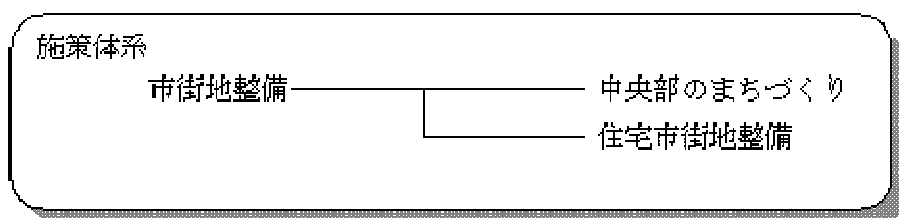
##### 【目標】

「名張の顔」となる中央部のまちづくりを推進します。

- 名張地区既成市街地の整備
- 名張駅周辺整備事業の推進
- 新しい市街地の形成(中央西地区及び鴻之台地区)

住宅市街地の保全・整備を進め、質の高い居住環境を創造します。

##### 【施策の展開】



#### (1) 中央部のまちづくり

##### 1. 名張地区既成市街地の整備

名張地区既成市街地は、生活文化拠点として古くからの歴史のなかで育まれてきた豊かな地域資源を持つ都市空間であり、初瀬街道、名張藤堂家邸や江戸川乱歩生誕地などの歴史、文化資源のネットワーク化やまち並の修景などを進め、文化の薫りを活かした集客交流を目指すとともに、生活空間としての人々の居住と地域の伝統文化、地域商業等が結びついた活力があり暮らしやすいまちづくりを地域住民や商工業者、市民団体との協働、連携により進め、まちの再生を図ります。

高齢者など誰もが安全に活動ができるようバリアフリーのまちづくりを進めることにより、歩行者空間の利便性や魅力を高め、賑わいのある都市空間の形成を目指します。

## 2.名張駅周辺地区の整備

名張駅周辺地区は、本市の交通の結節点であり、名張地区既成市街地と新しい市街地を結ぶ拠点地区として、名張駅西口広場や都市計画道路、駐車場等の整備を進め、交通ターミナル機能の向上など公共空間の創造、通勤、通学者や駅前商業等の向上を図るなど利便性の高い都市サービス空間を創造します。また、まちの顔にふさわしいシンボル性の高い都市空間を創造します。

## 3.新しい市街地の形成

中央西土地区画整理事業による都市基盤の整備を進め、鴻之台地区と一体的に新しいまちの形成に向け、都市産業施策との連携のもとに企業誘致や起業家の支援を進めます。また、高度情報化に対応する文化、経済、情報の広域的な交流拠点となる交流センターや行政サービス機能の整備、集積を進めます。

地区計画制度の活用などにより、計画的な市街地形成を図り、都市サービスなど多様な都市機能の集積や緑あふれる都市型居住環境の整備など、機能的で質の高い都市空間を形成します。

### (2)住宅市街地の整備



整然とした快適で余裕があり、美しい低層戸建て住宅地区の環境を保全し、居住機能を高めていくため、用途地域の拡大や、特定用途制限地域の指定などに取り組みます。

住民主導による保全・修復型のまちづくりを積極的に支援します。

地区計画等の導入により統一感のある色彩や緑化の推進により、質の高い緑あふれる地域景観の形成を図るとともに、都市施設の緑化や、花いっぱい運動等を推進します。

各地区の地域特性を活かしたふさわしい計画的な土地利用やまちづくりを行なうため、土地利用マスタープランの地区別構想や地区詳細計画などの計画づくりを市民参加により進めます。

急速な高齢化が進展するなか、福祉等の分野と連携しながら、誰もが暮らしやすく、活動しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた都市施設や交通体系などの整備を進めます。

### 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

#### 第1節 計画的な都市環境づくり

#### 4. 水と緑のまちづくり

##### 【基本方針】

- 人々の様々な活動の舞台である市全域を、水と緑のあふれる美しい公園のような市土に創造するため、広範な緑化推進や親水空間の整備など、身近に水と緑に触れあうことのできる空間整備を総合的かつ計画的に進めます。

##### 【目標】

ふるさとの杜づくり計画(緑の基本構想)の策定

取組目標	内容等	前半 2006年度まで	後半 2009年度まで
ふるさとの杜づくり計画の策定	2006年度までに策定	→ 策定	-----→ 推進

市民と行政による協働の緑化活動の推進

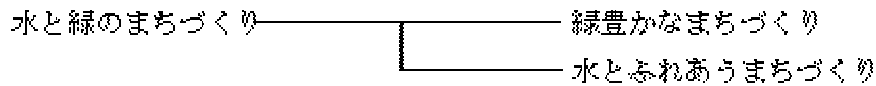
取組目標	内容等	前半 2006年度まで	後半 2009年度まで
緑化推進連絡会議の立ち上げ	2006年度までに立ち上げ	→ 立ち上げ	-----→ 活動

緑化推進連絡会議「仮称：ふるさとの杜づくり連絡会議」の創設

資源を活かした緑空間の整備

##### 【施策の展開】

## 施策体系



### (1) 緑豊かなまちづくり

#### 1. ふるさとの杜づくり計画策定による総合的な施策展開

豊かな自然は水源涵養や大気の浄化等、私たちの住む環境を守るとともに、野生生物の生息の場として生態系をささえ、すこやかな癒しの空間としての保健休養機能を持っています。これら貴重な資源である名張市の水と緑の豊かな自然環境、街の緑、田園環境等を守り、育て、活かしていくための緑に関する総合的な計画(ふるさとの杜づくり計画)を策定し、これに基づく様々な施策を展開します。

#### 2. 市民と行政による協働の緑化推進

緑織り成す豊かな環境のもとで、自ら土に触れ、ゆとりや充実感を得るライフスタイルが見直され始めています。名張市全域が市民に潤いを与える公園であるという考え方のもと、多面的機能を持つ森林等の維持管理を所有者だけでなく多くの市民とともにに行い、交流する仕組みづくり、美しい農村景観づくり、地域ぐるみでの公園、玄関先の緑化や花いっぱい運動などを、園芸福祉の普及や地域づくり活動と連携し輪を広げます。これらの活動を総合的に取りまとめ啓発、推進する組織として「仮称：ふるさとの杜づくり連絡会議」を立ち上げます。

#### 3. 資源を活かした緑空間の整備と公園等の管理

また都市施設の整備についても緑化推進に努めるとともに、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの導入に努め潤いのある空間づくりを進めます。

市内の公園は地域の協力を得ながら適切な維持管理に努め、安全で快適な緑の空間の創出に配慮します。

東山墓園の静寂な空間を創造する生活環境保全林等の豊かな自然を、市民のレクリエーションの場として位置付け、市民参加により豊かな森づくりを進めます。

平尾山カルチャーパークを市街地における緑の拠点として位置づけ、各公園や緑道等を結ぶ緑のネットワークを創造します。

## (2)水とふれあうまちづくり

市民が身近に水にふれ、憩うことのできる親水空間として名張川の親水遊歩道などの整備を河川改修事業等との整合を図りながら進めます。

名張川の多くの支川や水路などについても地域づくりの取り組みなどと連携しながら、親水性を高めるとともに、美しい景観づくりに取り組みます。

青蓮寺湖周辺及びひなち湖周辺を水と緑の交流ゾーンと位置づけ、市民の憩いの場として保健・休養やレクリエーション機能の充実を図ります。

中心市街地を流れ、歴史・文化的な価値も有する築瀬水路については、地域づくりや観光の分野などと連携しながら保存、活用を進めます。

名張川の豊かで清らかな流れを保全・創造するため、市民参加による水質保全活動や、水源である森を守り育てる取組みをすすめます。

## 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

### 第2節 安全で安心な地域づくり

#### 1. 防災

##### 【基本方針】

- 風水害、地震などの自然災害をはじめ、あらゆる災害から生命、財産を守るため名張市地域防災計画に基づき、危機管理体制の確立を図ります。
- 耐震性、耐火性の強化などの防災基盤の整備や市民の防災意識高揚を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、防災アセスメントの実施など防災関連情報の整備、提供や地域における自主防災体制の充実を図ります。
- 起伏に富んだ地形や多くの河川により、急傾斜地や土砂災害、未改修河川などの危険箇所があることから、着実な治山治水対策を進めます。

##### 【目標】

安全で明るい社会を創造するため、「名張市民の安全の推進に関する条例」(仮称)を制定し、総合的に安全なまちづくりに取り組みます。

自主防災隊組織の充実を図り、地域ぐるみで安全なまちづくりに取り組みます。

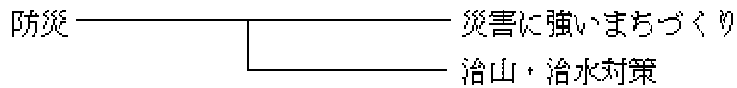
災害危険箇所の整備を計画的に進めます。

防災拠点の整備について検討を進めるなど、防災体制の充実を図ります。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
自主防災隊などリーダー研修受講者数累計	150 人	500 人	1,000 人
地域別防災訓練の実施	3 地域	80 地域	154 地域
老朽ため池整備箇所数	21 箇所	24 箇所	28 箇所

##### 【施策の展開】

## 施策体系



### (1) 災害に強いまちづくり

#### 1. 防災体制の整備

「名張市民の安全の推進に関する条例」(仮称)を制定し、市民ぐるみで安全なまちづくり運動にとり組むとともに、防災、消防、防犯など幅広い分野の協力体制の充実を図るなど安全・安心な地域づくりを総合的に進めます。

都市化の進展により複雑化、多様化する災害に対応するため名張市地域防災計画に基づき総合的な防災体制を整備します。

水害や土砂災害等の危険地域についての防災アセスメント(防災関連地図の作成等)の実施と情報提供を進め、住民に対する警戒、避難等の啓発を行うなど防災対策を進めます。自主防災隊、婦人防火クラブなどの自主防災組織の充実、地域における防災リーダーの育成を図るとともに、災害ボランティア活動を促進します。

総合防災訓練や研修会、また、自主防災隊、企業等による自主的な防災訓練などを進め、市民の防災知識の普及と自主防災意識の高揚に努めるとともに、市広報やインターネット等を通じた啓発活動や情報提供に取り組みます。

#### 2. 防災基盤の整備

道路、橋梁、建築物や水道等のライフラインの耐震性・耐火性の強化を図るとともに、公園等の大規模避難場所や道路の延焼遮断帯などオープンスペースの整備を進めます。

学校、公民館、市民センターなど地域の主要公共施設を地域防災拠点とし、防災救助活動に必要な資機材や備蓄倉庫などの整備を進め、防災機能の向上を図ります。

ヘリポートなど緊急輸送活動拠点の確保を図るとともに、住民、企業、行政が一体となって防災対策を進めるための防災拠点の整備を検討します。

地域防災無線による緊急時の情報伝達システムの充実、迅速な初動体制システムの確立

を図るとともに、インターネット等を活用した新しい情報伝達手段や防災情報提供体制の整備を進めます。

### 3.災害復旧体制の充実

関係機関と連携し電気、ガス、水道、電話等ライフラインのバックアップシステムの構築を進めます。

近隣の市町村との連携を強化するとともに、さらに広域的な連携を進め、相互応援・協力体制の整備を図るなど、大規模災害時における的確な災害応急体制を確立します。

## (2) 治山・治水対策

### 1. 治山対策の推進

山崩れ、土石流など山地災害の防止のために、崩壊山腹の復旧、荒廃地の整備、軟弱林地の補強、水源かん養、土砂流出防止保安林等の整備を進め、森林の持つ保水機能や環境保全機能の増進など復旧治山事業、予防治山事業等を計画的に促進します。

土砂災害から地域住民の生活を守り、良好な自然を保全するため、県などの関係機関との連携を図りながら、砂防、地すべり、急傾斜地などの危険箇所の監視、パトロールを充実しながら、重点的な整備を進めます。

### 2. 治水対策の推進

名張川上流部、鍛冶町から夏見地区までの早期整備を関係機関に要請します。

公共下水道事業の中央処理区処理場建設と平成 17 年度供用開始予定の名張川防災ステーションとの整合を図りながら、蔵持地区の名張川、シャックリ川などの河川改修の促進を関係機関へ要請します。

宅地造成等による災害を防止するため、工事施行者に対して調整池の設置等適切な防災対策を行うよう指導します。





### 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

#### 第2節 安全で安心な地域づくり

##### 2.消防・救急

###### 【基本方針】

地域や事業所などの民間防火組織と連携しながら火災予防や防火意識の高揚を図るとともに、初期初動体制の強化をはじめ、消防施設等の整備・充実による消防対応力の強化を図ります。

交通事故や急病など多様化する緊急事態に適切に対処し、住民の安全を確保するため救急救助体制を強化し、迅速な対応と被害軽減を図ります。

周辺市町村等との広域連携を進め、相互協力体制を充実します。

###### 【目標】

火災予防活動等を積極的に進めます。

福祉分野と連携しながら災害弱者対策を進めます。

消防力の強化をはじめ総合的な防災、安全対策を進めます。

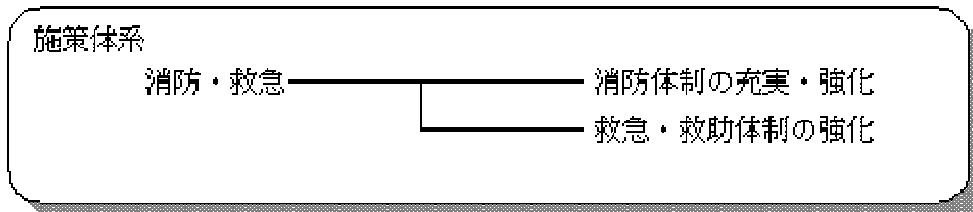
救急救助体制を充実し、重度傷病者等の救命率の向上に取り組みます。

「一家に一人は救急救命士」をキャッチフレーズに応急手当講習を積極的に進めます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
出火率(人口1万人比:暦年)	3.9	3.8	3.74
予防査察の実施件数	160 件	180 件	200 件
住宅防火診断実施件数	1,700 件	2,100 件	2,200 件
防火講習会受講者数	17,000 人	21,000 人	22,000 人
心肺機能停止状態傷病者の救命率(暦年)	3.80%	4.10%	4.50%

救急救命士の配置数	9人	12人	12人
応急手当講習会受講者数(累計)	9,600人	28,000人	30,000人

## 【施策の展開】



### (1) 消防体制の充実・強化

#### 1. 防火安全対策の推進

広報や火災予防・啓発活動等の実施により市民、地域、事業所等の防火・防災意識の高揚とともに、婦人防火クラブ、幼年、少年消防クラブなど自主的な防火組織の結成と育成、活動支援を図ります。

「自分の身は自分で守る」という自助の精神に加え、高齢者や子供などの災害弱者を含む隣人同士の共助の視点も踏まえた教育、訓練を推進します。

防火に関する積極的な情報提供を行うとともに、住宅防火診断の実施や住宅の防火対策、バリアフリー化などを促進します。

福祉関係機関・団体等と連携してひとり暮らし高齢者等の災害弱者の把握により、防火訪問を実施し、防火・安全対策の強化を図ります。

防火対象物や危険物施設への予防査察の強化など防火・安全管理体制の充実を図ります。また、建物火災及びそれに起因する死傷者を低減するための火災原因調査体制を充実します。

#### 2. 防災基盤の整備

総合的な防災、安全対策を推進するため、消防・防災拠点としての消防庁舎を新築し機能の充実を図るとともに、署所の配置など消防体制の見直しを進めます。

常備消防車両・消防団車両等の整備、更新を行い効果的な消防活動を確保します。

耐震性防火水槽の設置や自然水利からの取水施設など消防水利の充実を進めます。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づき、消防団の加入促進など消防団の充実強化を図ります。

災害の大規模化、広域化に対応するため、近隣市町村等との連携を図るとともに、さらなる広域相互協力体制の強化を図ります。

## (2) 救急・救助体制の強化

救急救命士の養成等、救急教育訓練の充実と、救急自動車の増強、高度救急資機材等の整備を図り、高度救命処置による救命率の向上に努めます。

救助隊員の育成強化を進めるとともに、救助用資機材等の整備など救助体制の更なる充実を図り、迅速な救助活動を実施するとともに救急隊との連携により救命率の向上に努めます。

効果的な救急活動を行うため、広域的な協力体制の整備や市立病院を中心とした救急医療機関との連携を更に強化します。

市民や事業所等に対する普通救命講習などに加え、「一家に一人は救急救命士」をキャッチフレーズに初期段階での的確な応急処置が行えるよう、管内の全戸を対象とした応急手当の普及や啓発活動を積極的に進めます。

## 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

### 第2節 安全で安心な地域づくり

#### 3.防犯対策

##### 【基本方針】

- 犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を創造するため、地域住民等の積極的な参画のもとに、関係機関との連携による、地域ぐるみでの健全な生活環境の形成、防犯意識の高揚などの活動や犯罪、暴力行為等を防止する防犯体制の強化に取り組みます。
- 家庭、学校、地域間の連携による青少年の非行防止に取り組みます。
- 消費生活に関する啓発や相談体制の充実、消費者団体の育成を図ります。

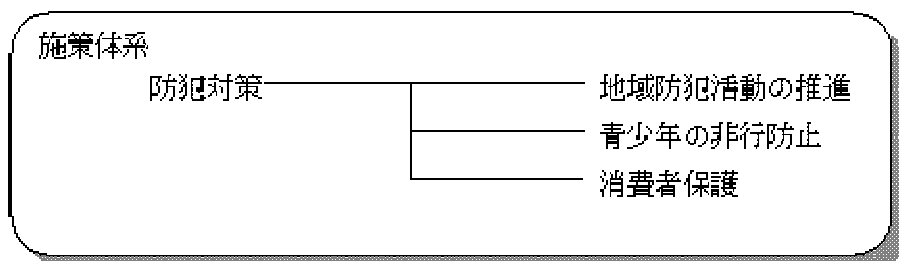
##### 【目標】

地域ぐるみで防犯活動を進めます。

初発型非行の未然防止など、青少年の非行防止に取り組みます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
犯罪発生件数(刑法犯)	1,528 件	1,450 件	1,357 件
初発型非行数	91 件	80 件	70 件

##### 【施策の展開】



#### (1) 地域防犯活動の促進

##### 1. 地域防犯活動の充実

犯罪のない明るい地域社会の実現に向けて、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみで防犯活動を進めます。また、安全、安心を確保するための活動を行う自主的な組織づくりに努めます。

警察や関係団体、地域住民の連携のもとに、定期的なパトロールの実施など地域防犯活動を積極的に進めます。

夜間における犯罪の防止と安全な生活環境を形成するため、地域の協力を得ながら防犯灯等の設置を進めます。

暴力行為、迷惑行為の防止等防犯体制の強化を関係機関へ要請するとともに、家庭、学校、地域や市民活動団体等の連携による防犯活動を支援します。

覚醒剤、毒物、劇薬などによる犯罪から住民の健康を守るため、関係機関と連携を図りながら未然防止と取り締りの強化を促進します。

## 2.治安体制の充実

社会情勢の変化や都市規模の拡大に対応し、市民の安全な暮らしを確保するため、警察体制の強化や情報提供、相談機能の向上、パトロール活動など警察活動の充実を要請します。

### (2)青少年の非行防止

家庭、学校、地域間の緊密な連携を図りながら、青少年の問題行動などについての相談や指導をより充実するとともに、初発型非行等を未然に防止するパトロール活動などを強化し、青少年の非行防止に取り組みます。

### (3)消費者保護

生産者・消費者間の交流会を実施する等、消費生活に関する学習機会の創出や啓発事業等を推進します。

環境への負荷が少ない商品を選択することが、環境に配慮した企業活動を促進させることにな

るため、こうした取り組みを行う消費生活協議会等の育成を図ります。

## 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

### 第3節 新しい名張農業の振興と農山村の整備

#### 1. 下水道等

##### 【基本方針】

- 健康で快適な生活環境を形成するとともに、名張川の水質汚濁を防止し豊かな自然環境を保全するため、名張市下水道整備マスタープランに基づき、公共下水道を計画的に整備します。
- 公共下水道、住宅地の大型合併処理浄化槽などの市域の下水処理施設の将来的な管理運営の方法や体制について検討します。
- 農村部の生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与するため、基本計画に基づき、農業集落排水処理施設の整備を計画的に推進します。
- 河川の水質汚濁を防止など豊かな自然環境を保全するため、合併浄化槽の普及促進及び適正な維持管理の啓発に取り組みます。

##### 【目標】

公共下水道中央処理区の第1期事業認可区域内を供用するとともに、第2期事業認可区域内の一部も供用開始します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
中央処理区内公共下水道計画処理人口	-	4,000 人	11,000 人

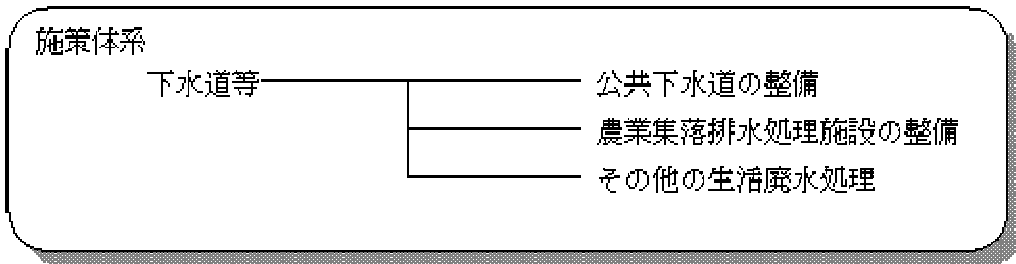
農業集落排水事業を計画的に推進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
農業集落排水計画処理人口	7,430 人	9,980 人	14,820 人

合併浄化槽の普及促進及び適正な維持管理の啓発を進めます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
汚水衛生処理率	80.1%	84.5%	88.9%

## 【施策の展開】



### (1) 公共下水道の整備

公共下水道基本計画に基づき、名張地区市街地や鴻之台、中央西土地区画整理事業施行区域など中心市街地を含む中央処理区の公共下水道の整備を進め、平成18年度からの供用開始を目標に中央浄化センターの建設、管渠敷設工事などを推進します。

中央浄化センターの建設とあわせて、周辺的环境整備や地域振興に取り組みます。

公共下水道事業の長期的、安定的な推進を図るため、処理区域内の水洗化を促進するとともに、中央浄化センター、マンホールポンプ、管渠等の適切な管理運営に努めます。

上水道事業との連携を図るなど、効率的で健全な公共下水道経営を進めます。

### (2) 農業集落排水処理施設

集落地域の生活環境の向上と自然環境の保全を図るため、地元住民との合意形成を図りながら、農業集落排水事業基本計画に基づき、生活排水処理施設の整備を積極的に進めます。

供用している生活排水処理施設の維持管理費のコスト削減及び公共下水道と連携しながら使用料金のあり方について検討を進め、健全な管理運営に努めます。

### (3) その他の生活排水処理

住宅団地の大型合併浄化槽の市への移管については、公共下水道事業中央処理区域内の移



管に関する調査を行い、引継ぎ条件を整備し計画的に移管を進めます。

中央処理区域外の大型合併浄化槽については、移管までの間適正な維持管理と安定した運営を行うよう管理者に要請します。

公共下水道や農業集落排水事業の計画のない地域やこれらの施設整備が長期化する地域については、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正な維持管理を行うように普及啓発活動を進めます。

## 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

### 第3節 新しい名張農業の振興と農山村の整備

#### 2.上水道

##### 【基本方針】

- 未普及地域への水道施設を計画的に整備し、市民皆水道を実現します。
- 水道を安定的に供給するため、基幹施設の計画的な整備、更新を進めるとともに、耐震性の向上を図るなど災害に強い水道施設を整備します。
- 水道水源の保全や水質の確保、向上に努め、安心して飲める良質な水を供給します。

##### 【目標】

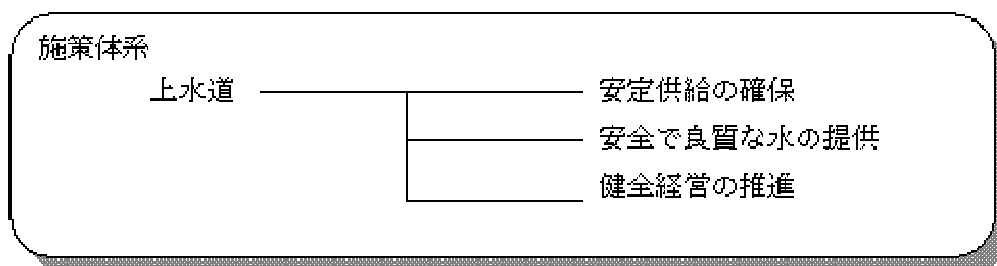
未普及地域の水道施設の整備を進め市民皆水道を実現します。

水道施設の適正な管理を進め安定供給を行います。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
水道未普及地区数	2 地区	0	0
有効率(全配水量に対する有効に利用された水量の割合)	95.44%	98%	100%

水源、水質の確保に努め、安全で良質な水の供給を行います。

##### 【施策の展開】



##### (1)安定供給の確保

## 1.施設整備の推進

市民皆水道を実現するため、中知山地区への水道施設整備を進めます。

水の安定供給を確保するため、大屋戸浄水場の改築や富貴ヶ丘浄水場老朽施設の整備など、基幹施設の計画的な整備、更新を行います。

水道施設の耐震化の推進、配水系統の相互融通などによる補完機能の充実、断水等の影響範囲を最小化するための配水ブロック化の見直しなど、災害に強い水道施設の整備を進め、信頼性の高い送配水システムを構築します。

## 2.安定供給の確保

需要に見合った適切な配水管網の整備、更新を計画的に実施していくとともに、適正な水圧の保持に努め、水道の安定供給を図ります。

効率的、安定的な水運用を行うため、送配水量や浄水場の運転状況の遠方監視データの集約化など水運用の一元化を図ります。

貴重な水資源の効率的な利用を図るとともに、管路破損事故等を未然に防ぎ安定供給を確保できるよう、漏水防止対策など維持管理の強化を積極的に進めます。

災害時の市民への飲料水の供給を確保するため、危機管理体制の強化・充実を図ります。

経営管理の一元化を図るため、簡易水道等を上水道へ編入できるよう条件整備を進めます。

### (2)安全で良質な水の供給

市民、事業者、河川管理者、流域市町村と連携し、河川美化や生活排水対策を進めるなど、水道水源の水質改善や水源の保全に取り組みます。

水質検査の迅速化を図るとともに、水質基準の強化等に対応するため水質検査体制を充実します。また、原水の水質状況に対応した適切な浄水処理の実施や有害な物質の混入など不測の事態の発生も考慮に入れ、河川水質の監視体制を強化します。

受水槽などを通さない直結給水方式の普及を促進するため、配水施設の改善、整備を進めるとともに、水道利用者への広報活動を積極的に行います。

### (3) 健全経営の推進

業務委託を推進するとともに、上水道・下水道部門の連携を強化するなど、経営の効率化・合理化を図ります。

市民ニーズに対応する水道事業の展開を図るため、水道料金納付場所の拡大、上水道に関する積極的な情報提供や情報収集、水道モニター制度の拡充に努めるなど双方向の情報交流を進めます。

## 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

### 第3節 新しい名張農業の振興と農山村の整備

#### 3.住宅・住環境

##### 【基本方針】

- 景観形成やまちづくりと連携し、中心市街地や新しい住宅地、集落地域などそれぞれの地域特性や周辺環境調和するとともに、若年層、中堅ファミリー層、高齢者など多様な世代やライフステージに応じて快適な生活ができる住宅・住環境の整備を進めます。
- ユニバーサルデザインの考え方を基本として、誰もが快適で安心して暮らすことができる住宅・住環境の整備を促進します。
- バランスのとれた人口構造を形成し、健全な都市の発展を図るため、魅力ある市街地整備や都市機能、就業環境等の向上を図り、職住近接型の魅力ある住環境を整備します。

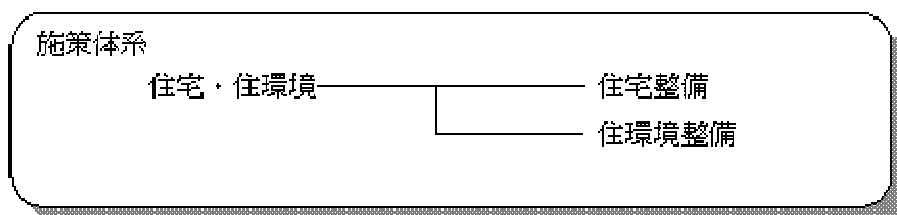
##### 【目 標】

市民のライフステージに応じた多様な住宅の供給を促進します。

まちづくりと連携して地域特性に応じた魅力のある住環境や住宅の整備を促進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
市営住宅建替事業	調査中		整備を推進
地区計画指定数	3 地区	8 地区	17 地区

##### 【施策の展開】



##### (1)住宅整備

## 1.地域特性に応じた住宅整備

中心市街地、住宅地、農山村集落など各地域の自然、歴史、文化的な環境を活かしたまちづくりや景観形成と連携しながら、住宅マスタープランに基づき地域住宅計画を策定して、民間と公共との適切な役割分担と連携のもとに、地域の風景に調和した快適な住宅、住環境の整備を誘導します。

## 2.多様な世代に対応する住宅の整備

ユニバーサルデザインの考え方を基本にして、高齢者や障害者をはじめとして、誰もが住みよい住宅の整備、改善を促進します。

若年層・中堅ファミリー層の定住を促進するため、特定優良賃貸住宅供給事業や定期借地権付き住宅など多様で良好な住宅供給を促進します。

高齢者や障害者などが安全に安心して生活できるよう、高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)や高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。

老朽化している市営住宅について、民間の技術や資金を積極的に活用するなど、地域特性と事業効果に配慮した多様な事業手法の検討により、計画的な建替えを進めます。

## 3.木造住宅耐震診断の促進

木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、昭和56年3月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断事業を促進します。

### (2)住環境整備

名張地区既成市街地と新しい市街地として位置付けられている鴻之台地区と中央西土地区画整理事業で構成されている名張地区については、地区の特性に応じて適切な機能分担のもとに中心市街地にふさわしい都市機能の整備・向上や魅力的な都市型居住空間を形成します。住宅市街地については、地域住民と緑化活動など身近なまちづくりに取組み、良好な居住環境の保全、向上を図るとともに、各地区の特性を活かした特色のある住宅・住環境の整備を促進

します。

地域のまちづくりと連携して、災害に強い安全で快適な住環境を地区計画等の制度の活用により推進します。

都市計画用途地域が指定されていない住宅地については、用途地域の指定を進め、住環境の保全、向上を図ります。

地区住民が自ら行う緑化推進、環境美化、景観形成などの地域づくりの活動が活発に展開されるよう、地域予算制度の充実や行政職員の派遣等の人的支援、地域づくりに関する情報提供などをすすめます。

## 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

### 第3節 新しい名張農業の振興と農山村の整備

#### 4.斎場・墓地

##### 【基本方針】

- 人生終焉の場所にふさわしい尊厳さを備えた斎場運営を行います。
- 市街地に隣接している緑豊かな環境にある東山墓園において、市民の墓地需要に対応した新たな墓地整備を進めると共に、生活環境保全林のあるレクリエーション区域と機能分担をし、市民が自然に親しみ、憩える公園墓地としての整備を目指します。

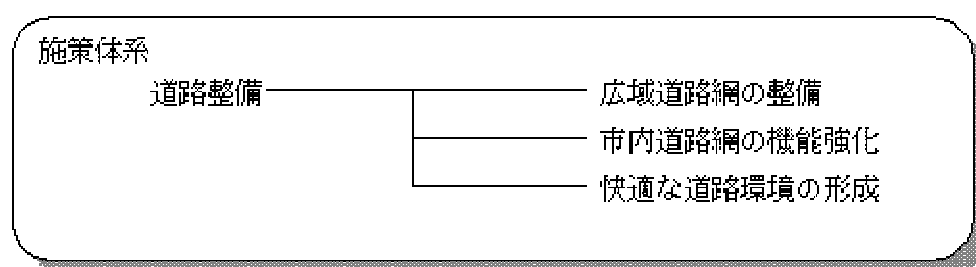
##### 【目 標】

斎場を公害防止対策に万全を期した施設として、環境保全に配慮した運営を行います。

東山墓園の新規墓地整備を進めます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
東山墓園墓地区画数	2,729 区画	整備中	3,300 区画

##### 【施策の展開】



##### (1) 斎場

周辺環境と調和した近代的な施設として、適正な管理運営により、公衆衛生の向上を図るとともに、将来の火葬需要に対応できる体制づくりに努めます。

##### (2) 墓地整備



増大する墓地需要に対応し、新たに第4期東山墓園整備を進めます。

隣接する生活環境保全林の管理方針を踏まえながら、墓園としての静寂さや美観に配慮した適切な管理を行います。

### 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

#### 第4節 総合的な交通対策

##### 1.交通対策

###### 【基本方針】

- これからの時代にあった公共交通のあり方や自転車利用の促進、交通量の時間的な分散など、総合的な交通対策に取り組めます。
- 人命尊重と市民生活の安全確保を基本に快適な交通環境を整備するとともに、家庭、学校、職場、地域等の連携を図りながら、幼児から高齢者までを対象に一貫性のある交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 高齢化が急速に進行するなか、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい道路交通施設の整備、歩道のバリアフリー化などを進めます。

###### 【目標】

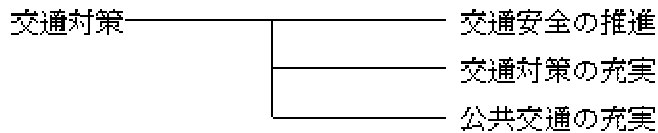
交通安全運動を推進し、交通事故発生件数を抑制します。

バスなどの公共交通機関の利用促進、マイカー通勤の抑制、時差通勤の促進など総合的な交通対策を推進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
コミュニティバス (ワンボックスカー含む)	-	5 台	14 台
時差通勤実施事業所数	-	3 事業所	10 事業所

###### 【施策の展開】

## 施策体系



### (1)交通安全の推進

#### 1.交通安全の推進

人命尊重の理念のもとに、交通安全意識、交通マナーの向上を図るため、幼児から高齢者にいたるまで、年齢に応じて体験・実践型の交通安全教育を進めます。

地域、民間交通安全団体、企業、学校などと連携しながら、市民ぐるみの交通安全運動や活動を展開し、シートベルト・チャイルドシート着用の徹底や交通モラルの向上を図ります。

関係機関の協力を得ながら、家庭、学校、地域に対し交通事故等の実態を踏まえ、交通安全についての広報活動を積極的に行います。

#### 2.交通安全活動

小中学校 PTA、幼児交通安全クラブなど民間団体の交通安全活動を積極的に促進し、活動に対して資料の提供、交通安全指導者の養成など積極的な支援を行います。

市民参加のもとに、交通安全施設の総点検を実施するなど、行政と市民の連携による交通安全対策を進めます。

#### 3.交通安全施設の充実

歩行者の安全確保を重視しながら、交差点等の改良、歩道の整備、道路空間照明、視線誘導標、ガードレール等の交通安全施設の整備を進め、安全で快適な交通環境を形成します。

道路の適正な管理や不法占拠の撤去など、安全な道路環境の確保を図ります。

#### 4.交通事故相談等

交通事故に関する相談体制の整備を図り、事故当事者等に対する相談機会の充実を図ります。

## (2) 交通対策の充実

### 1. 効果的な交通規制の推進

安全で円滑な交通を確保するため、交通の実態や地域の実情などを踏まえ、コミュニティゾーンでの交通計画づくりなどを進め、地域住民や関係機関と連携して効果的な交通規制を実施します。

通学や地区内の交通安全を確保するためスクールゾーン、シルバーゾーン等の指定を進め、安全、安心な交通、生活環境を形成します。

### 2. 交通需要マネジメントの推進

道路整備とともに、自動車交通量を分散、抑制するなど、適切な交通需要の管理(マネジメント)を進めるため、時差通勤、通学、交通規制、自動車利用法の工夫、変更とバス等公共交通への転換、公共交通の利便性の向上など総合的な観点から検討を加え、限られた資源である道路をいっそう有効に利用し、人や環境にやさしい快適な交通環境の形成や輸送効率の向上を図ります。

### 3. 駐車対策の推進

違法駐車をなくし、安全で快適な道路環境を形成するとともに、駅周辺や集客施設等における駐車場需要に対応して、利用形態に応じた多様な駐車場を確保するなど、総合的な駐車対策を進めます。

駅周辺の放置自転車等の整理、撤去とともに、有料自転車駐車場の整備など、自転車等駐車対策を鉄道事業者等と協力しながら進めます。

## (3) 公共交通の充実

## 1.鉄道とターミナル施設の充実

近鉄大阪線の輸送力の増強や利便性の高いダイヤ編成、快適性の向上やサービス機能の充実等を要請します。

名張駅や美旗駅、赤目口駅周辺の交通機能や周辺環境の向上を図るため、地域や関係機関の協力を得ながら整備構想を策定します。

## 2.バス交通等

定住を支える市内交通の中心的な交通機関であるバスについて、利用者ニーズに対応した利便性の高い運行系統、運行回数、運行時間帯や料金体系等の改善を要請します。また、道路整備等とあわせて市内各地域から主要な公共公益施設への路線網の充実や市内循環バス路線の新設を促進します。

農山村部を走る不採算路線については、助成制度の維持、拡充を関係機関に働きかけるとともに、存続を図るよう強く要請します。また、福祉バスやスクールバスの運行との連携を図るなど、効果的なバス輸送の確保、運営を促進するとともに、コミュニティバスやワンボックスカーを導入します。

停留所、車両等について快適な乗車環境の整備、バリアフリー化の推進、鉄道とバスの有機的な連携の確保など、快適で利用しやすいサービスの提供を要請します。

多様な交通需要に対応して、タクシーのサービス充実や各駅前等における車両の増配車を要請するとともに、タクシー駐車場、乗降場の整備を促進します。

### 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

#### 第4節 総合的な交通対策

##### 2.道路整備

###### 【基本方針】

- 都市規模の拡大や地域間の交流の進展にともなう交通量の増大に対応するとともに、連携型の都市構造を形成するため、都市交通マスタープランに基づき計画的に道路整備を進めます。
- 地域高規格道路の具体化や国・県道など幹線道路の整備を促進するとともに、まちづくりとの連携を図りながら市域の各地区を有機的に結ぶ放射環状型の道路ネットワークの形成を目指し、幹線道路や生活道路の整備を推進します。
- 市内の道路網を形成する幹線道路の特性を補完する道路整備を計画的に進めます。また、生活道路の整備では、地域のニーズに即した計画づくりを基本に、効果の検証、事業の厳選を行うとともに、地域と協働して道路整備を進めます。
- 歩行者並びに自転車利用者を意識した道路整備や、道路改良事業に併せた歩行空間等の整備を進めます。

###### 【目標】

広域的な道路ネットワークを形成するため、国・県道の整備を促進します。

- 国道 165 号の渋滞解消に向けた施策の展開
- 国道 368 号の未改良区間、主要地方道上野名張線、県道赤目滝線、名張青山線の整備促進

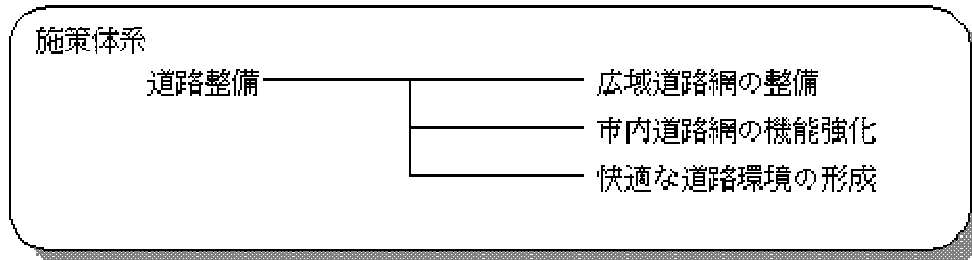
数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
国道 165 号渋滞対策	構想中	調査・研究	事業の具体化

市内幹線道路の機能分担の明確化を図るとともに、都市計画道路等の整備を推進します。

- 赤坂夏秋橋線、平尾南町下比奈地線、東町中川原線

地域のニーズに即した、市民参加による「みちづくり」の推進と、市民との協働による道路管理体制の確立を図ります。

## 【施策の展開】



### (1) 広域道路網の整備

#### 1. 高規格道路等の整備促進

市域南西部から名阪国道への連絡道路構想の具体化、名神名阪連絡道路計画の国道 165 号までの延伸など、高規格道路へのアクセス機能の向上等を関係機関へ要請します。

大阪都市圏や関西国際空港へのアクセスを容易にするとともに、奈良県市町村との連携強化を促進するため、奈良中和幹線の名張までの延伸(国道 165 号の高規格化)を桜井宇陀広域連合等との連携により、国、県等に要請します。

#### 2. 広域幹線道路の整備促進

名張市の主要幹線道路(東西軸)である国道 165 号について、交通混雑や渋滞を解消し、活発な都市活動を確保できるよう、積極的に施策を展開します。

国道 368 号(南西軸)について、市域南部の未改良区間の早期改修と北部の 2 車線暫定供用区間の 4 車線化の事業着手を促進します。

上野名張線、奈良名張線、名張曽爾線など隣接市町村とを結ぶ主要地方道や赤目滝線、名張青山線、上笠間八幡名張線などの県道整備を促進します

### (2) 市内道路網の機能強化

#### 1. 市街地幹線道路ネットワークの形成

公共下水道事業等と一体的に、赤坂夏秋橋線、東町中川原線の都市計画道路の整備を進め、良好な市街地の形成と市街地間を結ぶ交通機関の強化を図るとともに、県道整備等と連携や移管について要請します。

名張地区既成市街地や名張駅周辺の交通機能の向上を図るため、名張地区のまちづくりや名張駅周辺整備事業との連携を図りながら、平尾南町下比奈知線等の市街地幹線道路の整備を進めます。

### **(3) 快適な道路環境の形成**

#### **1.安全・快適なみちづくり**

安全で快適な交通環境の形成を目指して、市内幹線道路の機能分担の明確化と体系的整備を引き続き進めます。

沿線住民が抱える課題を的確に把握し、地域のニーズに即しその特性に応じた道路整備を進めます。

市民に愛される「みちづくり」を目指して、道路整備計画段階から市民の積極的な参画が図れる体制づくりを進めます。

#### **2.歩行空間等の整備**

歩行者及び自転車利用者の安全確保を最優先した道路整備を進めます。

高齢者や障害者など誰もが安心して通行できるようバリアフリー化を進めるため、道路改良事業等による整備と併せて、歩道及び自転車歩行車道の整備を重点的に進めます。

道路を安心して快適に利用できるよう維持管理体制を強化し、計画的管理の実現に向けて地域住民と協働して計画作成を進めます。



## 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

### 第5節 都市産業の振興

#### 1.都市産業

##### 【基本方針】

- 自由競争を原則とする産業活動を基本に、消費者利益や環境に配慮しつつ、魅力ある商業空間の整備や地域の特性を生かした中心市街地の活性化を図ります。
- 商業、サービス業の振興により、若年者が身近で働くことのできる自立したまちづくりを目指します。
- 機能的な産業活動を支える都市基盤の整備を進め、成長産業や新たな産業展開を促進するとともに、工業団地への優良企業の誘致を積極的に進めます。
- 環境、福祉、教育、情報等生活文化関連分野等の新たな産業を創出、育成し市内都市産業の活性化を図るとともに、地域のまちづくりと連携するコミュニティ・ビジネスを支援します。

##### 【目標】

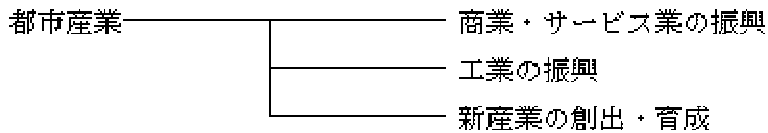
広域的な都市機能の集積、地域資源の活用等を図り、中心市街地の商業・サービス業等の振興を図ります。

生活文化関連分野等の新しい産業の振興と雇用創出を図ります。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
年間商品販売額	938 億円 (1999 年度)	960 億円	1,000 億円
年間製造品出荷額	1,909 億円 (2000 年度)	2,000 億円	2,100 億円
滝之原工業団地誘致企業	—	1 社	3 社

##### 【施策の展開】

## 施策体系



### (1) 商業・サービス業の振興

#### 1. 魅力ある商業空間の整備

土地利用計画や都市計画に基づき、各地区のまちづくり事業と連携して消費者ニーズに応えられる商業空間の形成を図ります。また、大規模小売店舗等の商業集積施設の立地に当たっては、周辺環境と調和する施設整備及び運営を事業者に要請します。

誰もが快適に商業施設を利用できるよう、商業施設周辺における歩行者の安全確保やバリアフリー化などの基盤整備を推進します。また、事業者には商業施設内のバリアフリー化促進を要請します。

自立したまちづくりを目指すため、若者にとって魅力的な商業、サービス業の普及を促進し、若年者の就業機会の場を増やすことで若年者の定着を図ります。

#### 2. 中心市街地の活性化

中心市街地活性化計画などに基づき、地域の主体的な取り組みを積極的に支援するとともに、歴史的・文化的な地域資源を生かした回遊性のある都市観光の展開や空き店舗の活用などによる魅力ある個店づくり、地域住民に密着したコミュニティ活動やにぎわい空間の創出など、様々な観点から中心市街地の活性化を目指します。

中央西地区への業務、商業、サービス、情報交流機能の集積を進め、広域的な交流拠点となる質の高い魅力的な都市空間を形成します。

#### 3. 商業等の経営強化

商店街は日常の消費生活を支える商業機能のほかに、地域の活性化、地域文化の継承、コミュニティなど多様な機能があり、地域社会で重要な役割を果たしていることから、事業者の

主体的な取り組みによるまちづくりや商店街活性化事業に対して支援を行ない、商店街機能の強化を図ります。

商工会議所等との連携により、経営診断、経営指導や融資制度の充実、講習会の実施等により事業者の意識高揚と経営強化を図るとともに、後継者や新規事業者の育成に取り組みます。また、高度情報化に対応する事業展開や環境に配慮した事業活動について、積極的な情報提供を行ないます。

## **(2)工業の振興**

### **1.生産基盤の整備と企業立地**

滝之原工業団地へ、地元雇用率の高い優良企業の誘致を積極的に推進します。企業立地にあたっては、業種要件の緩和や賃貸借方式など、柔軟な対応を図り早期の立地を目指します。

三重県の政策とも調整を図りつつ競争力と多様で強靱な産業構造の構築に努めます。

機能的な産業活動を支える都市基盤の整備を進め、成長産業や新しい産業展開に対応できる企業立地の環境整備に努めます。

### **2.企業の経営体質の強化**

中小企業の経営環境の変化に対応し、商工会議所等との連携のもと、融資制度の活用及び経営指導員による各種診断、指導業務の拡充を図り、経営基盤の強化と近代化を促進します。

技術革新、高度情報化の急激な進展による環境の変化に対応し、企業の高度化を図るため、企業等における教育訓練機会や研修の拡充を促進するとともに、技術や情報の交流を図ります。

### **3.地場産業の振興**

名張の風土によって育まれてきた伝統的な産物の振興と、新たな商品開発など観光と連携を

図り、名張の魅力をより全国発信できる特色ある産業振興に努めます。

### **(3)新産業の創出・育成**

#### **1.起業家等の支援**

様々な分野での新規産業の起業や中小企業の新規事業展開を図るため、積極的な情報提供や情報交換、共同研究、異業種交流の促進など、新規創業や新規事業化への支援機能の充実を図ります。

チャレンジショップ&オフィス、工場アパート等の事業実施により、低リスクで実施可能な創業機会の創出に努めるとともに、新規創業のための拠点施設、支援体制の整備充実を図り、起業家の育成、誘致に努めます。

商工会議所などの関係機関との連携により、新規企業や中小企業の経営に関する指導、研修、相談を充実するなど企業の安定経営を支援するとともに、国や県の融資制度等を活用し、企業の設備投資、製品開発や技術開発等の事業化を支援します。

#### **2.コミュニティ・ビジネスの促進**

まちづくりと連携しながら地域住民が主体的に自らのアイデアと地域資源を活用して取り組む事業に対し、市場性、リスク、採算性等を調査し、事業化の可能性の高いものをコミュニティ・ビジネスとして位置付け、関係団体と協働してその起業を支援します。

### 第3章 人が行き交い活力あふれる、便利で快適な暮らし

#### 第5節 都市産業の振興

##### 2.観光

###### 【基本方針】

- 赤目四十八滝、青連寺湖、香落溪を観光拠点として位置づけ、自然環境の保全、活用を図ります。また、新たな観光素材や資源を発掘、創造するとともに、観光客のニーズに添った多彩なメニューを備え、市域全体を魅力ある楽しい観光のまちとして集客交流を促進します。
- 来訪者をあたたかく迎え、豊かな交流が広がるもてなしの心(ホスピタリティ)の向上に取り組むとともに、利便性の向上や受け入れ体制の整備、マスメディアや旅行エージェントとの連携による効果的な情報発信など、集客交流のための機能を整備し、新しい都市産業の創出に努めます。
- 市内の観光拠点と伊賀地域、東大和西三重地域との広域観光ネットワークを形成し、一体的な観光客誘致戦略のもと積極的に情報発信を行い、広がりのある広域的観光ゾーンの形成を目指します。

###### 【目標】

魅力ある観光地づくりをテーマに、名張の旅の楽しさを引き出すことで観光客の増加を図ります。

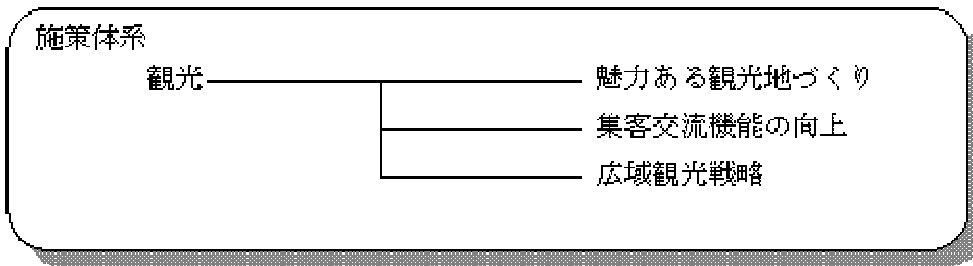
数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
観光客入り込み客数(内 赤目滝)	485 千人 (219 千人)	500 千人 (235 千人)	510 千人 (250 千人)
ふるさと語り部の数	10 人	20 人	30 人

観光拠点と連携しながら名張地区等の観光ルート化を進めます。

市民のおもてなしの心がベースにある集客交流を進めます。

情報発信に努め、"名張"知名度の向上に取り組めます。

## 【施策の展開】



### (1) 魅力ある観光地づくり

#### 1. 観光拠点の整備

赤目四十八滝の美しい自然を保全するとともに、これに調和する散策路や休憩所、トイレなどの施設整備をすすめます。

香落溪の魅力の向上を図るため、利用拠点の整備や水辺とふれあえる周遊散策路の整備を進めます。また、青連寺湖周辺は、スポーツや観光農園、自然休養村など多様なレクリエーション活動が楽しめ、四季の自然の美しさが満喫できるよう特色ある施設整備を推進します。名張地区の商業やまちづくりと連携し、初瀬街道沿いに残るまち並みや水辺、伝統産業や祭りなどの歴史・文化資源を周遊できるよう「まち歩き観光」を展開します。

美旗古墳群、観阿弥創座の地、黒田庄、ひなち湖などの地域素材を生かし、地域活性化事業から生まれるものとの連携をはかるなどで体験型観光を創造し、新しい観光資源として活用を図ります。

都市型観光の推進にあわせ、観光施設や案内標示などの再整備やバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進を図ります。

#### 2. テーマ観光の充実とネットワークの形成

「伊賀らしさ」と「名張」の魅力为全国発信するために、都会から近い自然環境と桜、紅葉といった季節の自然美、観阿弥(能)・忍者・江戸川乱歩・歴史街道・夏見廃寺跡や美旗古墳群などの歴史・文化資源、伊賀米・伊賀牛・伊賀酒・伊賀焼・伊賀組紐・和菓子・漬物・温泉・ぶどうなどの「伊賀ブランド」とよばれる地場産品など、それぞれテーマに添った多様な観光ルートの

創出と観光拠点を結ぶネットワークづくりを進めます。

「食」は観光の大きな魅力となることから、多彩な食材を生かし地域の代表的な伝統工芸品を食メニューに用いるなど「名張らしさ」を生かした食文化の創出や新しい特産品の開発・育成などにより観光地の魅力の向上を図ります。

## (2)集客交流機能の向上

### 1.交通環境の整備

主要幹線ルートから観光地へのアクセスルートの整備や案内、誘導サインの充実を図るとともに、鉄道・バス等交通手段の利便性の向上に取り組みます。また、移動時間やトイレ、駐車場などの関連施設を明記したパンフレット・マップの制作やインターネットによる最新で、的確な情報を提供します。

### 2.観光を支える人づくり

名張のよさや魅力を紹介し、来訪者との人的交流や体験観光を進めるため、ボランティアなどによる観光ガイドの育成に取り組みます。

基本的な観光情報を整理した案内用マニュアル等を作成し、市民の観光に対する理解を深め、観光講座や観光産業従事者に対する研修会を実施するなど、市民ぐるみで観光客の誘致、来訪者の案内役を担うもてなしの心の向上に取り組みます。

### 3.観光案内・情報発信

名張市の魅力の発見などを目的として地域ウォッチングや話題性のあるまちづくりイベント、観光PRイベントなどを実施し、市内外の人々に効果的な情報発信を行います。

観光協会等観光関連団体の育成、旅行会社、鉄道事業者との連携強化による新しい魅力づくりや観光ルート開発等に取り組みます。

関西圏、中部圏を中心にマスメディアとの情報交流を進め、観光宣伝・誘致活動を積極的に推進します。

観光案内所の無休化、宿泊施設での夜間・早朝案内、「ふるさとの語り部さん(観光ボランティアガイド)」の手配などによる観光客へのサービスの向上と案内機能の充実を図ります。

ウェブサイト、携帯サイトを利用した観光情報の提供、案内システムの強化、充実を図ります。

### **(3) 広域観光戦略(近隣市町村との連携強化)**

東大和や伊賀地区など近隣の市町村との観光を通じた連携を強化し、幅広いメニューの中からの情報提供で広がりのある観光ゾーンをつくり、その中から名張の魅力や知名度の向上を図ります。

来訪者のニーズにあった多様な観光ルートをもつ旅行商品を開発するため、各地域の共通するテーマや特性を生かした観光戦略を企画し、都市圏での観光キャンペーンやマスメディアのパブリシティを活用した情報発信事業を行います。



## 第4章 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた暮らし

### 第1節 生きる力を育む教育

#### 1. 学校教育

##### 【基本方針】

- 子どもたち一人ひとりが学ぶことの楽しさを知り、基礎的・基本的な知識、技能や学ぶ意欲を身につけ、自ら学び、自ら考える力を養い、心身ともに健やかに育ち、人間性豊かに生きていくことができるよう、心の教育や体験学習などの教育内容の充実を図るとともに、ゆとりとうるおいのある安全で快適な教育環境の充実に努めます。
- 時代の変化に対応して国際理解教育、情報教育などの充実を図るとともに、地域と連携しながら、特色ある教育活動や学校運営を進めるなどの魅力ある個性的な学校・幼稚園づくりに取り組みます。
- 家庭、地域、学校の連携、協力体制を強化し、地域ぐるみで子どもの可能性を伸ばす教育に取り組みなど、地域に開かれた学校・幼稚園づくりを進めます。
- 障害のある児童生徒が、地域において主体的に生きていく力を身につけられるよう、その能力や可能性を最大限に伸ばす教育の推進に努めます。

##### 【目標】

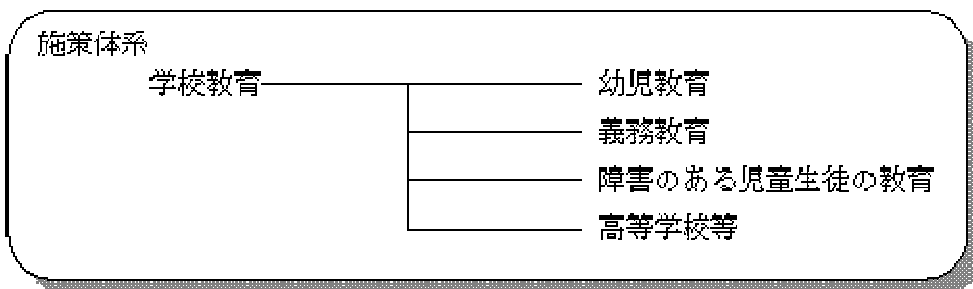
心の教育の充実を図ります。

名張らしさを大切にした地域の学校づくりを進め、地域ぐるみで子どもの教育と健全育成に取り組みます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
教員一人当たりの児童・生徒数	18.5 人	17.1 人	15.7 人
スクールカウンセラーの配置数	3 人	5 人	7 人
ALT(外国語指導助手)配置数	4 人	5 人	6 人
余裕教室の活用実施校数	8 校	9 校	10 校

特別支援教育コーディネーター配置校数	0校	19校	23校
教育相談会(スーパーバイズ)実施回数	5回	6回	8回

## 【施策の展開】



### (1) 幼児教育

#### 1. 幼児教育の充実

人間尊重の精神を基盤として、幼児の個性と能力を最大限に発揮し、生きる力の基盤となる心情・意欲・態度などが身につくように努めます。

子どもが安心して幼稚園生活を送れるよう、教員との信頼関係を築き、一人ひとりの発達特性に応じた指導を行い、楽しく豊かな生活が送れるように努めます。

遊具の充実等を進め、しなやかな心と体の発達を促すとともに、安全教育等を進め、自ら安全な行動がとれる力の基礎を培います。

地域に開かれた幼稚園として、未就園児親子への施設開放や交流の場の提供など子育て支援の役割を果たすとともに、さまざまな世代や地域の人々との豊かな交流を育むなど、地域の教育力を活用します。

#### 2. 教育関係の整備等

幼稚園の教育研究や教員資質の向上を図るとともに、多様なニーズに対する教育環境を整

備します。

少子化や保育需要の高まりによる幼稚園就園児童の減少に対応し、定員等の見直しを進めるとともに、私立幼稚園と適切な連携のもと、施設の統合も視野に入れながらあるべき受け入れ体制の検討を進めます。

## (2) 義務教育

### 1. 自ら学び、考える力を育てる教育

児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めます。

体験的な学習、問題解決的な学習を重視し、各教科や「総合的な学習の時間」において、自ら調べ、まとめ、発表する活動、話し合いや討論などを積極的に取り入れます。

各学校のコンピュータを配置し、情報活用能力を育成するとともに、児童生徒の主体的な学習を進めます。

社会の変化と新しい時代に対応し、児童生徒の発達段階に応じて国際理解教育、情報教育、環境教育、福祉・健康教育などの充実に努めます。

### 2. 心を大切に作る教育

人権教育の充実に努め、一人ひとりの生命や人権を尊重する態度、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくそうとする意欲と実践力を育成します。

ボランティア精神や社会生活上のルール、基本的なモデルなどの倫理観を育成するため道徳教育の充実に努めます。

成長段階にある少年期の精神や肉体の健全な発達のために、体育・健康教育及び食教育の充実に努めるとともに、スクールカウンセラー等の配置により悩み相談、教育相談を充実するなど家庭、地域と連携しながら子どもの健全育成に取り組めます。

### 3. 基礎学力の充実

児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるように少人数指導などの指導体制や

指導方法に工夫を加え、児童生徒の状況に応じた指導を進めます。また、生徒の主体性を重視し中学校における選択履修幅の一層の拡大に努めます。

教員の資質の向上を図るとともに教職員の適性配置を促進し、複数担任などきめ細やかにゆきとどいた教育の環境関係機関に要請します。

小学校低学年の30人学級を実現します。

#### 4. 地域に開かれた魅力ある学校づくり

各学校の自主的な判断に基づく主体的な学校運営を進め、「総合的な学習の時間」などの創意工夫を活かした取組や柔軟な施設管理に努め、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます。

学校評議員の設置による学校運営への地域住民の参画、地域の優れた人材や環境を活用した学習の推進など家庭、地域、学校の連携を一層強化し、地域ぐるみで子どもの教育や学校の支援に取り組みます。

学校を地域の生涯学習やコミュニティ活動の拠点となるよう、学校施設の開放及び余裕教室の活用を進め、さまざまな世代間の交流を促進するなど地域に開かれた学校づくりに積極的に取り組みます。

学校と地域の協働作業、交流を通じた学校農園等の推進を進めます。

家庭、地域、学校が連携協力し、児童生徒の学校外活動の幅を広げ、心身の健全な発達を促します。

#### 5. 学校施設の整備等

地震発生時の児童生徒の安全確保と、被災直後の応急避難所としての機能を考慮し、耐震補強、改築計画を立案し、計画的に耐震性の確保と施設整備を進めます。

就学児童生徒数の減少に対応し、将来予測に基づいて、学校の統廃合を視野に入れた校区編成の抜本的な見直しを行います。

特色ある学校づくりとあわせ、通学区の弾力化を推進します。

安全性に配慮しながら、学校給食における調理業務の民間委託を推進します。

中学校給食の実施についての検討を行っていきます。

### **(3)障害のある児童生徒の教育**

#### **1. 就学指導**

子どもの障害の状態に応じて適切な教育が受けられるよう、就学指導相談委員会で審議を進めるとともに、安心して就学できる体制や設備の整備、就学相談等の充実を図ります。

#### **2. 障害のある児童生徒の自立のための教育**

LD, ADHD, 高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善又は克服をめざし適切な教育を進めるため、必要な支援に係る人員の配置について県等に要請していきます。

教職員の専門的な能力を高めるための研修機会や情報交換等の充実を図ります。

保護者等との連絡・連携を密にするとともに、保護者の養育上の悩みに応え、専門家による個別相談を実施します。

学校間や地域の人々との交流を深める機会を通して、社会性を養い、人とのかかわり方、遊び方、学習の仕方などを身につけることを目指す学習を進めます。

各学校において、児童生徒が障害者に対する正しい理解と認識をもてるように指導します。

#### **3. 関係機関との連携**

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的対応を適切に行うために、地域の養護学校をはじめ、医療・福祉機関等との連携を強化し、保護者等に対する相談及び支援を行う体制の整備を進め、子どもたちが卒業後も地域で主体的に生活していくための職業教育や進路指導体制の充実を図ります。

#### **4. 高等学校等**

各高等学校における選抜方法の多様化や生徒の多様な能力を積極的に評価するための選択尺度の多元化など、入学選抜について一層の改善を県に要請します。

子どもたちがゆとりを持って学べる高等学校教育を推進するよう県に要請します。

生徒の個性や創造性を伸ばし、社会の変化に対応した多様な選択ができるよう高等学校の特色化や魅力づくりに取り組むよう県に要請します。

学校施設の開放や地域住民の生涯学習活動の支援など地域と連携した教育活動を促進します。

大学との連携を強化し、地域福祉、地域文化の研究や、学生、教職員と市民との交流機会の拡大等を促進します。

## 第4章 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた暮らし

### 第1節 生きる力を育む教育

#### 2. 青少年の健全育成

##### 【基本方針】

- 家庭、地域の教育力の低下や連帯感の希薄化などが進んでいるなか、名張の未来を担う青少年が、さまざまな環境のなかで心身ともに健全にたくましく成長していけるよう、青少年の現状把握に努め、一人ひとりの人格、多様な行動や考え方を尊重しながら、家庭、地域、学校が連携して青少年の健全育成に取り組みます。
- 青少年の自主的な活動や交流が活発に行なわれるよう支援するとともに、青少年の非行防止活動や相談体制の充実を図るなど、健全な環境づくりを進めます。

##### 【目標】

青少年の社会参加活動を促進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
青少年ボランティア数	40 人	50 人	60 人

青少年の非行防止活動を積極的に推進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
初発型非行数	91 件	80 件	70 件

##### 【施策の展開】

施策体系

青少年の健全育成

社会参加活動の促進

健全な環境づくり

## (1) 社会参加活動の促進

### 1. 社会参加活動の促進

なばり子どもセンターなど関係機関と連携し、青少年の自主的な文化・スポーツ・レクリエーション活動を促進します。

地域活動やボランティア活動などの社会参加活動を積極的に支援するとともに、多様な地域や世代の人々との幅広い交流を促進します。

青少年活動の指導者の育成、養成講習会の実施など青少年の活動を推進するための環境整備を進めます。

### 2. 施設の利用促進

青少年の活動の場として、公園、スポーツ・レクリエーション施設、学校、公民館や市民センターなどを有効に利用できるようにします。

## (2) 健全な環境づくり

### 1. 総合的な施策の推進

青少年の健全育成を図るための総合的な施策を効果的に推進するため、「青少年健全育成プラン」を策定します。

### 2. 家庭、学校、地域の連携による健全育成

家庭における教育機能の向上を図るため、家庭教育学級など各種講座の開催、相談体制や子育て支援機能を充実します。

PTA 活動から PTCA(保護者、教師、地域)活動への展開を図り、家庭教育の重要性についての啓発や地域ぐるみの子育て支援を推進します。

### 3. 相談・指導体制の充実

青少年育成市民会議を中心として、学校、地域、家庭が緊密に連携し、青少年の非行防止



や健全育成の環境づくりに取り組みます。また、名張少年サポートふれあい隊を中心とするパトロールの実施など非行防止活動を推進するとともに、有害な環境の改善を図ります。青少年のさまざまな問題や悩み、問題行動について気軽に相談できる悩み相談活動の充実を図ります。また、非行の早期発見と適切な対応のために、学校、校外生活指導協議会、伊賀少年サポートセンター、青少年補導センター等の連携を強化し、パトロール活動や指導体制を充実します。

## 第4章 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた暮らし

### 第2節 豊かな心を育む生涯学習

#### 1. 生涯学習

##### 【基本方針】

- 市民一人ひとりが自らの資質の向上とともに、社会の一員として様々な場面に参画するための学習に取り組むとともに、学習を通して多様な交流を広げ、心かよう地域社会づくりへと発展させていくため、生涯学習のまちづくりを進めます。
- 市民一人ひとりの個性を尊重し、固有のライフサイクル、ライフスタイルに応じた生涯学習活動を進めることができるよう、積極的な情報提供を行なうとともに、魅力的な学習メニュー、豊富な情報や人材、使いやすい施設など、多様化するニーズに対応して快適に学び続けることのできる学習機会や環境を整備します。
- 生涯学習を通して身につけた知識や情報、経験を地域や社会で活かすことができるよう、コーディネート機能の充実などの仕組みづくりに取り組みます。
- 大学等高等教育機関との連携を強化し、生涯学習活動の場としていっそう大きな役割を果たすよう要請するとともに、さまざまな政策や地域課題について共同研究を推進するなど相互交流を促進します。

##### 【目標】

市民の自主的な生涯学習活動を促進するための環境を整えます。

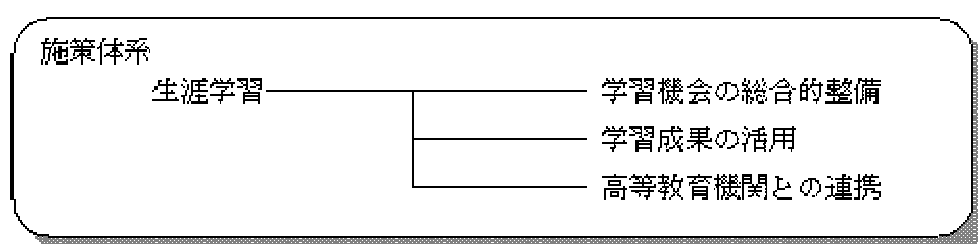
- 適切な情報の提供
- 生涯学習指導者の育成
- 生涯学習人材バンクの創設
- 生涯学習施設の整備
- 公民館の自主運営、管理
- 学校等公共施設の有効活用、大学等との連携の強化

生涯学習活動で得た成果の活用を促進します。

- 学習サークル、団体等の積極的な地域づくり
- ボランティア活動等への参加

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
生涯学習インストラクター数	-	25 人	50 人
生涯学習人材バンク登録者数	-	50 人	100 人
1 人当たり年間公民館利用回数	2.8 回	2.9 回	3.0 回
図書館貸出利用登録者数(対人口比)	54.9%	56%	58%
特別教室等の活用実施校数	-	2 校	5 校
公民館自主サークル等登録団体数	729 団体	750 団体	800 団体
大学との共同研究	-	1 事業	5 事業

## 【施策の展開】



### (1) 学習機会の総合的整備

#### 1. 学習機会の拡充

市民一人ひとりが人生の各段階で、文化や趣味、職業能力の開発などさまざまな分野において、主体的に生涯学習活動を行なうことができるよう支援します。

民間団体やサークル、各種学校などと連携しながら、学習ニーズの把握に努め、多種多様

な学習形態、学習内容のなかから、誰もが自分にあった方法、手段を選択し、学べるよう多様な生涯学習機会を提供します。

## 2. 学習推進体制の充実

自由で創造的な生涯学習活動が各地区で展開されるよう、地域住民による公民館の自主管理を進めます。

生涯学習やまちづくり、ボランティアなどの分野の指導者養成講座の開設による人材育成を図り、「生涯学習インストラクター」として、身近に指導や助言が行なえるようにするほか、あらゆる分野での知識、技術などを有する市民を登録する「生涯学習人材バンク」を創設し、広がりのある生涯学習の支援体制を整えます。

公民館まつりなど各種のイベントを行い、生涯学習に対する関心を高めるとともに、生涯学習についての相談体制を充実します。

江戸川乱歩や郷土資料並びに新刊図書の収集・整備に努めると共に、他図書館との相互貸借等を進めるなど、図書館サービスの充実を図ります。

インターネットなどの情報技術(IT)を活用し、豊富な生涯学習情報を身近に提供できるような計画的、体系的な生涯学習情報システムの整備に取り組みます。

## 3. 学習施設等の整備充実

生涯学習の施設の整備充実とネットワークづくりを進める拠点施設として生涯学習センター等の整備を検討します。また、公民館・市民センター・図書館の計画的な整備と情報化を推進するとともに、これらの施設間を結ぶ生涯学習情報ネットワークシステムの構築を進めます。

学校施設の地域開放への取り組みを進めるとともに、公共的施設や各種学校など民間施設との連携を強化し、学習施設として積極的に活用できるようにします。

### (2) 学習成果の活用

学習成果を発表する機会の拡充を図るとともに、こうした学習発表の機会を通じて、多様な地

域の文化団体や人々の交流を促進します。

生涯学習の成果をまちづくりやボランティア活動に活かせるよう、学校、ボランティア組織や福祉施設等との連携を強化し、幅広い分野で社会に貢献できるような取り組みを進めます。市が実施する講座やイベント等の事業の企画運営に参画できるシステムづくりを進め、学習成果を活かし、市民が主体となった事業展開が図れるようにします。また、市の行なうさまざまな事業において、市民の学習成果を活かす場や機会を設けるよう努めます。

### **(3) 高等教育機関等との連携**

皇學館大學では、市民を対象とした公開講座や図書館などの施設の開放を進めており、引き続き、地域社会に開かれた大学として、こうした取り組みを継続、充実するとともに、リカレント教育の充実など生涯学習の機能の向上を図るよう要請します。また、学生の福祉施設などへのボランティア活動、教員の地域での専門分野における協力、行政や地域の課題に関する共同研究などをおして地域との交流連携を促進し、学習機会の拡大を図ります。

生涯学習の中核的な機関としての放送大学の効果的な活用を図ります。

企業等の研修施設との連携を強化し、公開講座・研修、施設開放などをおして市民の職業訓練や生涯学習活動の場として積極的な役割を果たすよう要請します。

## 第4章 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた暮らし

### 第2節 豊かな心を育む生涯学習

#### 2. 生涯スポーツ

##### 【基本方針】

- 市民の誰もが、生涯を通して自主的にライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康ではつらつとした暮らしが営めるよう、環境を整備するとともに、総合型地域スポーツクラブの設立の促進、指導者の育成、スポーツ団体間や多様な地域とのスポーツ交流の促進など、生涯スポーツ活動の充実を図ります。
- 市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるように、ニュースポーツやイベントの導入、スポーツ・レクリエーション施設の整備、既存施設の充実に取り組みます。

##### 【目標】

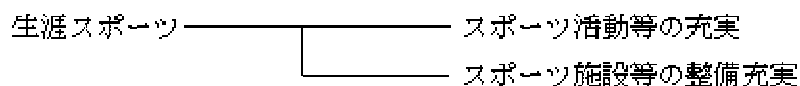
健康づくりと連携する生涯スポーツの振興を図ります。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
1人当たり体育施設利用回数(年間)	4回	5回	6回
各種スポーツ教室開催数	8教室	9教室	10教室
スポーツリーダーバンク登録数	100人	150人	200人
地域スポーツクラブ数	534団体	570団体	600団体
総合型地域スポーツクラブ数	-	1組織	1組織
成人週1回以上のスポーツ実施率	35%	42%	50%

施設の充実と有効活用を進めます。

##### 【施策の展開】

## 施策体系



### (1) スポーツ活動等の充実

#### 1. スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民の多様なスポーツニーズに対応し、幼児から高齢者までのだれもが生涯を通じて、それぞれの年齢、技術・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツが楽しめるような生涯スポーツ社会の実現を目指して、名張市スポーツ振興計画を策定します。

地域において、子どもから高齢者までが競技レベルに関係なく好きな種目を楽しむことができ、市民による自主的な運営による総合型地域スポーツクラブの設立を促進し、指導者の派遣、体育用具の貸し出し、学校施設の開放など、その活動を積極的に支援します。

高齢者や障害者をはじめとして多様な人々が生涯を通じて、身近にスポーツに親しめるよう、健康づくり活動との連携を強化しながら、各種スポーツ・レクリエーション大会やスポーツ教室の開設、ニュースポーツの普及、イベントの誘致・開催や中国・蘇州市とのスポーツ交流などを通して、生涯スポーツの振興を図ります。

生涯スポーツ社会の実現に向けて、名張市スポーツ健康都市を宣言し、名張市の元気を全国に発信します。

#### 2. 関係団体等の育成・支援

体育協会、レクリエーション協会等の組織を強化し、各種スポーツ団体、スポーツボランティア等の育成や組織加盟を促進します。また、さまざまな団体、グループ間の交流、連携を進めるなど、生涯スポーツのネットワークを形成します。

各種スポーツ大会等におけるボランティアによる運営への参画を促進します。

#### 3. 指導者の育成強化

スポーツ事業の振興と競技力の向上を図るため、スポーツリーダーバンクを充実し、スポーツ指導者の確保と資質の向上に取り組みます。

スポーツ指導者の研修、交流を進め、小・中・高と一貫して指導できる体制を整えるなど、児童生徒の持つ個性、能力の伸長に努めます。

市民スポーツ指導者協議会の設立を図り、地域における指導者のさらなる活用や資質向上に努めるとともに指導者間の連携を強化します。

## **(2)スポーツ施設等の整備充実**

### **1. スポーツ・レクリエーション施設の充実**

武道館とコミュニティ施設を併設した複合型施設の整備や、高齢社会に対応するシルバースポーツ大学の誘致を核としたスポーツ・レクリエーション施設の整備に取り組みます。

家族・親子連れが集い、スポーツ・レクリエーション活動ができるような公園、野外活動の場の整備、充実を図るとともに、民間施設の整備、充実を促進します。

### **2. 学校等公共施設の有効活用**

地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、身近な学校の体育施設や公共用地などの開放を進め、地域のスポーツ・レクリエーション活動拠点として有効利用を促進します。



## 第4章 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた暮らし

### 第3節 市民文化の創造

#### 1. 市民文化

##### 【基本方針】

- 社会の成熟化を背景に、市民の意識もゆとりある生活や心の豊かさを求める方向に変化してきており、文化的な関心の高まりにあわせて、本市が培ってきた歴史や文化環境を基盤に新しい文化を育むなど、市民自らの創意と自発的な活動により「名張らしさ」が息づく魅力ある市民文化を育み、心豊かな交流が広がる質の高い暮らしを創造します。
- 「能楽がにあうふるさとづくり」をめざして、伝統文化の伝承・発展や市民の自主的な文化活動を積極的に支援すると共に、充実した文化活動ができるよう人材の育成と環境整備に努めます。
- 名張の伝統や特性を活かして、特色ある文化を育みながら、名張文化を積極的に発信し、全国の多様な地域との豊かな文化交流を進めます。

##### 【目標】

市民の文化芸術活動の拡充に努めます。

文化施設の有効活用に努めます。

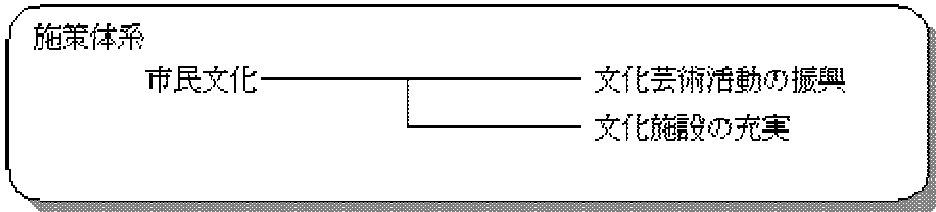
数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
公民館自主サークル登録団体数	260 団体	280 団体	300 団体
美術展覧会出展数	230 点	245 点	260 点
能楽・乱歩関連テーマ事業展開数	6 回	8 回	10 回

特色ある文化を育み、多様な地域との文化交流を進めます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
名張藤堂家等に係る交流	3 回	4 回	5 回

能楽・乱歩等に係る交流	3回	5回	8回
-------------	----	----	----

## 【施策の展開】



### (1)文化芸術活動の振興

地域、サークル、文化団体等の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、市民がいつでも気軽に文化芸術活動に参加し、身近に文化芸術に接することができるような機会を拡充します。また、文化芸術活動などに関する情報ネットワークを形成するなど積極的な情報提供、情報の発信機能の充実をはかります。

市民の芸術創造の意欲を高めると共に、質の高い芸術作品等の鑑賞機会の拡充や、市民自ら創作した作品の成果を発表する機会の拡充をはかります。また、市民が身近に文化に親しめるよう音楽祭、美術展や企画展の開催など魅力ある各種文化事業の充実に努めます。

観阿弥創座の地として、子ども狂言、児童謡曲仕舞教室、薪能など能楽の振興に努めるとともに、能楽フェスティバル、市民能楽校、地域の題材による「ご当地」狂言の創作などを進め、能楽を地域の誇りにできるよう、能楽のふるさとづくりに取り組みます。

江戸川乱歩誕生の地として、ミステリー講演会等の開催や乱歩関連資料の充実などを進めるとともに、東京都豊島区をはじめ関係する市町村等との交流を進めます。

郷土の文化を学ぶ「なばり学」といった特色ある講座の開設など、生涯学習を通じた地域の文化を担う人材の発掘や育成に努め、個性豊かで広がりのある市民文化活動を進めます。

### (2)文化施設の充実

公民館の地域による自主管理、自主運営を進め、地域の文化活動の拠点として、身近な文化活動の振興を図ります。また、学校など公共施設や民間交流施設の有効利用を促進します。

文化、生涯学習の拠点となる生涯学習センター機能について検討を進めるとともに、青少年センターとはじめとして、図書館、郷土資料室、名張藤堂家邸、夏見廃寺展示館、観阿弥ふるさと公園能舞台など既設の文化施設の有効利用や、既存の建物等の活用を図ります。

市民が創作した作品等の発表、展示等の場として、既存公共施設や空き店舗等の有効活用により、市民ギャラリー等の整備に努め、魅力ある地域の文化芸術活動の発信拠点となるよう努めます。

## 第4章 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた暮らし

### 第3節 市民文化の創造

#### 2. 文化資源の保存・活用

##### 【基本方針】

- 名張は、古代より東西交流の要衝として開け、豊かな交流や風土によって育まれた数多くの文化遺産や地域資源があります。これらを市民共有の財産として次世代に継承していくために、積極的に文化財保護を推進します。
- 地域により育まれた文化遺産等を地域資源として積極的に保存、活用を図るため、学校教育、生涯学習やまちづくり、集客交流産業などと連携しながら、郷土の歴史・文化をテーマとした施設整備などの環境づくりを進め、文化薫る魅力的で活力あるまちづくりに取り組みます。
- 文化財についての理解を深めるため、イベントの開催などを通じて、文化財や文化的資源についての情報提供を進めます。
- 貴重な歴史、文化等を後世に継承するため、名張市史の編さんを進めます。

##### 【目標】

未指定の有形・無形文化財の調査等の実施や、新たな文化財保護施策の検討を行います。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
指定文化財数	69 件	73 件	75 件

文化遺産等を地域資源として保存し、まちづくりと連携しながら積極的に活用します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
公開講座等への講師派遣	12 回	18 回	24 回

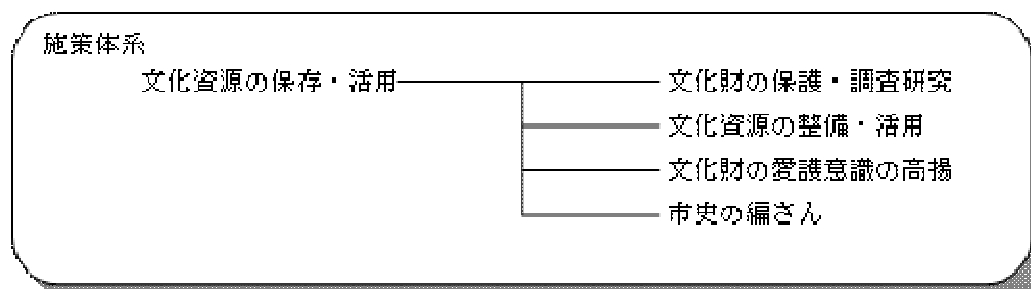
文化資源の体系的な情報発信を推進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
歴史・文化ボランティアガイド数	3 人	4 人	6 人

「名張市史」全 10 巻を刊行する。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
市史の刊行	別冊 1 冊	資料編 1 巻	資料編 4 巻

## 【施策の展開】



### (1)文化財の保護・調査研究

本市の指定文化財は、現在国・県・市指定を合わせて 69 件ありますが、さらに有形・無形の文化財について、計画的に実態調査を実施し、重要なものについては文化財に指定するなど、積極的に保存・保護対策に取り組みます。また、無形文化財・無形民俗文化財等について、映像記録の作成や後継者の育成を図り、その保護、継承に努めます。

埋蔵文化財については、出土文化財の保護に対応するため、郷土資料館等の展示施設や整理施設を充実させるとともに、新たな保管施設の整備に努めます。重要な遺跡については、史跡に指定し保存します。

市域にある文化財の学術調査や郷土の資料、記録の整備を進め調査報告、参考図書の刊行を進めます。

### (2)文化的資源の整備・活用

地域の歴史に親しめるよう文化財の展示を進め、公開講座などによって市民の文化意識を高めます。

史跡美旗古墳群の史跡整備を進め、能楽発祥の地・観阿弥ふるさと公園など美旗地域に残された歴史遺産や田園景観を含めた、美旗歴史田園ミュージアム構想を推進します。

夏見廃寺、名張藤堂家邸、江戸川乱歩、観阿弥や伝統芸能、伊賀まちかど博物館等の名張の文化資源をネットワークで結び、歴史と文化を楽しみながら訪ね歩くことができるようサイン整備やガイドマップの作成等を行い、文化と観光・産業の連携を図ります。

### **(3)文化財の愛護意識の高揚**

文化財保護の重要性について理解を深めるため、体系的な情報発信を行う文化財ネットワーク事業を推進するとともに、発掘調査説明会や市民向けのシンポジウム等を開催します。

ふるさとの歴史、文化を内外の人に広く紹介し、交流を広めるとともに、「ふるさと名張」への愛着を育むため、市民による歴史・文化ボランティアガイドを育成し、その活動を積極的に支援します。

### **(4)市史の編さん**

市史を編さんすることにより、貴重な歴史文化資料の散逸を防ぎ、これを整理保存して、確実に後世の人々に伝え、かつ、本市の歴史を明解にすることにより、市民が本市の歴史と文化、伝統への理解を高め、さらに、先人達が育んできた文化遺産に学び、新たな文化創造の一助とするため、事業の推進を図ります。

## 第4章 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた暮らし

### 第3節 市民文化の創造

#### 3. 文化交流の推進

##### 【基本方針】

名張の伝統や特性を活かして、特色ある文化を育みながら、名張文化を積極的に発信し、全国の多様な地域との豊かな文化交流を進めます。

名張に暮らす、又は訪れる外国人を温かく迎え、居心地のよい生活が送れるようサポート体制を整えます。

名張固有の文化等を世界に向かって情報発信し、世界の多様な地域や人々との交流を広げ、信頼のネットワークを形成するなど世界に開かれたまちづくりを進めます。

##### 【目標】

固有の文化を活用し、多様な地域との文化交流を進めます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
名張藤堂家等に係る交流	3 回	4 回	5 回
能楽・乱歩等に係る交流	3 回	5 回	8 回

地域の国際化を進め、外国人との交流、総合理解を深めます。

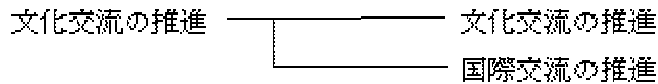
・外国語表記による、生活情報等の充実 ・外国人相談機関との連携の強化

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
国際交流協力スタッフ・ボランティア数	43 人	83 人	114 人

市民等による多様な国際文化交流を促進します。

##### 【施策の展開】

## 施策体系



### (1) 文化交流の推進

文化を通じて国内のさまざまな地域との交流を積極的に促進し、地域の文化水準の向上に努めます。また、国際的な文化事業の開催や人的交流など国際文化交流事業を促進します。

能楽をはじめとする多様な文化に関する広報活動の拡充、能楽情報ネットワークづくりによる名張文化の全国への情報発信など、多様な情報交流を進めます。

観阿弥創座の地として、また、江戸川乱歩誕生の地として、それぞれ能楽や乱歩に縁のある地域等との交流を進めます。

京都、滋賀、奈良など各地域との歴史、文化等を生かした幅広い広域文化交流ネットワークの形成に努めます。

固有の歴史文化資源等を活用した観光振興を図り、多くの人々を名張に迎えることで、全国、さらに世界の多くの人々と市民との交流機会を創出します。

### (2) 国際交流の推進

#### 1. 国際理解教育の推進

人権学習や国際理解講座の開催など学校教育、社会教育等をとおして、交流の基本となる国際感覚や諸外国に対する理解の促進を図ります。

#### 2. 地域の国際化

外国から訪れた人や地域で生活する外国人にとって分かりやすい外国語表記のガイドブック・サイン等の充実に取り組むとともに、住みやすく、活動しやすいよう、日常生活にかかる様々な情報の提供、充実を図ります。



地域で生活する外国人を取り巻く問題(言葉・就労関係・日常生活)に対する相談機関との連携やボランティアスタッフのネットワークの充実に取り組めます。

本市の伝統文化である「能楽」をはじめとして、歴史、文化資源や地場産業などをインターネット等をとおして世界の多様な地域に発信するなど、積極的な情報交流を進めます。

### 3. 国際交流の推進

米国・オレゴン州アッシュランド市、名張西高校が姉妹校提携をしている同州フェニックス高校や市民グループによる交流が続いているデンマークとの友好関係を継続するとともに、さらなる発展を支援します。

名張市スポーツ少年団が交流を続けてきた中国・蘇州市については、さらに友好関係を深め、積極的に交流を促進します。

国際交流や国際協力に関わる市民グループ等の主体的な活動を支援していきます。

## 第5章 新しい時代を拓く、自立と協働による地域経営

### 第1節 協働のまちづくり

#### 1. 市民参画の推進

##### 【基本方針】

- 市民を起点とするまちづくりを進めるため、自治基本条例を策定するとともに、様々な施策の計画、実施、評価の各段階へ積極的な市民の参画を図ります。
- 市民、地域、NPO、企業など多様な主体が、それぞれの特長を生かしながら、適切な役割分担のもとに協働してまちづくりに取り組めるようにします。
- 都市内分権の仕組みを確立し、自己決定、自己責任を基本とした地域住民の主体的な取り組みによる、個性豊かな地域づくりを推進します。

##### 【目標】

自治基本条例を制定するなど、市民参加のまちづくりを進めます。

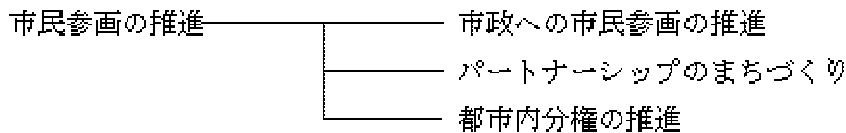
市民、地域、NPO、企業など多様な主体と行政の協働による新しいパートナーシップのまちづくりを進めます。

住民の最も身近な地域でのまちづくりの取り組みを拡大し、都市内分権を推進します。

取組み目標	内容等	前半(2006年度まで)	前半(2009年度まで)
自治基本条例	2004年までに制定	→制定	-----→推進

##### 【施策の展開】

## 施策体系



### (1) 市政への市民参画の推進

市民の参画による市政を推進するため、その基本方針となる自治基本条例を策定します。

市民の意見等を市政に反映させるため、計画等について素案の段階で意見を聴くパブリックコメント制度や各種タウンミーティングの充実を図ります。

市民提案制度の拡充など、市民や地域等の発案を施策に生かせるような仕組みづくりを行います。

行政評価制度の取り組みを推進し、PDCA のマネジメントサイクルを確立するとともに、各段階で公表するなど、市民参加による計画等の進行管理を行います。

### (2) パートナーシップのまちづくり

補完性の原理を基本に、行政と市民との相互理解と適切な役割分担に基づく協力体制を構築し、協働による地域経営を進めます。

公民館など地域の公共施設等の住民組織による管理等を推進するとともに、公園、道路等の里親(アドプト)制度などの導入を進めます。

地域のなかで安心して暮らし続けていくためには、公共的なサービスの提供を住民に最も身近な主体が担うことが重要であるため、地域づくり組織、NPO等への行政事務等の委託の推進するなど、多様な主体により支えあうパートナーシップのまちづくりを推進します。

### (3) 都市内分権の推進

地域住民による自己責任に基づく主体的な選択と決定による、住民自治に向けた取り組みが進められ、地域の発展が図れるよう、ゆめづくり地域交付金制度や地域振興推進チームなど市職員の派遣、人材育成などの支援を充実します。

地域特性を活かした個性的なまちづくりが進められるよう、各地域における地域ビジョン策定の取り組みを支援するとともに、可能な限り総合計画の地区別計画に位置づけるとともに、行政施策に反映できるよう努めます。

地域が資金面でも自立し、創造的な活動が展開されるよう、公共施設の管理や行政事務の委託などを推進するとともに、地域の資源や人材を活用した地域生活支援事業(コミュニティビジネス)などの取り組みを支援します。

地域における経済活動を活性化する効果が期待される地域通貨(自主通貨)について、導入に向け具体的な検討を進めます。

## 第5章 新しい時代を拓く、自立と協働による地域経営

### 第1節 協働のまちづくり

#### 2. 開かれた市政の推進

##### 【基本方針】

情報公開制度の充実を図り、積極的な情報提供により行政運営の透明性を高め、市民と行政が信頼と協力のもと民主的なまちづくりを進めるとともに、市が保有する個人情報の保護について適切な管理を行います。

住民本位のまちづくりを推進するため、市民との直接対話、説明責任の機能強化を図るパブリックコメント制度・タウンミーティング・市長への手紙などの充実を図り、市民の意向把握に努めます。

市政の動きや課題の提供など市民参加の広報紙づくりに努めるとともに、市民のニーズに対応した新しいメディアを活用するなど、効果的な行政情報の提供を推進します。

##### 【目標】

情報公開の充実と個人情報の保護について適切な管理を行います。

市民からの意見や提案など市民の意向把握に努め、市政に反映します。

市民のニーズにあった魅力的で新鮮な情報を効果的に提供します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
出前トークのテーマ数	82 テーマ	100 テーマ	120 テーマ
出前トークの実施回数	50 回	60 回	150 回
市民の声受付件数	300 件	600 件	1000 件
広報なばり発行回数	1 回/月	4 回/月	4 回/月
市ホームページアクセス	1020 件/日	1500 件/日	2000 件/日

##### 【施策の展開】

## 施策体系

開かれた市政の推進

情報公開

市民意向の把握

効果的な情報提供

## (1) 情報公開

### 1. 情報公開の推進

情報公開制度の一層の充実を図るために、インターネット等を利用した積極的な行政情報の提供と情報公開に努めるとともに、行政の市民に対する説明責任を果たします。

審議会等の会議の公開を推進し、意思形成過程の情報を公開する行政システムの確立に努め公正性と透明性を確保します。また、ホームページ等を活用した会議録等の積極的な公開に努めます。

公文書の適切な保管、保存に努めるとともに、迅速な検索等を行うことができるよう、文書管理体制の整備に努めます。

### 2. 個人情報の保護

個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いに関する必要事項を定め、制度の適切な運用を図るとともに、個人情報の適切な維持管理に努めます。

## (2) 市民意向の把握

### 1. パブリックコメント制度の充実

市民生活に影響を与える制度の導入や計画の策定に際し、広報やホームページ等を通じて素案を公表し、市民の意見を制度や計画の策定に反映させるパブリックコメント制度の充実を図ります。

### 2. タウンミーティングの充実

市長や職員が市民の声を直接聴き市政に反映させていく、出前トーク、市長のまちかどトークなどのタウンミーティングの充実を図ります。

### **3. その他の広聴機能の充実 < 各種アンケート調査等 >**

市民の意見を的確・早期に処理するため、政組織全体の広聴機能の向上を図ります。また、市民意識等を把握するため、定期的に市民へのアンケート調査を実施するとともに、意識の変化等を着実に捉えるため市民パネルなどの導入を図ります。

## **(3) 効果的な情報提供**

### **1. 広報なばりの充実**

市政の動きや課題などを取り上げる「問題提起型」と「市民参加型」の広報紙づくりに努めます。また、広報紙による行政情報の一元化を図り、タイムリーな情報提供を行うため、発行回数を増やします。

### **2. ケーブルテレビ行政情報の提供**

主に名張市のまちづくりの課題や市政に関する施策・事業についての特集番組を制作し、ケーブルテレビで放映します。

### **3. ホームページの充実**

ホームページの充実を図り、市政全般についての情報、施策・事業、行事などのお知らせをタイムリーに発信します。また、1事業1ホームページの作成など提供内容を充実します。

### **4. 効果的な広報活動**

新聞・テレビなど各種のメディアを積極的に活用し、適時・的確に行政情報を提供し、名張の情報発信力を強化します。

市民のニーズに対応した新しいメディアを活用し、行政情報を提供します。

「職員すべてが広報担当」をめざして、それぞれの分野で情報発信力を高めます。



## 第5章 新しい時代を拓く、自立と協働による地域経営

### 第2節 市民志向のサービス提供

#### 1. 質の高いサービス

##### 【基本方針】

- 多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応し、市民の満足度を重視する市民(顧客)志向の行政を確立するため、効率とのバランスを考えた、質の高いサービスを提供する取組みを進めます。
- 市民の立場にたって、利用しやすい行政サービスの提供を推進するため、総合窓口など窓口サービスの充実を図ります。
- 市民サービスの向上を図るため、ITを積極的に活用した業務革新を行い、業務の効率化・迅速化・質的向上と、行政情報をいつでも身近に活用できる電子市役所を実現します。

##### 【目 標】

市民(顧客)志向に立った、親切で質の高いサービスを提供するため、継続的な業務の改善、向上を図ります。

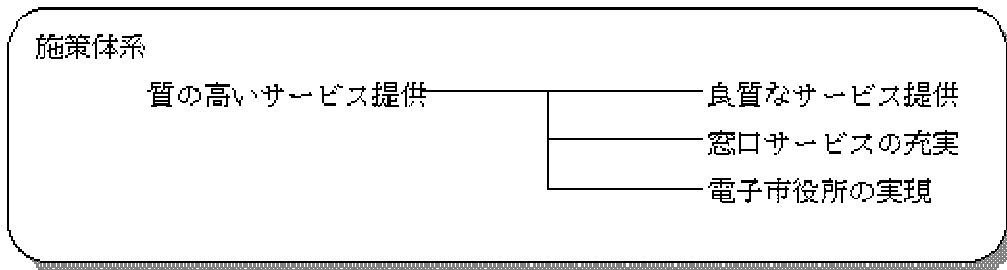
市民が利用しやすいサービス提供のため窓口の総合化等を進めます。

ITを活用し、電子市役所の実現に向け行政の情報化を積極的に推進します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
市民に満足される対応が出来た苦情の割合	-	70%	80%
経営品質向上の取組みによる業務の改善件数	-	20 件	40 件
総合窓口化した業務数	-	5 件	10 件

電子申請・届出の割合	-	20%	40%
------------	---	-----	-----

## 【施策の展開】



### (1) 良質なサービス提供

#### 1. 市民志向のサービス提供

市民志向で質の高いサービスを提供するため、「市民と行政の約束制度」個別指針の更なる充実と的確な運用を推進するとともに、行政サービスの内容や利用方法などの情報をわかりやすく提供し、積極的に説明責任を果たし行政サービスに対する信頼の熟成を図ります。サービス提供にあたっては、組織的かつ継続的に行政サービス向上の取組みを進めるため、職員用マニュアルを作成します。

#### 2. 継続的な改善

市政モニター制を導入するなど市民の視点から評価し、事務改善委員会を設置するなど継続的な事務改善を実施します。

定期的な市民意識調査を実施し、適切な市民意向の把握と施策へ反映する仕組みをつくります。

経営品質向上へのシステム化やサービス向上活動など継続的な行政サービスの改善に取り組みます。

### (2) 窓口サービス等の充実

市民が求めるサービスを適切に提供するため、ニーズを把握し、1ヶ所の窓口で複数の届出・

申請手続きを済ませることができるワンストップサービスを実施する総合窓口を開設します。

時間外延長窓口や図書館等公共施設の利用時間の弾力化など、窓口等サービス時間の弾力化を実施します。

### **(3) 電子自治体の実現**

#### **1. 進化する市民サービス**

情報 KIOSK 端末の設置、申請届出や証明書発行の電子化、地域電子マネーの導入などのインターネット技術の活用や、住民基本台帳カード(ICカード)の多目的な利用を図ることで、時間や場所に制限されないノンストップサービスを実施するなど、市民サービスの利便性や行政の効率性の向上を図ります。

災害時の被害を軽減するとともに市民に安心感を与えることが出来る防災情報システムを整備します。

各室ホームページの充実を図り、リアルタイムの情報を平易に提供し「ガラス張りの市政」を実現します。

#### **2. 効率的な行政情報サービス**

意思決定の迅速化や適切な情報管理を進めるため総合文書管理システムを再構築するとともに電子決裁システムを導入します。

簡素で効率的な行政運営を行うため、人事、給与、財務会計、住民記録、税などの基幹業務を全庁的に運用管理する、総合窓口と連携した統合業務システムを導入します。

業務の効率化、高度化、住民サービスの向上を図るため、地図関連分野の情報の共有化を促進し、全庁的な統合型 GIS(地理情報システム)の活用を進めます。

#### **3. 情報の保護、安全対策**

個人情報などを安全に管理保護するため、情報セキュリティポリシー(情報システムやデータの安全運用に関する計画)を確立します。

## 第5章 新しい時代を拓く、自立と協働による地域経営

### 第2節 市民志向のサービス提供

#### 2. 地域情報化の推進

##### 【基本方針】

- 市民生活の様々な分野の情報を身近に活用できるとともに、地域産業の活性化を促進するため、市民・NPO・事業者等との連携・協力により、「ユビキタス情報社会」に対応できる地域情報拠点機能の整備を核にした情報ネットワークの構築・活用を図ります。
- 地域における情報の積極的な発信と、多様な人々との双方向のコミュニケーションによる交流、連携を促進するための支援を図ります。
- IT(情報通信技術)を活用し、新産業の育成や地域産業の活性化を図るとともに、女性や高齢者、障害者をはじめ多様な就業ニーズにも対応できる新しい働き方であるSOHOをはじめとしたテレワークを支援していきます。

##### 【目標】

地域情報拠点機能の整備を核にした情報ネットワークの構築・活用を図ります。

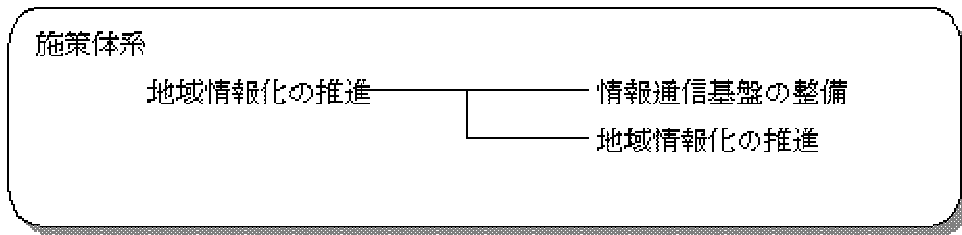
市民、NPO、事業者等との連携・協力による地域情報ネットワークの構築・活用を図ります。

ITを活用し地域間や多様な主体が情報発信、交流できる仕組みづくりを行います。

新産業の育成や企業活動の活性化を支援するシステムを構築します。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
地域情報拠点機能	-	調査・研究	1 箇所
行政チャンネル	-	アナログ(配信型片方向)	デジタル(参加型双方向)
地域ポータルサイト	-	開設	運営————▶
産業情報データベース	-	調査	構築————▶

## 【施策の展開】



### (1) 情報通信基盤の整備

情報通信の高度な活用を総合的に推進していくために、地域情報の共有、交流の核となる拠点施設機能の整備とともに、それを核としたCATV網や地域イントラネットを活用しての広域的な公共ネットワークの構築を進めます。

ケーブルテレビを活用したデジタル放送による双方向型の行政チャンネルを設置し、テレビからでも申請・届出手続きや施設予約が可能となるシステム構築に取り組みます。

### (2) 地域情報化の推進

行政情報をはじめ市域における住民組織、公的機関、学校、商店街、民間企業、市民団体など、地域のあらゆる情報が集まる「地域ポータルサイト」を創設します。

地域間やNPO、ボランティア団体など多様な主体が情報発信・交流できる場を、IT(情報通信技術)を活用し整備します。

新産業の育成や地域産業の活性化を図るため、産業情報データベースの構築や企業間ネットワークの整備など産業分野のシステム整備を支援していきます。

SOHOを支援するため、各種情報をデータベース化し情報提供を促進します。また、総合的に支援していくため、施設及び設備の提供も含めたサポートセンターの整備を検討していきます。

## 第5章 新しい時代を拓く、自立と協働による地域経営

### 第3節 持続可能な市政

#### 1. 戦略的かつ計画的な都市運営

##### 【基本方針】

- 地方分権の進展や右肩下がりを経済環境に対応するため、戦略的かつ計画的な市政を推進するとともに、社会環境の変化にも的確に対応できる柔軟な行政運営を推進します。
- 市民の視点に立った成果重視の行政を実現するため、行政評価制度の充実を図るとともに、職務の遂行とその結果による成果を重視する観点から目標管理制度を確立させ、職員のマネジメント機能を高めます。
- 新しい行政課題に的確に対応し、職員の創意や能力を最大限に発揮できる簡素かつ機能的な組織運営を行ないます。

##### 【目標】

総合計画に基づき計画的な市政を推進するとともに、社会環境の変化に対し計画の見直しを行なうなど柔軟な市政を進めます。

行政評価制度の充実を図るとともに、目標管理制度の確立により職員のマネジメント機能を高めま

す。職員の創意や能力を最大限発揮できる簡素かつ機能的な組織運営に努めます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
行政評価制度による事務事業の改善件数	-	20 件	50 件

##### 【施策の展開】

## 施策体系

戦略的かつ計画的な都市経営

戦略的行政の推進

成果重視の市政運営

機能的な組織運営

### (1) 戦略的行政の推進

右肩下がりので厳しい社会環境の中で持続可能な行政運営を行うため、経営方針や行政課題を明確に示すとともに、「選択と集中」を基本に施策を厳選し、戦略的かつ重点的に施策を展開します。

総合計画を計画的に推進し、着実な課題解決を図るため、財政計画と整合した実施計画を策定します。

効果的な施策展開を図るため、明確な目標をかけた計画の進捗状況を公開するなど、市民参加のもとに計画の適切な進行管理を進めます。

総合計画の適切な管理を行い、環境変化や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応するとともに、行政評価制度の取り組みを推進し、PDCA のマネジメントサイクルを確立します。

### (2) 成果重視の市政運営

ニューパブリックマネジメントによる成果重視の都市経営を目指し、行政評価制度や目標管理制度の充実を図ります。

行政評価制度や目標管理制度により、目標達成手段の妥当性を検証し見直すとともに施策や事業の優先順位を明確化し、限られた資源の有効活用を図りながら、市民の視点に立った成果志向、目的指向型の行政運営を行います。また、評価結果の公表を通して、市民ニーズを迅速かつ的確に把握し、施策決定や事業計画に反映します。

適正で効率的な行政運営を確保し、市政に対する信頼性を向上させるため、外部監査制度の導入を検討します。

### (3) 機能的な組織運営

総合計画の効果的な実現を図るため、職員及び各部門の政策形成能力の向上と各部門における経営管理機能の充実を重視しながら、簡素効率の観点から組織のフラット化、フレキシブル化、フロント化を推進します。

機動的で柔軟な組織運営を行うため、部門間の政策形成ネットワークやマトリックス組織の形成を推進するとともに、常に組織の見直しを行い、時代の行政課題に的確に即応できる組織機構を構築します。



## 第5章 新しい時代を拓く、自立と協働による地域経営

### 第3節 持続可能な市政

#### 2. 効果・効率的な市政

##### 【基本方針】

効率的で小さな地方政府を目指すための適正な定員管理を図るとともに、行政課題の高度化・専門化に対応するため、職員の能力・資質の向上を図ります。

経費を節減し効率的な行財政運営を進めるため、事務事業の効率化を図るとともに、サービス向上のため、行政評価制度・市民と行政の約束制度と連携し、継続した経営品質改善を進めます。

民間の経営手法や民間活力の導入による業務の民営化・民間委託等を推進し、効率的で質の高い行政運営への転換を図ります。

##### 【目標】

適正な定員管理による人員削減に努め、小さな市役所を目指すとともに、成果主義・能力主義に基づく人事管理制度を構築します。

職員・職場の変革と新しい時代の変化に対応できる人材の育成に取り組みます。

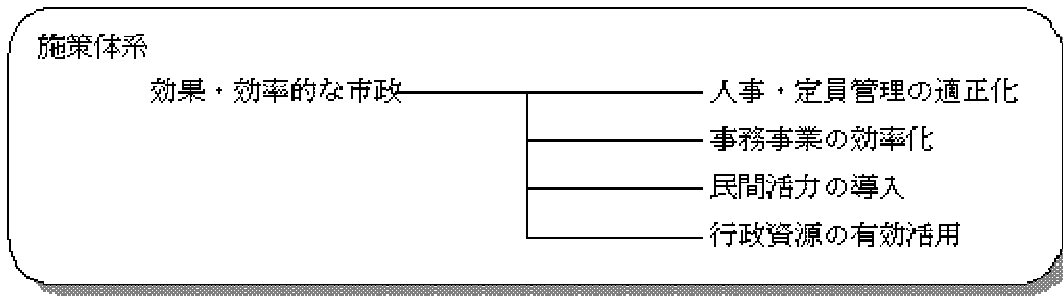
経費節減と合理化、サービスの向上のため、継続した経営品質改善を進めます。

事務事業の民営化、民間委託の推進など民間活力の導入を図り、効率的で質の高い行政運営への転換を目指します。

未利用公共用地や遊休既存施設等については、将来の動向を見極めながら有効活用を図ります。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
職員数	1,059 人	1,020 人	960 人
能力・成果主義に基づく人事管理制度	-	調査・研究	運用

##### 【施策の展開】



### (1) 人事・定員管理の適正化

定員管理計画を策定するとともに、職員配置の徹底した見直しにより限られた人員で最大限の能力が発揮できるよう適正管理に努め、効率的な執行体制の整備を行います。

新しい時代に対応する革新的な発想と政策形成能力の向上を図り、能力や実績を重視した人事管理制度を構築します。

職員の意識が変わり、やる気ややりがいを感じられる職場づくりのために、職場風土改革をすすめます。

地方分権や多様化・高度化する行政需要など、新しい時代の変化に対応できる職員としての人材を育成します。

### (2) 事務事業の効率化

行政運営に民間企業の経営手法を導入し、事務事業を抜本的に見直すことにより、経費の節減や効率化を推進します。

サービス改善のため、行政評価制度、市民と行政の約束制度と連携し、継続した経営品質改善を推進する体制を整備し、より一層の効果的、効率的な行財政運営を行います。

ITの活用により、事務手続きの簡素化や事務処理の迅速化を進め、市民の利便性の向上と事務の効率化を推進します。

### (3) 民間活力の導入

民間でできることは民間に委ねることを基本として、サービス水準の更なる向上を目指し、保育

所等の民営化、学校給食、ごみ収集、公共施設管理、定型的な事務等の民間委託を積極的かつ計画的に推進し、行政構造の転換を図ります。

効率的な社会資本の整備と質の高い公共サービスを提供するため、民間の資金や経営ノウハウの活用を進めるとともに、公共と民間の適切な役割分担のもとに、市営住宅等公共施設の整備、管理運営等にPFIを導入します。

#### **(4) 行政資源の有効活用**

未利用公共用地の売却、貸付など有効活用することによって、維持管理経費の削減及び財源の確保を図ります。

住民ニーズに対応するため、余裕教室や既存施設の有効活用や転用の推進を図ります

## 第5章 新しい時代を拓く、自立と協働による地域経営

### 第3節 持続可能な市政

#### 3. 持続可能な財政運営

##### 【基本方針】

- 右肩下がりを経済環境による厳しい財政状況と、地方分権の進展に連動し、自立を原則とした、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲、地方交付税の見直しを柱とした「三位一体の改革」等による地方財政制度の転換を十分認識し、時代の変化に柔軟に対応できる健全で持続可能な財政運営を目指します。
- 大きな経済成長が見込めず市税収入の増収も期待できない中、こうした課題に対応するためには、既存事務事業の見直しによる行財政改革の推進はもちろんのこと、自主財源の確保と充実に努め財源を生み出すことに取り組みます。

##### 【目標】

実施計画や行政評価制度と連動した健全かつ計画的な予算編成を進めます。

自主財源の確保と充実に取り組みます。

数 値 目 標	現 状	2006 年度目標	2009 年度目標
行政評価制度と連動する予算編成制度の構築	-	構築	継続
市税の収納率	94.37%	94.70%	95.01%

##### 【施策の展開】

施策体系

持続可能な財政運営

健全かつ計画的な財政運営

税財源等の確保

## (1) 健全かつ計画的な財政運営

的確な財政見通しに基づき、限られた財源で最大の効果をあげるため、計画や実績により重要度、優先度や投資効果などを十分考慮して財源配分を行う、長期総合計画や行政評価制度と連動する予算編成システムを構築します。

事務の簡素化、効率化を図るため、事務事業の整理・合理化を図り経費節減に努めます。

計画的で効率的な財政運営を図るため、バランスシート等の導入により財政状況の的確な把握を行い、市民にわかりやすい予算の情報提供を行います。

## (2) 税財源等の確保

納税負担の公平の原則に基づき、納税意識の高揚を図り市税収納率の向上を図るとともに、税財源の見直しを行い、法定・法定外目的税の創設等自主財源の確保に努めます。

受益者負担の原則に基づき、市民の理解と協力のもと、使用料や手数料等の適正化に努めます。

未利用公共用地等の民間への売却、賃貸等により維持管理経費の削減及び財源の確保を図ります。

経済効果、税増収効果に配慮した施策を積極的に推進します。

## 第5章 新しい時代を拓く、自立と協働による地域経営

### 第4節 広域連携の推進

#### 1. 広域連携の推進

##### 【基本方針】

共通する歴史や文化を背景とする伊賀市(予定)との広域的な連携をさらに強化し、それぞれの地域個性を発揮しながら、広域的な計画に基づく政策連携を進め、魅力ある圏域づくりに取り組みます。

市町村合併の動向を踏まえながら、日常生活で深いつながりのある美杉村や奈良県の周辺地域との連携をいっそう強化し、多様な交流を積極的に促進することで、新しい生活圏づくりに取り組みます。

三重の西の玄関口として位置づけられる地理的な特性を活かしながら、広域的な地域連携を進め、近畿と中部を結ぶ結節点としての役割を積極的に担うほか、多様な分野における地域間ネットワークの創造に取り組みます。

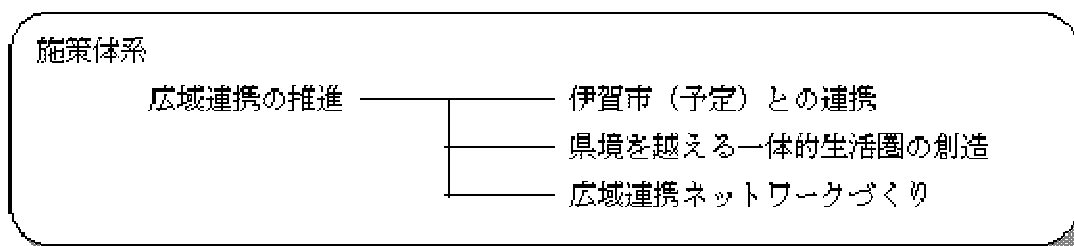
##### 【目標】

伊賀市(予定)との連携強を強化し、伊賀地域の一体的な発展を目指します。

名張川流域広域共生圏研究協議会の発展、連携強化を進めます。

関西と中部を結ぶネットワークづくりを進めます。

##### 【施策の展開】



#### (1) 伊賀市(予定)との連携強化

伊賀地域の新しい地域戦略を構築し、産業、文化、福祉、交通など幅広い分野の連携を進め、多様な主体の協働により魅力ある「伊賀の国」づくりを進めます。

伊賀市(予定)との連携を強化し、広域行政体制の再編、充実を図るとともに、事務の共同処理や施設の共同利用、政策連携を推進し、効果効率的な広域行政を展開します。

## (2) 県境を越える一体的生活圏の創造

市町村合併の動向を踏まえながら、名張川流域広域共生圏研究協議会を発展させるとともに、活動を一層強化し、関係地域との幅広い連携・交流を進めます。

これまでの観光など単一の政策連携から、福祉、医療、環境、産業、交通、文化、スポーツなど広範な分野の連携を促進するため、共通する地域課題を広域的な視点から検討する組織を設置するなど、新しい広域行政の展開を図ります。

幅広い交流機会や連携の仕組みづくりを積極的に進め、集客・交流人口の拡大や新たな産業の創出、地域経済の活性化などに努めます。

## (3) 広域連携ネットワークづくり

三重県や県内市町村との連携を強化し、三重県の西の玄関口としての役割を積極的に担うなど東西の地域を結ぶ拠点機能の向上を図ります。

日本の伝統文化を代表する京都、滋賀、奈良や伊勢の中心に位置する地理的特性を活かし、能楽などの名張の歴史、文化を積極的に発信しながら、歴史街道構想の推進などをおして、京滋奈三地域等との交流連携ネットワークを形成します。

大阪都市圏や奈良中和地域への戦略的な情報発信や連携を強化し、市民のニーズに対応して地域資源を相互に有効活用できるよう調査研究を進めます。

学術・文化、観光、産業、環境、福祉など、共通する地域課題や目的により多様な都市間連携を促進し、交流のための組織化やイベント等の開催など、多様な分野における重層的な交流ネットワークの創造と活用を図り、全国へ積極的に情報発信し、活力ある地域づくりを進めます。